三田市地域防災計画　　目　次

地震災害対策計画資料編

［第１章　総　　則］

資料1-5-1　三田市防災会議条例 ---------- 1
資料1-5-2　防災会議委員名簿 ---------- 3
資料1-5-3　三田市防災会議運営規程 ---------- 5
資料1-5-4　三田市災害対策本部条例 ---------- 6
資料1-5-5　三田市災害対策本部設置要綱 ---------- 7
資料1-6-1　地震災害履歴 ---------- 10
資料1-6-2　地盤種別区分図 ---------- 30

［第２章　災害予防計画］

資料2-1-1　面的都市基盤整備状況 ---------- 31
資料2-1-2-1 都市計画道路等の整備状況 ---------- 32
資料2-1-2-2 第６次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～7年度） ---------- 35
資料2-1-3　市内ヘリポート離発着場一覧 ---------- 36
資料2-1-4　都市計画公園の整備状況 ---------- 37
資料2-1-5　ため池施設の整備計画 ---------- 38
資料2-1-6　特に警戒を要する河川 ---------- 39
資料2-1-7　急傾斜地崩壊危険箇所 ---------- 40
資料2-1-8　山地災害危険地区 ---------- 41
資料2-1-9　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ---------- 43
資料2-1-10　宅地造成工事規制区域の指定 ---------- 57
資料2-1-11　大規模盛土造成地マップ ---------- 58
資料2-1-12　災害危険区域指定状況 ---------- 60
資料2-1-13　危険物施設等の設置状況 ---------- 61
資料2-2-1　避難所一覧 ---------- 63
資料2-2-2　災害時重要路線図 ---------- 67
資料2-2-3　兵庫衛星通信ネットワーク運用要領 ---------- 69
資料2-2-4　災害対応総合情報ネットワークシステムの概要 ---------- 72
資料2-2-5-1 三田市防災倉庫備蓄計画物資一覧 ---------- 74
資料2-2-5-2 市指定避難所防災資機材一覧 ---------- 75
資料2-2-5-3 災害時要援護者用備蓄品の流通備蓄や災害時応援協定で調達する品目 -- 77
資料2-2-6　水防作業用機材・資材一覧 ---------- 78
資料2-2-7　消防本部ポンプ等保有台数 ---------- 79
資料2-2-8　化学消火薬剤等備蓄状況 ---------- 80
資料2-2-9　消防団員階級別定員等調 ---------- 80
資料2-2-10　消防団ポンプ等保有台数 ---------- 81
資料2-2-11　消火栓、貯水槽等 ---------- 81
資料2-2-12　応援・受援の活動内容（例） ---------- 82
資料2-2-13　避難行動要支援者の具体的な範囲 ---------- 86
資料2-2-14　名簿作成に必要な情報の把握 ---------- 87
資料2-3-1　自主防災組織等一覧 ---------- 88
資料2-3-2　学校における避難所運営業務及び市町防災部局への

移行手順に係る留意事項 ---------- 90
資料2-3-3　中山間地等における孤立可能性集落 ---------- 91

［第３章　災害応急対策計画］

資料3-1-1　地震の震度階 ---------- 92
資料3-1-2　東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応 ---------- 97
資料3-1-3-1 兵庫県消防防災ヘリコプター運行管理要綱 ---------- 99
資料3-1-3-2 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領 ---------- 109
資料3-1-4　災害救助法による救助の基準 ---------- 118
資料3-1-5　被害程度の認定基準 ---------- 129
資料3-2-1　庁内携帯電話一覧表 ---------- 132
資料3-2-2　非常無線通信経路計画 ---------- 133
資料3-2-3　報道機関内の連絡先一覧 ---------- 134
資料3-2-4　三田市ＭＣＡ防災行政無線設置場所一覧 ---------- 138
資料3-3-1　分団器具庫一覧 ---------- 140
資料3-3-2　消火薬剤の製造業者一覧表 ---------- 141
資料3-5-1　市保有車両一覧表 ---------- 142
資料3-5-2　指定輸送業者一覧表 ---------- 143
資料3-5-3　緊急輸送道路ネットワーク図 ---------- 144
資料3-7-1　三田市登録業者（土木工事、建築工事、造園工事） ---------- 145
資料3-7-2　医療救護班編成表 ---------- 148
資料3-7-3　収容棺等の調達先 ---------- 148
資料3-7-4　近隣市営火葬場一覧 ---------- 149
資料3-8-1　市内パン製造業者一覧 ---------- 149
資料3-9-1-1 応急仮設住宅建設場所等基本的な考え方 ---------- 150
資料3-9-1-2 応急仮設住宅建設候補地一覧 ---------- 152
資料3-9-2　浄化槽清掃等許可業者 ---------- 153
資料3-9-3　災害緊急時の素堀した仮設トイレの作り方 ---------- 154
資料3-10-1　三田市上下水道工事業務共同組合加入業者一覧 ---------- 155
資料3-10-2　上下水道施設応急復旧用資機材調達先一覧 ---------- 155

［第４章　災害復旧計画］

資料4-1-1　災害弔慰金の支給等に関する条例 ---------- 156
資料4-1-2　災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 ---------- 160
資料4-1-3-1 三田市災害見舞金等支給要綱 ---------- 164
資料4-1-3-2 日本赤十字社三田市地区災害見舞金等支給要綱 ---------- 167
資料4-1-4　災害弔慰金の支給等の概要 ---------- 169
資料4-1-5　被災者等の支援に関する各種制度の概要 ---------- 173
資料4-2-1　中小企業融資一覧 ---------- 182

風水害等対策計画資料編

資料5-1　風水害履歴 ---------- 183
資料5-2-1　ハザードマップさんだ ---------- 210
資料5-2-2　浸水想定区域内における地下街等 ---------- 212
資料5-2-3　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 ---------- 213
資料5-3　気象予警報等の種類及び基準 ---------- 215

大規模事故災害対策計画資料編

資料6-1　市内放射性物質取扱事業所一覧 ---------- 219

様　式　集

１　三田市様式

様式第１号　自衛隊派遣要請書 ---------- 220
様式第２号　災害報告及び対応処理票 ---------- 221
様式第３号　被害状況報告書 ---------- 222
様式第４号　緊急通行車両事前届出書 ---------- 224
様式第５号　航空機支援要請書 ---------- 226
様式第６号　災害防疫業務完了報告書 ---------- 227
様式第７号　り災証明書 ---------- 229
様式第８号　避難所別避難者数一覧 ---------- 230
様式第９号　避難の状況 ---------- 231
様式第10号　人的被害発生状況 ---------- 232
様式第11号　家屋被害状況 ---------- 233
様式第12号　物資調達配給状況 ---------- 234
様式第13号　避難・救護所開設の状況 ---------- 235

２　災害救助法様式

様式１　被害状況調 ---------- 236
様式２　災害救助費概算額調 ---------- 237
様式３　救助の種目別物資受払状況 ---------- 238
様式４　避難所設置及び収容状況 ---------- 239
様式５　応急仮設住宅台帳 ---------- 240
様式６　炊出し給与状況 ---------- 241
様式７　飲料水の供給簿 ---------- 242
様式８　物資の給与状況 ---------- 243
様式９　救護班活動状況 ---------- 244
様式10　病院診療所医療実施状況 ---------- 245
様式11　助産台帳 ---------- 246

様式12　被災者救出状況記録簿 ---------- 247
様式13　住宅応急修理記録簿 ---------- 248
様式14　学用品の給与状況 ---------- 249
様式15　埋葬台帳 ---------- 250
様式16　死体処理台帳 ---------- 251
様式17　死体検索状況記録簿 ---------- 252
様式18　障害物除去の状況 ---------- 253
様式19　輸送記録簿 ---------- 254
様式20　賃金職員雇上台帳 ---------- 255
様式21　災害救助費繰替支弁金請求書 ---------- 256
様式22　救助実施記録日計票 ---------- 257
様式23　死体の捜索状況記録簿 ---------- 258

関係機関連絡先一覧

１　指定地方行政機関 ---------- 259
２　自衛隊 ---------- 259
３　兵庫県 ---------- 260
４　指定公共機関 ---------- 260
５　指定地方公共機関 ---------- 261
６　近隣市町 ---------- 261
７　防災関係団体 ---------- 262

協　定　集（別冊）

相互応援協力協定

協定1-1　兵庫県広域消防相互応援協定----------1
兵庫県広域消防相互応援覚書----------4
協定1-2　兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定 ----------17
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領----------20
協定1-3　兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定----------24
協定1-4　阪神７市１町との災害応急対策活動の相互応援に関する協定書------34
阪神７市１町との災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目 36
消防相互応援に関する覚書 ----------42
協定1-5　神戸市近隣７市１町との災害応急対策活動の相互応援に関する協定 --44
神戸市近隣７市１町との災害応急対策活動の相互応援に関する協定
実施細目 ----------47
協定1-6　神戸市・三田市消防相互応援協定書 ----------49
神戸市・三田市消防相互応援覚書----------53
協定1-7　三田市・篠山市災害応急対策活動の相互応援に関する協定 ---------55
協定1-8　三田市・篠山市消防相互応援協定----------57
消防相互応援に関する覚書 ----------59
協定1-9　三木市・三田市消防相互応援協定書 ----------60
三木市・三田市消防相互応援覚書----------63
協定1-10　三田市・北はりま消防組合消防相互応援協定書----------66
三田市・北はりま消防組合消防相互応援に関する覚書　----------68
協定1-11　中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定--------69
中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定に基づく
覚書 ----------73

協定1-12　中国自動車道における消防及び救急等の業務に関する覚書 ---------76
協定1-13　舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定----------78
舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定に基づく覚書 ---------83
協定1-14　舞鶴若狭自動車道における消防及び救急業務に関する覚書 ---------87
協定1-15　山陽自動車道消防相互応援協定----------91
山陽自動車道消防相互応援協定に基づく覚書----------96
協定1-16　山陽自動車道における消防及び救急業務に関する覚書 ----------100
協定1-17　兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定102
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定
実施細目 ----------104
協定1-18　地震等災害発生における相互医療応援に関する協定書 ----------110
協定1-19　兵庫県水道災害相互応援に関する協定 ----------112
協定1-20　災害等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定書 --------117
協定1-21　災害時における三田市と三田市内郵便局との相互協力に関する覚書 -119
協定1-22　三田市・鳥羽市災害時相互応援協定書 ----------121
協定1-23　近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域に
おける消防相互応援協定に基づく覚書 ----------123
協定1-24　近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域に
おける消防相互応援協定 ----------125
協定1-25　近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）のうち兵庫県の区域に
おける消防及び救急等の業務に関する覚書 ----------127
協定1-26　災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関す
る覚書----------129
協定1-27　大規模災害時における相互応援に関する協定----------131

整備協定

協定2-1　三田市と神戸市の間に整備する連絡管に関する基本協定書 --------133
協定2-2　三田市と神戸市の間の連絡管の整備及び運用に関する協定書-------134
協定2-3　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社）136

輸送協定

協定3-1　災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定書（神姫バス）
----------138
協定3-2　災害時における物資等の輸送に関する協定書（トラック協会）-----140
協定3-3　災害時における要援護者の輸送協力に関する協定書（播州交通(株)・有馬
交通(株)・三田タクシー(株)・日本交通(株)・福祉タクシーのはら・介護
タクシーたなごころ・ささき福祉介護タクシー・福祉タクシーおくの・三
田すみれ介護タクシー・介護タクシーみき・まきい福祉タクシー・福祉タ
クシーハリーズ・介護タクシーきさらぎ） ----------142
協定3-4　災害時における物資集積場所の提供等に関する協定書（レンゴーロジステ
ィクス株式会社三田流通センター） ----------147
協定3-5　災害時における物資集積場所の提供等に関する協定書（日立オートモティ
ブシステムズ阪神株式会社） ----------149
協定3-6　災害時における危険物保管場所の提供等に関する協定書（片山化学工業株
式会社） ----------151
協定3-7　災害時における要援護者の輸送協力に関する協定書（ジーラ・ケア・サー
ビス・福祉タクシーもちの木・黒豆介護タクシー・介護タクシーすみー
る・介護タクシーいろは・しおみ介護タクシー・福祉タクシーやよい）
----------153
協定3-8　災害時における物資等の輸送及び物資集積場所等の運営に関する協定
(株式会社アルファグループホールディングス)----------155

協定3-9　災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定
（佐川急便株式会社）----------158

物資等供給協定

協定4-1　緊急時における生活物資確保に関する協定（コープこうべ）-------164
緊急時における生活物資確保に関する覚書 ----------168
協定4-2　災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書
（イオンモール） ----------172
協定4-3　災害時における物資供給の協力に関する協定書
（マックスバリュ西日本株式会社） ----------174
協定4-4　災害時における支援協力に関する協定書
（イオンリテール株式会社）----------176
協定4-5　災害時における物資供給の協力に関する協定書（スーパーマーケットＮＩＳＨＩＹＡＭＡ） ----------181
協定4-6　災害時における物資供給の協力に関する協定書（ジェイエイアクト） -------183
協定4-7　災害時における物資供給の協力に関する協定書
（兵庫六甲農業協同組合） ---------- 187
協定4-8　災害応急対策業務における物資供給の協力に関する協定書
（ロイヤルホームセンター） ---------- 191
協定4-9　災害時における医薬品等の供給に関する協定書（メディセオ） ----- 193
協定4-10　災害時における物資の供給に関する協定書（レンゴー）----------195
協定4-11　災害時等における支援協力に関する協定書（ダイキ）----------199
協定4-12　災害時における燃料供給等に関する協定書（兵庫県石油商業組合）----------203
協定4-13　災害時における物資の供給支援に関する協定書（林株式会社）----------205
協定4-14　災害時における物資の供給支援に関する協定書
（桐灰小林製薬株式会社）----------207
協定4-15　災害時における物資の供給支援に関する協定書
（ソフト９９コーポレーション）----------209
協定4-16　災害時における物資等の供給支援に関する協定書
（アイリスオーヤマ株式会社）----------211
協定4-17　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
（株式会社ゼンリン）----------213
協定4-18　災害時等における畳の提供に関する協定書
（「５日で５０００枚の約束。プロジェクト実行委員会）-------217
協定4-19　災害等の非常時における飲料供給に関する覚書
（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社）----------219
協定4-20　災害等の非常時における飲料供給に関する覚書
（ダイドーベンディング近畿株式会社）----------222
協定4-21　災害時等における物資の供給に関する協定書
（仙代テック株式会社）----------225
協定4-22　災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定（兵庫トヨタ自動車株式会社、神戸トヨペット株式会社、トヨタカローラ神戸株式会社、ネッツトヨタ神戸株式会社、ネッツトヨタゾナ神戸株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社兵庫支社）----------229
協定4-23　災害時における物資の供給に関する協定書
（コーナン商事株式会社）----------238
協定4-24　災害時における物資調達に関する協定書
（スギホールディングス株式会社）----------243
協定4-25　災害時における物資の供給に関する協定
（株式会社ナフコ）----------247

協定4-26　災害時における物資供給の協力に関する協定
（日乃本食産株式会社）----------251
協定4-27　災害時における食料の調達支援協力に関する協定書
（一般社団法人日本最適化栄養食協会）----------255
協定4-28　災害時におけるペットの飼養管理に係る物資の供給に関する協定
（株式会社アミーゴ）----------260

放送協定

協定5-1　災害緊急放送の実施に関する協定（エフエムさんだ）----------266
協定5-2　災害時等における緊急放送に関する協定（ジェイコムウエスト）-----267
（参考）　災害時における放送要請に関する協定（兵庫県知事）----------269

人材・技術・資材等提供協定

協定6-1　防災エキスパートの活用に関する協定書
（まちづくり技術センター理事長）----------271
協定6-2　災害救助犬の出動に関する協定書（日本レスキュー協会）----------273
協定6-3　災害時における応急対策業務に関する協定書（造園緑化管理組合）-276
協定6-4　災害時における応急対策業務に関する協定書（兵庫県建設業協会）-280
協定6-5　災害応急対策業務に関する協定書（電気工事工業組合）----------284
協定6-6　災害時における仮設簡易トイレの設置協力に関する協定書（ベクセス）288
協定6-7　災害時等における消防用水等の供給支援協力に関する協定
（大阪広域生コンクリート協同組合）----------289
協定6-8　災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）-291
協定6-9　災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）---------- 293
協定6-10　災害時における上水道の応急活動に関する協定書（第一環境株式会社）
---------- 295
協定6-11　災害時における上水道の応急活動に関する協定書（三田市上下水道工事業協同組合）---------- 297
協定6-12　災害時における廃棄物処理等に関する応援協定書（兵庫県環境事業商工組合）---------- 299
協定6-13　災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定（一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会摂丹支部）---------- 301
協定6-14　大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書（兵庫県行政書士会）---------- 305
協定6-15　災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書（一般社団法人兵庫県水質保全センター）---------- 310
協定6-16　災害時における物資の供給等に関する協定書（ナガワ）-------- 315
協定6-17　災害時における支援協力に関する協定書（三田環境整備事業協同組合）
---------- 319
協定6-18　災害時における避難所等の運営支援に関する協定書（学校法人神戸滋慶学園神戸医療福祉専門学校三田校）---------- 326
協定6-19　災害時等における支援協力に関する協定（株式会社ケアサポート北摂）--
---------- 328
協定6-20　災害時における人的支援等に関する協定書（キシダ化学株式会社）--330
協定6-21　災害時等における支援協力に関する協定（特定非営利活動法人にしきシャクナゲ）---------- 332
協定6-22　災害時等における被害状況の情報収集に関する協定書（アジア航測株式会社）---------- 334
協定6-23　災害時における無人航空機の運用に関する協定書（一般社団法人地域・再生・防災ドローン利活用推進協会、株式会社サクシード（一般社団法人

地域再生・防災ドローン利活用推進協会　兵庫三田支部）、一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会） ---------- 336
協定6-24　災害時における人的支援に関する協定書（レジノカラー工業株式会社） ---------- 340
協定6-25　災害時における人員の派遣に関する協定書（日本メジフィジックス株式会社） ---------- 342
協定6-26　災害時における人員の支援等に関する協定書（太陽ケーブルテック株式会社） ---------- 344
協定6-27　災害時等における支援協力に関する協定書（社会福祉法人　風） --- 346
協定6-28　災害時における入浴施設としてゴルフ場施設等を使用することに関する協定書（三田市ゴルフ協会） ---------- 349
協定6-29　災害時等における協力に関する協定書（一般社団法人三田青年会議所、三田市社会福祉協議会）----------351
協定6-30　災害時における避難所等の運営支援に関する協定書（公益社団法人三田市シルバー人材センター） ---------- 355
協定6-31　災害時における人員の支援に関する協定書（日本フレーバー工業株式会社） ---------- 357
協定6-32　災害時における機材の貸出に関する協定書（株式会社東海大阪レンタル） ---------- 359
協定6-33　特殊災害発生時の協力に関する協定書（海上災害防止センター） --- 361
協定6-34　災害時における支援に関する協定書（ノムラクリーニング） ------- 363
協定6-35　災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書（社会福祉法人三田市社会福祉協議会） ---------- 365
協定6-36　災害時における人員の派遣に関する協定書（社会福祉法人三田市社会福祉協議会） ---------- 367
協定6-37　災害時等における消毒及び衛生害虫等の駆除業務に関する協定書（一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会） ---------- 369
協定6-38　災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書（三協フロンテア株式会社） ---------- 372
協定6-39　災害時における資機材の貸出に関する協定書（西尾レントオール(株)・(株)レント・(株)リョーキ・(株)カンキ・ベストレンタル(株)・太陽建機レンタル(株)・日立建機日本(株)） ---------- 374
協定6-40　災害時における入浴施設の提供に関する協定（株式会社レック） --- 377
協定6-41　災害時における連携協力に関する協定書（兵庫県弁護士会） ------- 379
協定6-42　防災・スマートシティ推進に関する連携協定----------381
協定6-43　災害時における車両の貸渡に関する協定(兵庫県レンタカー協会) ----383
協定6-44　災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書（兵庫県司法書士会)----------389
協定6-45　災害時における消防活動の協力に関する協定(兵庫県解体工事業協会)-392
協定6-46　災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（株式会社三田自動車学院） ---------- 397
協定6-47　災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（大成機工株式会社） ---------- 403
協定6-48　災害時における炊き出し等に関する協定書（株式会社コスモス食品） 408
協定6-49　災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書（株式会社Biyori） ---------- 412

避難所提供協定

協定7-1　災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書----------418

協定7-2　災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書（社会福祉法人黎明会） ---------- 421
協定7-3　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（兵庫県立上野ケ原特別支援学校） ---------- 427
協定7-4　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（兵庫県立高等特別支援学校） ---------- 429
協定7-5　災害時等における支援協力に関する協定書（医療法人社団紀洋会） ---------- 431
協定7-6　災害時等における支援協力に関する協定 ---------- 437
協定7-7　交通遮断時における帰宅困難者支援協力に関する協定（トヨタカローラ神戸株式会社） ---------- 440
協定7-8　害時における支援協力に関する協定（社会福祉法人健輪会） -- 442

【資料1-5-1】三田市防災会議条例

三田市防災会議条例　（昭和38年10月３日　三田市条例第16号）

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、三田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平 12 条例 2・一部改正）

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　三田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平 24 条例 54・一部改正）

（会長、副会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長、副会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、市長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　副会長は、副市長をもつて充てる。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

６　委員は、次に掲げるものをもつて充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　兵庫県職員のうちから市長が任命する者

(3)　兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4)　市の職員から市長が指名する者

(5)　教育長

(6)　消防長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

７　前項の委員の定数は、30 人以内とする。

８　第６項第７号から第９号までの委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

9　前項の委員は、再任されることができる。

（平２条例13・平５条例14・平16条例５・平19条例５・平19条例44・平24条例54・一部改正）

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和45年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成２年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成５年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成12年条例第２号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

付　則（平成16年条例第５号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成16年４月１日から施行する。

付　則（平成19年条例第５号）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

付　則（平成19年条例第44号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

付　則（平成24年条例第54号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

【資料1-5-2】防災会議委員名簿

職名	所　　属	氏　　名	住　所（電　話）
会　　長	三田市長	田村　克也	三田市三輪２丁目１番１号 （563-1111）
副 会 長	三田市副市長	名倉　嗣朗	
２号委員	兵庫県阪神北県民局長	小野山　正	宝塚市旭町２－４－１５ （0797-83-3101）
３号委員	兵庫県三田警察署長	南澤　英志	三田市天神１丁目10番１号 （563-0110）
４号委員	危機管理監	井上　浩行	三田市三輪２丁目１番１号 （563-1111）
５号委員	三田市教育長	加嶋　幸彦	
６号委員	三田市消防長	大西　孝男	三田市下深田396 （564-0119）
	三田市消防団長	辻本　實	
７号委員	西日本旅客鉄道（株）三田駅長	高橋　哲也	三田市駅前町１番32号（508-1488）
	ＮＴＴ西日本㈱ 兵庫支店 設備部 災害対策室次長	高橋　徹哉	神戸市中央区海岸通11番 NTT神戸中央ﾋﾞﾙ16F（078-393-9440）
	関西電力送配電（株）三田配電営業所長	田村　暢啓	三田市福島字宮野前501-26
	神戸電鉄（株）岡場駅長	向山　武	神戸市北区藤原台中町１丁目1番１号 （078-982-6193）
	神姫バス（株）三田営業所長	西村　敦	三田市ゆりのき台６丁目２番地 （565-5711）
	丹有地区運輸事業協同組合 代表理事	川口　浩樹	三田市福島61番地１ （567-1188）
	大阪ガスネットワーク（株） 兵庫事業部　マネージャー	清水　幸造	神戸市中央区港島中町4-5-3 （078-303-7746）
	三田市医師会会長	粟根　雅章	三田市中央町19-16 （三田市役所南分館2階） （564-2767）

職名	所　　属	氏　　名	住　所（電　話）
７号委員	三田市赤十字奉仕団 委員長	戸出　知津子	三田市三輪2丁目1番1号 健康福祉部　地域福祉課内 (563-1111)
	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所所長	三瀬　博文	西宮市山口町下山口145 (078-904-2861)
8号委員	さんだ防災リーダーの会 副会長	山田　美由紀	
9号委員	アンダス・フリット 代表	蝶名林　道代	
	三田市薬剤師会 理事	岩尾　理子	
	公益社団法人 兵庫県看護協会	貝阿弥　由香	
	三田ケアマネージャー協会　会長	矢田　卓也	
	三田市社会福祉協議会	井上　尚博	
	三田市社会福祉協議会 中央居宅介護支援事業所	西本　優奈	
	ミラクルウィッシュ 代表	益田　紗希子	
	陸上自衛隊第36普通科連隊　第１中隊長	髙橋　裕介	

【資料1-5-3】三田市防災会議運営規程

三田市防災会議運営規程（昭和39年６月８日　三田市規程第３号）

（趣旨）

第１条　この規程は、三田市防災会議条例（昭和38年三田市条例第16号）第５条の規定に基づき、三田市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第２条　防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

（欠席）

第３条　委員は、事故その他やむを得ない事由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

（会議）

第４条　防災会議は、年度の当初及び防災に関し、会議の必要が生じたときに開くものとする。

（議事の特例）

第５条　防災会議の議案で、一部の特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

２　会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

（専決処分等）

第６条　会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、専決処分することができる。

(1)　会長において防災会議を招集する時間的余裕がないと認めたとき。

(2)　軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

２　会長は、前項の規定による処置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

（異動報告）

第７条　委員は、異動等により変更があったときは、後任者がその職、氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

付　則

この規程は、昭和39年６月８日から施行する。

付　則（平成19年訓令第1号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

【資料1-5-4】三田市災害対策本部条例

三田市災害対策本部条例　（昭和38年10月３日　三田市条例第17号）

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、三田市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料1-5-5】三田市災害対策本部設置要綱

三田市災害対策本部設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三田市災害対策本部条例（昭和38年三田市条例第17号）第４条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（本部の設置）

第２条　市長は、市区域に災害が発生し、又は発生するおそれがあって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認めるときに、本部を設置する。

（組織）

第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表に掲げる者をもって構成する。

２　本部長は、別表に定める者のほか自衛隊、警察、兵庫県その他の自治体、ライフライン事業者、公共交通事業者、医師会、各種企業、団体、専門知識を有する者その他関係機関等に対して、必要に応じて本部会議に出席を求めることができる。

（本部会議）

第４条　本部会議は、次に掲げる事項について、その基本方針を決定する。

(1)　消防、水防その他緊急措置に関すること。

(2)　被災者の救難、救助その他民生安定に関すること。

(3)　配備体制の決定に関すること。

(4)　その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

（応急対策の実施）

第５条　本部員は、本部会議を開く時間的余裕がないときは協議のうえ前条各号に掲げる事項を処理する。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

付　則

この要綱は、昭和52年６月１日から施行する。

付　則

この要綱は、昭和52年７月１日から施行する。

付　則

この要綱は、昭和53年７月１日から施行する。

付　則

この要綱は、昭和55年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成11年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成13年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成15年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成30年５月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

災害対策本部

役職	構成員	備考
本　部　長	市長	
副本部長	副市長	
	教育長	
	理事(総務部長)	
	理事（総合政策部長）	
	危機管理監	
	財務部長（副危機管理監）	
	産業振興部長（副危機管理監）	
	市民生活部長	
	こども未来部長	
	医療政策部長	
	健康福祉部長	
	健康福祉部担当部長	
	都市整備部長	
	学校教育部長	
	消防長	
	上下水道部長	
	議会事務局長	
	行政委員会事務局長	
	会計管理者	
	消防団長	

【資料1-6-1】地震災害履歴

１　三田市周辺の主な地震被害

三田市内及び三田市周辺に被害をもたらした地震、あるいは三田市に具体的な被害をもたらしてはいないが、防災上考慮すべき地震を整理した。

番号	西暦年月日 時　刻	緯度，経度 震　央（　　） 震央地名	深さ	マグニチュード	被　　害
1	701.5.12 ―	― 丹波	－	－	地震うこと３日、凡海郷（当時南北6.4km、東西2.4kmの島で若狭湾内舞鶴沖にあった）が海中に沒し、旧山頂が 海面上に残っている。現在の冠島（大島）と履島（小島）であるという。
2 ＊	827.8.11	35.0,135¾° 京都	－	6.5 ～7.0	京都で舎屋多く潰れ、余震が翌年６月まであった。
3	868.8.3 －	34.8°,134.8° 播磨・山城	－	≧7.0	播磨諸郡の官舎、諸定額寺の堂塔ことごとく倒れる。京都では垣屋くずるるもあり。震央は一応播磨の国府(現 姫路）とする。山崎断層の活動によるとも考えられる。
4 ＊	938.5.22 戌または亥刻	35.0°,135.8° 京都・紀伊	－	7	宮中の内膳司頽れ死者4、その他東西両京の舎屋、築垣倒れるもの多い。
5 ＊	976.7.22 申刻	34.9°,135.8° 山城・近江	－	≧6.7	宮城諸司・両京舎屋転倒多く、八省院・豊楽院・東寺・西寺・極楽寺・清水寺・円覚寺等転倒。死者50以上
6 ＊	1070.12.1 半夜	34.8°,135.8° 山城・大和	－	6.0 ～6.5	東大寺の巨鐘の紐切れ落ちる。京都では家々の築垣を損ず。
7 ＊	1185.8.13 午刻	35.0°,135.8° 近江・山城・大和	－	7.4	京都の震害特に大。 京都で寺社仏閣の損傷大。

番号	西暦年月日 時　刻	緯度，経度 震　央（　　） 震央地名	深さ	マグニチュード	被　　害
８ ＊	1317.2.24 寅刻	35.0°,135.8° 京都	－	6.5 ～7.0	白河辺りの人家ことごとく潰れ死者5、法勝寺・法成寺の堂宇門楼傾き倒れる。
９ ＊	1350.7.6 申刻	35.0°,135.8° 京都	－	6	祇園社の石塔の九輪落ち砕け、余震は２カ月続く。
１０	1360.11.22 九つ頃	33.4°,136.2° 紀伊・摂津	－	7.5 ～8.0	４日に大震、５日に再震。６日六ツ時過ぎに津波が熊野尾鷲から摂津兵庫まで襲来し、人馬牛の死多し。
１１	1361.8.3 寅刻	33.0°,135.0° 畿内・土佐・阿波	－	8¼ ～8.5	摂津四天王寺の金堂転倒し、5人圧死、山城東寺の講堂傾くなど。 津波被害があり、摂津・阿波・土佐で被害が大きかった。
１２ ＊	1425.12.23 巳刻	35.0°,135.8° 京都	－	6	京都で築垣多く崩れる。
１３ ＊	1449.5.13 辰刻	35.0°,135.75° 山城・大和	－	5¾ ～6.5	２日前から地震有り、京都の仙洞御所傾き、東寺では築地壊れ、南大門など破損。東山・西山でところどころ地裂け、若狭街道長坂の辺りで山崩れ。人馬多く死す。
１４ ＊	1494.6.19 午刻	34.6°,135.7° 奈良	－	6	東大寺・興福寺・薬師寺・法花寺・西大寺破損。
１５ ＊	1510.9.21 寅刻	34.6°,135.6° 摂津・河内	－	6.5 ～7.0	河内の藤井寺、常光寺、剛琳寺潰れ、摂津四天王寺の石の鳥居、金堂の本尊も大破。大阪で潰死者あり。余震70余日続く。高潮の記事もある。誉田山古墳をよぎる断層はこの地震によるという意見もある。

番号	西暦年月日 時　刻	緯度，経度 震　央（　　） 震央地名	深さ	マグニチュード	被　　害
１６ ＊	1579.2.25 巳刻	34.7°，135.5° 摂津	－	6.0 ±1/4	四天王寺の鳥居崩れ、少々家屋のつかひ離る。余震３日にわたる。
１７	1586.1.18 亥下刻	36.0°，136.9° 畿内・東海・東山・北陸諸道	－	7.8 ±0.1	震央は白川断層上と考えられるが詳細は不明。　飛騨白川谷の保木脇で大山崩れ、帰雲山城埋没し、城主以下多数圧死。等各地で被害多数。京都では東寺講堂・潅頂院破損、壬生の堂倒れる。三十三間堂の仏像600体倒れるという。
１８ ＊	1596.9.5 子刻	34.65°，135.6° 京都及び畿内	－	7.2 ±1/4	京都三条より伏見に至る間被害多く、伏見城の天守大破。石垣崩れる。記録に「洛中の死者4万5千…津国・丹波・播州・大和・山城・近江・和泉・ 河内一段激しく揺る」とある。 有馬温泉でも湯屋・民家破壊、熱泉に変わる。
１９	1618.9.30 子丑の刻	－ 京都	－	－	不動院大破する。
２０ ＊	1662.6.16 午刻	35.2°，135.95° 山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃	－	7 1/4 ～7.6	比良岳付近の被害が甚大。唐崎滋賀両郡1万4,800石のうち田畑85町歩揺り込み。潰家1,570、大溝で潰家1,020余死者37。湖西で沿岸が沈下したことについては考古学的・資料的証拠がある。この地震に比定することができるであろう。大阪、伏見、高槻、岸和田、篠山、亀山、小浜など諸城では石垣・櫓・塀・多門などに様々の被害あり。 花折断層あるいは琵琶湖西岸断層の活動に帰する説がある。
２１	1664.1.4 戌刻	－ 京都・山城	－	5.9	二条城及び伏見の諸邸破損。洛中築垣ところどころ崩れる。

番号	西暦年月日 時　刻	緯度，経度 震　央（　　） 震央地名	深さ	マグニチュード	被　　害
２２	1665.6.25 酉刻	－ 京都	－	6.0	二条城の石垣12～13間崩れ、二の丸殿舎など少々破損す。地震は12日7～8回、13日4～5回、14～18日毎日地震あり。
２３	1694.12.12 昼八ツ ～七ツ時	－ 丹後	－	－	宮津で地割れて泥を噴出。家屋破損特に土蔵は大破損。
２４	1707.10.28 未の刻	33.2°，135.9° 五畿七道 宝永地震	－	8.4	わが国最大級の地震。家屋倒壊地域は駿河中央部・甲斐西部・信濃・東海道・美濃・紀伊・近江・畿内・播磨・大聖寺・富山、および中国・四国・九州に及ぶ。震害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどい。津波は伊豆半島から九州に至る太平洋沿岸及び大阪湾・播磨・伊予・防長を襲った。全体の被害は少なくとも死者2万余、流失家屋2万、潰家6万、半壊1万、破損4万、田畑潰れ30万石以上と思われる。
２５	1710.10.3 未の刻	35.5°，133.7° 伯耆・美作	－	6.5	翌日にも烈震あり。河村・久米両郡（現東伯郡）で被害最大で、ところどころで山崩れ、人屋を圧し潰す。倉吉の士商家の土蔵損じ、ところどころで１尺程の地割れを生じる。記録によると伯耆の死者75、潰1,092、土蔵9箇所、山崩れ492箇所、田畑荒461町余りとなっている。
２６	1733.9.18 未の中刻	－ 安芸	－	6.6	奥郡に被害あり。因幡でも地おおいに震う。京都・池田・讃岐で有感。

番号	西暦年月日 時　刻	緯度，経度 震　央（　　） 震央地名	深さ	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被　　害
２７	1740.7.20 卯半刻	－ 奈良・畿内	－	－	奈良で鳥居１つ倒れる。池田・伊勢・京都・近江八幡・土佐有感
２８	1748.1.27 巳下刻	－ 若狭	－	－	若狭三郡に地震。死者615人という伊勢・金沢で有感。
２９ ＊	1751.3.26 未刻	35.0°，135.8° 京都	－	5.5 ～6.0	諸社寺の築地や町屋など破損。土蔵の壁落ち、石灯篭は倒れあるいは破損あり。二条城天守破損。近衛家御構築内に損所あり。御香宮の石鳥居の柱南北に５～６寸ほど筋違いになる。越中で強く感じ、鳥取・金沢・大阪・池田で有感。余震多く、５～６月に至ってやむ。
３０	1753.2.11 丑刻	－ 京都	－	－	洛中の築地等に小被害。池田・伊勢鳥取で有感。
３１	1774.1.22 亥の下刻	－ 丹後	－	－	屋根石多く落ちる。京都・池田で有感。
３２	1796.1.3 昼八ツ時	35.7°，134.3° 鳥取	－	5.0 ～6.0	岩美町で蔵の壁落ち、石塔2/3倒れ、地下水異常あり。池田・豊岡で有感。
３３	1802.11.18 暁七ツ頃	35.2°，136.5° 畿内・名古屋	－	6.5 ～7.0	奈良春日の石灯篭かなり倒れる。京都で土蔵壁落ち、石塔・石灯篭倒れもある。大阪・西宮・池田・白鳥・高山で強く感じ、鯖江・鳥取有感。

番号	西暦年月日 時　刻	緯度，経度 震　央（　　） 震央地名	深さ	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被　　害
３４ ＊	1830.8.19 申刻	35.1°，135.6° 京都及び隣国	－	6.5 ±0.2	烈震地域は京都市内に限られる。洛中洛外の土蔵で被害を受けないものは無かったが、民家の倒壊は千に一つも無かったという。全般にみて堂社仏閣 ・御殿・表通りの町屋の倒れたものは少なく、石垣・門・塀・築地・番屋・ 端々の民家の倒壊あり。破損としては 壁・瓦・庇の落ちるもの多く、家が鳥篭のようになったという記録が見られる。御所破損、外廻り、築地倒壊。二 条城本丸はじめ、その他の石垣の崩れ 、諸建物の潰れ等損多く、地割れあり泥を噴出する。京都での死者280、負傷者1,300。丹波亀山では城中はたいしたことはなかったが、町在で死者4 、負傷者5、崩家41、損所50という。 大阪では軽く石灯篭は倒れなかった。高槻・茨木で被害なし。有感範囲は紀伊・伊勢・大垣・氷見・因幡・丹後・美作・四国にまで及んだ。
３５ ＊	1854.7.9 丑刻	34.75°，136.0° 伊賀・伊勢・大和及び隣国	－	$7^1/_4$ $\pm^1/_4$	上野・奈良を中心としてかなり大きい地震があった。伊賀上野・四日市・奈良・大和郡山付近で被害が大きい。古文書では‘地震寸法’として奈良・上野1.8尺、郡山・四日市・古市・木津・河州0.9～1.2尺、福井1.0尺、京都5寸、大阪・堺・紀州・丹波・丹後・播州3～4寸と記されている。
３６	1854.12.23 五ツ半過ぎ	34.0°，137.8° 東海・東山・南海諸道 安政東海地震	－	8.4	被害区域は関東から近畿に及ぶ。有感範囲は東北から九州東北半に及ぶ。最も被害の大きかったのは沼津から伊勢湾にかけての海岸。 全体の被害は家屋倒壊・焼失3万、死者2,000～3,000人程度。

番号	西暦年月日 時　刻	緯度，経度 震　央（　　） 震央地名	深さ	マグニチュード	被　　害
３７	1854.12.24 申の中刻	33.0°，135.0° 畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽 安政南海地震	－	8.4	安政東海地震の32時間後に起こった地震。そのため近畿地方及びその周辺での震害や津波の様子を古文書などから判別することが難しい。 また、震害と津波害の区別がつきにくい。 被害は紀伊・土佐で大きく、これは津波の被害も含まれる。 大阪では木津川・安治川を津波が逆流し、停泊中の船多数が破損し、橋を壊し死者7,000ともいう。 兵庫県の震度はⅤ～Ⅵ。
３８	1858.4.9 昼七ツ時頃	－ 丹後・宮津	－	－	宮津では地割れを生じ、家屋大破す。
３９ ＊	1864.3.6 1時	35.0°，134.8° 播磨・丹波	－	$6^{1}/_{4}$	加古川上流の杉原谷で家屋多く破壊すという。あるいは29日午前４時ころのことか。加西市吉野町で大地震を感ず。
４０	1869.4.9	－ 六甲	－	－	六甲山東手に地割れ。幅3尺、長さ20町。
４１	1891.10.28 06時38分50秒	35.6°，136.6° 愛知県・岐阜県 濃尾地震	－	8.0	仙台以北を除き日本中で有感。激震地域は根尾川・揖斐川上流地方。 わが国の内陸地震では最大のもの。 兵庫県の震度はⅢ～Ⅴ。
４２	1899.3.7 09時55分	34.1°，136.1° 紀伊半島南東部	－	7.0	奈良・三重・和歌山各県に被害。特に奈良県吉野郡・三重県南牟婁郡で被害が大。 兵庫県の震度はⅣ～Ⅲ程度で大きな被害はなかった。

番号	西暦年月日 時　刻	緯度，経度 震　央（　　） 震央地名	深さ	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被　　害
４３	1909.8.14 15時31分	35.4°，136.3° 滋賀県姉川付近 江濃（姉川）地震	－	6.8	被害は琵琶湖東北岸虎姫付近で大きく、その東方の岐阜県にも及んでいる。姉川尻で泥水が６個の穴から高さ2.5mに噴出した。 兵庫県の震度は東部でⅣ～Ⅴ。西部でⅡ～Ⅲ。
４４ ＊	1916.11.26 15時08分	34.6°，135.0° 神戸	－	6.1	死者１、負傷者５。神戸・明石・淡路北部で家屋倒壊３、破損数十、山崩れ１、その他の小被害あり。有馬温泉の泉温が１℃上がって53.4℃となった 。明治32年7月に鳴動がしきりに起こり、その前に37℃だった泉温が翌10月には47.9℃となった。
４５	1925.5.23 11時09分	35.6°，134.8° 但馬北部 北但馬地震	－	6.8	震央は山川河口、城崎付近。被害の激しかったのは円山川流域の河口から南、豊岡に至る狭い地域。表の焼失は 全・半壊又は破損のうえ焼失したもの を含む。全壊百分率は焼失なきものと みなした場合。豊岡では３箇所から出火、うち２つは消したが１つが延焼した。城崎は木造の3～4階建が多く、川筋で潰多く、出火のため大半焼失した 。港村の田結は83戸中82が潰れ、３箇所から出火したがただちに消火につとめ、消火後家の下敷きになっている人たち58人を救出した。気比でも出火はすぐに消され、焼失は２戸のみであった。久美浜湾では葛野川河口付近の水田・桑田10町歩(10ha)が陥没して海となり、湾の北半に高さ1mのセイシュを起こした。また、田結では２本の平行した(約400m離れている)断層が見いだされた。長さは各々約1.6km、西側が落ちその落差は大きいところで60～85 cmに達した。兵庫県内の震度は円山川河口付近で局所的にⅤ～Ⅵ。他の大半はⅣ。

番号	西暦年月日 時　刻	緯度，経度 震　央（　　） 震央地名	深さ	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被　　害
４６ ＊ ① ② ③	1927.3.7 18時27分 1927.3.7 3.8 4.1	35.53°，135.15° 京都府北西部 北丹後地震 同余震 同余震 同余震	0km	7.3 6.3 6.0 6.5	被害は丹後半島の頚部が最も激しく、その他淡路島の北部で土塀の崩壊、家屋の小破、大阪の鶴町で道路の地割れから泥水を噴出し浸水家屋あり。鳥取市で負傷者１、米子で家屋倒壊２、破損２、西伯郡で土蔵倒壊１、境で破損１があった。また、滋賀・岡山・福井・徳島・三重・香川・奈良各県で小被害があった。死亡率は峯山町で22%、吉原村で10.1%、島津村8.2%。市場村12.2%等と大きく、家屋焼失と並行 関係にある。峯山町ではほとんど全部 が全壊又は全焼した。この地震で断層 が２つ生じた。郷村断層（ＮＮＷ-ＳＳＥ，長さ18km，西側が最大80cm隆起し、東へ最大270cm移動）、山田断層（前者に直角に走る，長さ7km，北側が最大70cm隆起し、東へ最大80cm移動）である。兵庫県の震度はⅣ～Ⅴ。
４７ ＊	1936.2.21 10時07分	34.58°，135.72° 大和・河内 河内大和地震	0km	6.4	奈良・大阪両府県の境で震動が大きかった。全壊家屋が少なく、特に被害の集中した町村はない。 法隆寺・唐招提寺、薬師寺で土塀の損傷や建物基台に亀裂が入った。震央付近に地鳴りが有った。石灯篭、墓石の回転・倒壊が各地に多少有った。地面の亀裂も所々に見られた。また、道明寺村、山田村畑など、数カ所で噴砂・湧水現象が見られた。 兵庫県の震度はⅢ。
４８	1938.1.12 00時11分	33.58°，135.07° 田辺湾沖	0km	6.8	紀伊水道沿岸で小被害。特に和歌山県日高郡、西牟婁郡等の沿岸地方で土塀の崩壊、家屋の小破、道路の小亀裂など。兵庫県の震度はⅢ～Ⅳ。

番号	西暦年月日 時　刻	緯度，経度 震　央（　　） 震央地名	深さ	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被　　害
４９	1943.3.4 19時13分 19時35分 1943.3.5 04時50分	35.43°，134.22° 鳥取沖 35.47°，134.17° 鳥取沖 35.47°，134.22°	0km 10km 0km	6.2 5.7 6.2	三回の地震が連続して起こった。鳥取市、気高・岩美・八頭の各郡特に海岸に小被害。軽傷者11、建物倒壊68 、同半壊515、住家の倒壊は10軒未満。兵庫県の震度はⅢ～Ⅳ。
５０	1943.9.10 17時37分	35.52°，134.08° 鳥取付近 鳥取地震	0km	7.2	鳥取市に被害が集中。鳥取市の被害は全体の約80%に達する。特に沖積地の被害が大。市内で12箇所から出火、のち、さらに4箇所から出火した。吉岡断層、鹿野断層を生じる。 兵庫県の震度はⅤ～Ⅵ。
５１	1944.12.7 13時35分	33.80°，136.62° 東海道沖 東南海地震	30km	7.9	被害は静岡・愛知・岐阜・三重の各県に多く、滋賀・奈良・和歌山・大阪・兵庫の各県にも小被害があった。 文献により被害実数が著しくことなる。全体で死者998、重傷者3,059、住家全壊26,130、半壊46,950、流失3,059といわれる。震源からの距離に関係なく沖積地・埋立地に被害大。 兵庫県の震度はⅢ～Ⅳ。
５２	1946.12.21 4時19分	33.03°，135.62° 南海道沖 南海地震	20km	8.0	被害は中部地方から九州にまで及んだ。全体で死者1,330、負傷者3,842、不明113、家屋全壊9,070、半壊19,204 、流失1,451、浸水28,879。 最も被害の大きかったのは高知県。 また、津波による被害も発生。 兵庫県の震度はⅣ～Ⅴ。

番号	西暦年月日 時　刻	緯度，経度 震　央（　　） 震央地名	深さ	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被　　害
５３	1948.6.28 16時13分	36.17°，136.20° 福井平野 福井地震	0km	7.1	規模の割りに被害が大きく、福井平野では全壊率が100%に達する集落も多かった。この地震を期として気象庁震度階級に震度Ⅶ（激震：家屋の倒壊率30%以上、加速度400ｶﾞﾙ以上）が生まれた。兵庫県の震度はⅣ～Ⅴ
５４	1949.1.20 22時24分	35.62°，134.53° 兵庫県北部	0km	6.3	震央に近い照来町で土蔵の屋根の移動、壁の落下。温泉町で家屋傾斜数個 。浜坂町で微少被害があり、余震多数
５５ ＊	1952.7.18 01時09分	34.45°，135.78° 奈良県中部 吉野地震	60km	6.8	被害は大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀で多く、和歌山・愛知・三重・岐阜 ・石川の各県でも小被害があった。奈良春日社の石灯篭1,600のうち650が倒壊した。震源がやや深いために、被害のあった区域が広くなっている。 地震による被害は全体で死者9、負傷者136、住家全壊20、半壊26、損傷278であった。兵庫県内の被害は死者1、 負傷者13、住家損傷6であった。 兵庫県の震度はⅣ～Ⅴ。
５６	1955.7.27 10時20分	33.73°，134.32° 徳島県南部	10km	6.4	宮浜村、平谷村、木頭村、上木頭村などの那珂川、海部川上流域が震央で 、死者１、傷者８、山崩れが随所に生じた。そのほか道路の亀裂、落石多く 、家屋の壁の亀裂などがあった。また 、トンネルの埋没、墓石の転倒等もあった。
５７ ＊	1961.5.7 21時14分	35.06°，134.25° 兵庫県西部	40km	5.9	姫路市で小屋倒壊１、各地で棚のもの落下。

番号	西暦年月日 時　刻	緯度，経度 震　央（　　） 震央地名	深さ	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被　　害
５８ ＊	1968.8.18 10時12分	35.13°，135.23° 京都府中部	0km	5.6	綾部市で住家半壊１、一部破損１、和知町付近で落石・道路の亀裂などの小被害。
５９	1970.9.29 19時11分	34.26°，133.18° 広島県東南部	10km	4.9	御調郡久井町で用水路破損し、水田が冠水した。
６０	1973.11.25 13時25分	33.51°，135.25° 和歌山県西部	60km	5.9	和歌山で負傷者２、又同日18時19分にほぼ同地点でM=5.8、h=60kmの地震があった。同地震では被害は無い。
６１ ＊	1984.5.30 09時39分	34.58°，134.36° 兵庫県西南部	17km	5.6	姫路で震度Ⅳ、負傷者１、建物一部破損１、窓ガラス割れ等ある。
６２ ＊	1995.1.17 05時46分	34.36°，135.02° 阪神・淡路大震災 兵庫県南部	16km	7.2	気象庁震度階による近畿地方の各地の震度はⅦ神戸、Ⅵ洲本、Ⅴ京都・彦根・豊岡、Ⅳ大阪・奈良・和歌山・姫路等であった。断層の破壊は明石海峡付近に始まり、その後二つ目の破壊が神戸側で起こり、断層の長さは50km、幅は10～15kmと推定されている。 図は兵庫県の被害の大きかったいわゆる震度Ⅶの地域を示しており、震源の淡路島北淡町から神戸市内に帯状に分布し、西宮市、宝塚市では局地的に分布している。 平成18年5月19日 消防庁確定報　死者6,434人となっている。

番号	西暦年月日 時　刻	緯度，経度 震　央（　　） 震央地名	深さ	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	被　　害
６３	2013.4.13 5時33分	34.25°，134.49° 淡路島付近を震源とする地震	15km	6.3	震度5弱以上を記録した地点として、震度6弱が淡路市、震度5強が南あわじ市、震度5弱が大阪府岬町、洲本市、徳島県鳴門市、香川県東かがわ市、小豆島町であった。 地震による被害は人的被害として負傷者が34人（重傷者9、軽傷者25）、物的被害として住家被害が8,072棟（全壊：6棟、半壊：66棟、一部破損：8,000 棟）、非住家の被害が11棟であった。平成25年5月14日時点
６４	2018.6.18 7時58分	34.80°，135.60° 大阪北部を震源とする地震	13km（暫定値）	6.1（暫定値）	大阪府大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度6弱、兵庫県では尼崎市、西宮市、伊丹市、川西市で震度5弱、本市では震度4を観測。 地震による被害は人的被害として死者4人、負傷者が434人（重傷者15、軽傷者419）、物的被害として住家被害が27,192棟（全壊：9棟、半壊：87棟、一部破損：27,096 棟）、非住家の被害が686棟であった。 ※平成30年7月5日時点内閣府発表による。死者数については地震によるものか確認中のものを含む。

参考文献：新編　日本被害地震総覧　宇佐美龍夫　東京大学出版会
各種新聞、学会報告、内閣府発表等

２　阪神・淡路大震災の概要

(1)　地震の発生状況

平成7年1月17日(火)、午前5時46分、兵庫県南部に震度6、場所によっては震度7の強い地震が発生し、この地域の地震としては、昭和27年に記録した震度4をはるかに上回る大きなものであった。

震　源　地　　淡路島北部北緯34度36分東経135度02分

震源の深さ　　16km

各地の震度　　6(神戸、洲本)　5(豊岡など)　4(姫路など)

（神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町の一部では震度7)

マグニチュード　7.3

最大加速度　　818gal(南北成分、神戸海洋気象台)

(2)　地震の特徴

ア　人口350万人余が密集し、わが国の経済活動の中枢を担う淡路北部から神戸市及び阪神地域で発生した内陸・都市直下型地震であった。

イ　深さ16kmという比較的浅い部分で発生し、断層が横にずれることにより起こったもので、大きなエネルギーが一挙に開放されるタイプであった。

(3)　被害の概要

ア　被害の特徴

(ｱ) 大都市を直撃した大規模地震のため、電気、水道、ガスなど被害が広範囲となるとともに、鉄道、新幹線、高速道路、新交通システム、都市間交通、地下鉄が損壊し、ライフラインに潰滅的な打撃を与えた。

(ｲ) 古い木造住宅の密集した地域において、地震による大規模な倒壊、火災が発生し、特に神戸市兵庫区、長田区などでは大火災が発生した。

(ｳ) 神戸・阪神地域という人口密集地で発生したため、多数の住民が避難所での生活を余儀なくされた。

イ　被害概要（平成18年5月19日消防庁確定報等による）

(ｱ) 災害救助法指定市町数	10市10町	
(ｲ) 死者	6,434名	
(ｳ) 行方不明者	3名	
(ｴ) 負傷者(重傷・軽傷)	43,792名	
(ｵ) 住家被害(全壊・半壊)	249,180棟	460,357世帯
(ｶ) 焼失家屋(全焼・半焼・部分焼・ぼや)	7,574棟	
(ｷ) 避難箇所数・人数(ピーク時、平成7年1月23日)	1,153箇所	316,678人

（ｸ）ライフラインの被害

区　分	震　災　直　後	復　　旧　　状　　況
電　気	約260万戸停電 （大阪府北部を含む。）	１月23日倒壊家屋等を除き復旧完了
ガ　ス	約84万５千戸が供給停止	４月11日倒壊家屋等を除き復旧完了
水　道	約127万戸が断水	２月28日仮復旧完了４月17日全戸通水完了
下水道	被害管渠総延長約260km	４月20日復旧完了(排水機能)
電　話	交換機系　約28万５千回線 加入者系　約19万３千回線が不通	１月18日復旧完了 １月31日復旧完了

（ｹ）道路の状況

区　　分	震災直後不通区間	復　　旧　　状　　況
阪神高速道路 （神戸線） （湾岸線） （北神戸線）	 全　線 全　線 全　線	 平成８年９月30日 平成７年９月１日 平成７年２月25日
名神高速道路 第二神明道路 中国自動車道	西宮～府県境 伊川谷～須磨 西宮北～府県境	平成７年７月29日 平成７年２月25日 平成７年７月21日
国道４３号 国道２号	西宮～岩屋 若宮～岩屋	平成７年１月17日 平成７年１月17日

(ｺ) 鉄道の状況

区　　分	震災直後不通区間（km）	復　旧　状　況
ＪＲ　新幹線	京都～姫路　(130.7)	平成7年4月8日
ＪＲ（東海道・山陽本線）	尼崎～西明石　(48.2)	平成7年4月1日
（福知山線）	塚口～広野　(37.2)	平成7年1月21日
（和田岬線）	全線　(2.7)	平成7年2月15日
阪神（本線）	甲子園～元町　(18.0)	平成7年6月26日
（武庫川線）	全線　(1.7)	平成7年1月26日
阪急（神戸線）	西宮北口～三宮　(16.7)	平成7年6月12日
（甲陽線）	全線　(2.2)	平成7年3月 1日
（伊丹線）	全線　(3.1)	平成7年3月11日
（今津線）	全線　(9.3)	平成7年2月5日
神鉄（有馬線）	全線　(22.5)	平成7年6月22日
（三田線）	全線　(12.0)	平成7年1月19日
（栗生線）	全線　(29.2)	平成7年1月19日
山陽	西代～明石　(15.7)	平成7年6月18日
神戸高速（東西線）	全線　(7.2)	平成7年8月13日
（南北線）	全線　(0.4)	平成7年6月22日
神戸市営地下鉄	板宿～新神戸　(8.8)	平成7年2月16日
神戸新交通		
（ポートライナー）	全線　(6.4)	平成7年7月31日
（六甲ライナー）	全線　(4.5)	平成7年8月23日

(ｻ) 港湾の状況

公　共　岸　壁	震災前の全体バース数	震災直後の着岸不能バース	復　旧バース	着岸不能バース	減少 バース
神　　戸　　港	186	186	63	107	16
尼崎西宮芦屋港	10	10	9	1	0

（ｼ）被害総額

項　　目	金　　額	概　　要（単位：億円）
１　建築物	約5兆8,000億円	倒壊・使用不能建物等 {※注：建築着工統計の建築単価から推計}
２　鉄道	約　3,439億円	ＪＲ西日本・阪急電鉄・阪神電鉄・神戸電 鉄・山陽電鉄等
３　高速道路	約　5,500億円	阪神高速道路・中国縦貫自動車道路・名神高速道路等
４　公共土木施設 (高速道路を除く。)	約　2,961億円	道路約1,181、河川約369、海岸約４、砂防約7、下水道約698、街路約36、公園約140、国営直轄事業約526
５　港湾	約　1兆円	神戸港、尼崎西宮芦屋港等公共施設約7,600、民間施設約2,400
６　埋立地	約　64億円	佐野・志筑地区約7、西宮・甲子園地区約17、南芦屋浜・芦屋浜地区約40
７　文教施設	約　3,352億円	県立学校約141、市町立学校約1,705、社会教育施設約362、体育施設等約139、文化財 約99、県立大学約3、私立学校約340、国公 立大学約91、私立大学約379、文化施設(公 立ホール等)約93
８　農林水産関係	約　1,181億円	農地・ため池等約244、治山施設約82、漁港約199、農業生産施設等約105、水産業施設約48、林産施設約17、卸売市場約245、食品関係施設等約241
９保健医療・ 福祉関係施設	約　1,733億円	病院約666、診療所約274、試験研究機関約9、看護学校約19、火葬場約11、保健ｾﾝﾀｰ等約28、福祉関係施設約404、生活協同組合施設約322(医療除く。)
10 廃棄物処理・ し尿処理施設	約　44億円	
11 水道施設	約　541億円	上水道約493、工業用水道約48
12 ガス・電気	約　4,200億円	ガス約1,900、電気約2,300
13 通信・放送施設	約　1,202億円	電気通信施設約984、(うちNTT約800) 放送施設約35、ケーブルテレビ約175 兵庫衛星通信約8
14 商工関係	約　6,300億円	機械・装置等設備約6,300（建築物　１兆7,700除く。)
15 その他の 公共施設等	約　751億円	県庁舎等約136、市町庁舎等約515、警察庁舎等約100
計	約9兆9,268億円	

阪神・淡路大震災の県内各市町被害数値（平成18年5月19日消防庁）

市町名	死者	行方不明	負傷者			全壊		半壊		一部損壊
			重傷	軽傷	計	棟	世帯	棟	世帯	棟
神戸市	4,564	2	6,300	8,378	14,678	61,800	113,571	51,125	119,631	126,197
尼崎市	49		1,009	6,136	7,145	5,688	11,034	36,002	51,540	35,855
西宮市	1,126	1	1,643	4,743	6,386	20,667	34,042	14,597	27,072	38,042
芦屋市	443		551	2,624	3,175	3,915	7,739	3,571	9,927	3,959
伊丹市	22		226	2,490	2,716	1,395	2,434	7,499	14,373	19,851
宝塚市	117		393	1,808	2,201	3,559	5,541	9,313	14,819	14,305
川西市	4		75	476	551	554	659	2,728	3,057	6,041
三田市				23	23					1,958
猪名川町				3	3					1,334
明石市	11		139	1,745	1,884	2,941	4,239	6,673	10,957	21,370
加古川市	2		4	11	15			13	13	3,109
高砂市	1		4	4	8			1	1	1,325
稲美町				11	11					409
播磨町			1		1			11	16	469
西脇市					0					364
三木市	1		2	17	19	25	26	94	113	5,033
小野市				3	3					584
加西市				1	1					237
加東市				2	2					99
多可町					0					55
姫路市				2	2			1	1	83
市川町					0					
福崎町					0					3
神河町					0					
相生市					0					35
赤穂市					0					
宍粟市					0					
たつの市					0					97
太子町					0					48
上郡町					0					
佐用町					0					
豊岡市				1	1					3
養父市					0					
朝来市					0					
香美町					0					
新温泉町					0					
篠山市					0					25
丹波市				1	1			1	1	300
洲本市	4		9	52	61	203	203	932	932	4,989
南あわじ市			13	15	28	181	181	415	420	1,600
淡路市	58		125	1,052	1,177	3,076	3,082	3,976	3,984	10,032
合計	**6,402**	**3**	**10,494**	**29,598**	**40,092**	**104,004**	**182,751**	**136,952**	**256,857**	**297,811**

(4) 阪神・淡路大震災による三田市の被害状況等

ア　被災状況

人的被害	負傷者（軽傷）　２３人	水　　路	箇所破損　水路亀裂 サイホン部破損
住家被害	一部破損　２，０２３戸		
非住家被害	半　　壊　　２棟 一部破損　　１４３棟	その他被害	・市役所内　窓ガラス破損 約７０枚 ・市民病院　窓ガラス破損 約３０枚 ・城山体育館アリーナ天井部損傷等 ・小中学校　校舎外壁亀裂　２４校 照明器具落下 ・老人センター　正面入口自動ドア ２枚 破損 ・環境センター　壁の亀裂　１８箇所 入口タイル破損等
道路被害	通行止め　　１箇所 （市道下田中橋線）		
鉄　　道	ＪＲ不通		
た　め　池	６箇所　堤体天端亀裂 腰石積崩壊 堤体亀裂等		

イ　被災市への支援状況等

消防支援等	飲料水支援	炊き出し支援	生活物資の支援	斎場使用	医療支援
(支援内容) ・消火活動 ・人命検索 ・救急活動 ・救援物資搬送者先導 ・救援物資備蓄に伴う支援 出勤車両 消防署　62台 消防団　77台 計　139台 出勤人員 消防署　131人 消防団　635人 計　766人	42.5t　神戸市 180ｔ　芦屋市 48t　西宮市 計　270.5ｔ 給水車 神戸市　12台 芦屋市　90台 西宮市　24台 計126台 出勤人員　187名	おにぎり 85,840食 パン 45,596食	毛布　2,667枚 カイロ　483箱 （1箱240個入り） タオル　4,665枚 衣類　583箱 その他 ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ ﾃｨｼｭﾍﾟﾊﾟｰ 紙おむつ 整理用品 缶詰 医薬品 日用雑貨　等々	市外 44体	市民病院 外来　224体 入院　47体 神戸　31人 芦屋　9人 その他　7人

ごみ収集支援	テント設営	住宅入居斡旋	義援金	避難者受入れ	その他
宝塚市 1/27～2/3 (7日間) ２ｔ　　７台 神戸市 1/31～2/10 2/13～2/17 （14日間） ４ｔ　　21台 ごみ焼却 宝塚市　　125t 西宮市　　426t	ｸﾞﾘｰﾝﾋﾟｱ三木 ８張	市営住宅 ２戸 仮設住宅建設 相生町 30戸 富士が丘 214戸 合計 244戸	68,500千円	ｼｮｰﾄｽﾃｲ さんすい園 6人 三田楽寿荘 33人	児童･生徒の受入れ 中学校　13人 小学校　71人 幼稚園　2人 保育所　12人 計　98人 被災市からの転入届 353件　　906人 被災者相談窓口開設 1/27～　　188件 広報臨時号 ３回発行 被災証明受付件数 1,372件

ウ　職員等の派遣状況

区　　分		期　　間	延人数	区　　分	期　　間	延人数
物　資　搬　送		1/17～3/26	315(38)	建築物調査	2/3～2/10	16
給　水　支　援		1/17～2/2	161(127)	下水道調査	2/6～2/28	23(29)
水道復旧工事		1/23～1/24	(56)	罹災証明台帳整理	2/21～3/15	49
消防支援	消防署	1/17～2/9	131	そ　の　他	ﾃﾝﾄ張り(1/21) ｱﾝｹｰﾄ調査 (1/28～1/29)	42
	消防団	1/17～2/8	635			
重　機　支　援		1/17～1/21	20(59)			
ゴミ処理支援		1/27～2/3 2/6～2/17	61	合　　計	1,453 (309)	

（　）は業者の人数

エ　その他

・ボランティアの活動状況

(ｱ) 救援物資仕分搬送　1/21～2/12　述べ141人

(ｲ) 入浴サービス　1/26～3/8　673人

(ｳ) ぶた汁提供　1/23～1/28　77人

(ｴ) 養護老人給食ｻｰﾋﾞｽ　1/25～3/8　301人

(ｵ) 救護支援　1/23　15人

(ｶ) 救援物資提供者

（個人）　1/20～2/17　1,943人

（団体）　1/20～2/17　241団体

・税務調査　425件

・住宅貸付制度

申込者数　27件

融資決定金額　4,009万円

・救援物資搬　2t　38台

【資料1-6-2】地盤種別区分

【資料1-6-2】地盤種別区分図

【資料2-1-1】面的都市基盤整備状況

事　業　名	地　区　名	面積(ha)	竣 工 状 況	事 業 主 体
土地区画整理事業	古城川地区	6.1	事業完了	組合
	西山地区	16.6	事業完了	〃
	天神地区	20.0	事業完了	〃
	上井沢地区	1.5	事業完了	〃
	第二テクノパーク	97.1	事業完了	個人
	福島地区	5.3	事業完了	組合
	広野駅西地区	2.4	事業中	〃
新住宅市街地開発事業	北摂三田地区 フラワータウン	337	事業完了	兵庫県
	北摂三田地区 ウッディタウン	589	事業完了	都市再生機構
	北摂三田地区 カルチャータウン	150	事業完了	兵庫県
工業団地造成事業	北摂三田地区 テクノパーク	136	事業完了	都市再生機構
市街地再開発事業	JR三田駅前地区	5.0	・ Aﾌﾞﾛｯｸ1.5ha 事業完了 ・ Dﾌﾞﾛｯｸ0.7ha 事業完了 ・ Bﾌﾞﾛｯｸ0.9ha 事業完了 ・ Cﾌﾞﾛｯｸ1.9ha 事業中	三田市 組合 組合 組合

【資料2-1-2-1】都市計画道路等の整備状況

１　主な道路施設の整備計画

○　三田駅周辺の都市計画道路の整備推進
JR,神戸電鉄三田駅前において、市街地再開発事業と都市計画道路駅前線、駅前２号線、駅前３号線の一体的な整備により、交通機能や歩行者等の確保を図る。

○　三田幹線（4車線）　整備済
Ｗ＝28ｍ　　Ｌ＝約9，860ｍ

○　市道下相野広野線（2車線）
W=10～17ｍ　L=約2,000m（内、約1,860m整備済）
内、テクノ下相野線（2車線）
Ｗ＝１７ｍ　　Ｌ＝約880ｍ　（内、約830ｍ整備済）

○　溝口須丸線　整備済
（4車線）　W=24m　L=約2,770m
（2車線）　W=15.5m　L=約520m

２　都市計画道路の整備状況

番号	名　　称	計画		令和7年度整備済延長（m）	備　　考
		幅　員（m）	延　長（m）		
１	三田幹線	２８	約９，８６０	約　９，８６０	
２	南幹線	３８	約１，２３０	約　１，２３０	
３	内神沢谷線	２７	約１，８８０	約　１，８８０	
４	溝口須丸線	２４	約３，２９０	約　３，２９０	
５	北摂南３号線	２２	約１，１４０	約　１，１４０	
６	北摂中央１号線	２５	約２，０００	約　２，０００	
７	北摂中央３号線	２５	約２，７００	約　２，７００	
８	古城線	１８	約　７１０	０	
９	停車場線	１８	約　３６０	約　３６０	
１０	三輪下田中線	１６	約　９６０	０	
１１	三輪石名線	１６	約　７００	約　７００	
１２	横山天神線	１６	約２，０１０	約　１，２３０	
１３	三田長尾線	２０	約　３７０	約　３７０	
１４	北摂南４号線	２０	約１，５６０	約　１，５６０	
１５	北摂南５号線	２０	約１，７１０	約　１，７１０	
１６	北摂南１号線	２０	約　８３０	約　８３０	
１７	北摂南２号線	２０	約１，５７０	約　１，５７０	
１８	北摂西１号線	１８	約１，２００	約　１，２００	
１９	高次線	１８	約　２２０	約　２２０	
２０	北摂中央２号線	２０	約６，９２０	約　６，９２０	
２１	国道線	１２	約５，９２０	約　５，９２０	
２２	大原貴志線	１２	約　５９０	約　５９０	
２３	三輪上野線	１２	約１，０２０	約　１，０２０	
２４	古城京口線	１２	約　９００	約　９００	
２５	八景線	１５	約　３３０	０	
２６	下山線	１２	約　７９０	約　７９０	
２７	駅前線	９	約　７６０	約　６４０	事業中L＝約１３０ｍ
２８	本町西山線	９	約１，１６０	約　１，１１０	
２９	福島駅前線	１８	約　１２０	約　１２０	
３０	北摂南６号線	１８	約　６３０	約　６３０	

番号	名　　称	計　　画		令和7年度整備済延長（m）	備　　考
		幅員（m）	延　長（m）		
３１	北摂中央南駅前線	１６	約　６７０	約　　６７０	
３２	北摂中央北駅前線	２１	約　５５０	約　　５５０	
３３	横山駅前線	１２	約　１８０	約　　１８０	
３４	公園線	２５	約２，９２０	約　２，９２０	
３５	駅前１号線	１４	約　２２０	約　　２２０	
３６	駅前２号線	１４	約　１８０	約　　６０	事業中L＝約１２０ｍ
３７	駅前３号線	１４	約　１００	約　　０	事業中L＝約１００ｍ
３８	駅前１号橋	３３	約　　７０	約　　６０	事業中L＝約１０ｍ
３９	貴志長尾線	２５	約１，７００	約　１，７００	
４０	天神武庫が丘線	１４	約　８５０	約　　８５０	
４１	三輪天神線	１６	約１，１１０	約　１，１１０	
４２	テクノ下相野線	１７	約　８８０	約　　８３０	
４３	北摂中央４号線	２５	約　７６０	約　　７６０	
４４	第２テクノ線	１７	約２，１８０	約　１，４９０	
計	４４路線		約６５，８１０	約６２，１８０	

【資料2-1-2-2】第７次地震防災緊急事業五箇年計画（令和8～12年度）

施設名	事　　業　　名	事　業　概　要	箇所数	事業量	概　算 事業費 （百万円）	実施予定年度
３号 消防用施設	緊急消防援助隊整備補助事業 消防団車両更新事業	消防救急デジタル無線設備 消防用車両等	12箇所	12箇所	481	令和8～12年度

【資料2-1-3】市内ヘリポート離発着場一覧

NO.	施　設　名	所　在　地	電　話　番　号	ヘリポート番号
1	ダムサイド公園	加茂１２２１番地	５５９－５１１０（管理課）	阪　０６４
2	高平ふるさと交流ｾﾝﾀｰ	布木２９８番地	５６９－１８１１	阪　０６５
3	テクノ公園	テクノパーク３番地１	５６５－７２８８（管理課）	阪　０６６
4	城山公園　陸上競技場	三輪１３１４番地	５６３－５５１１	阪北３０９
5	湊川相野学園　総合ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	四ッ辻字西野々１４１４	５６８－１３８１	阪北３１１
6	小野公園多目的広場	小野８１番２	５６７－３０８５（管理課）	阪北３１２
7	駒ケ谷運動公園野球場	ゆりのき台１丁目４４番	５６５－７２８８（管理課）	阪北３４４
8	はじかみ池公園	三田市あかしあ台５丁目	５５９－５１１０（管理課）	阪北３６５
9	ふれあいプール駐車場	三田市四ツ辻１１２９-２	５６８－４０００	阪北３６６
10	永沢寺花しょうぶ園　駐車場	三田市永沢寺８２－３	５６６－０９３５	阪北３６７
11	兵庫県立有馬富士公園　大芝生広場	三田市尼寺	５６２－３０４０	阪北３６８
12	武庫川右岸河川敷	三田市西野上	0797-83-3203	阪北３６９

【資料2-1-4】都市計画公園の整備状況

都市計画公園等決定（変更）一覧表

名　　称	公園番号	種別	面積(ha)	告示番号	最終告示	当初告示	使用開始	備　　考
あけぼの公園	2.2.1001	街区	0.30	三告第 36号	S58.11.13	S48. 7.28	S59. 3.31 (S49.4.1)	広沢
えのき児童公園	2.2.1002	街区	0.14	三告第 36号	S58.11.30	S55. 3.11	S57.11. 6	中町
西山１号公園	2.2.10033	街区	0.13	三告第 50号	H 2. 9.25	H 2. 9.25	H14. 6. 1	西山
西山２号公園	2.2.1004	街区	0.20	三告第 50号	H 2. 9.25	H 2. 9.25	H16. 4. 1	西山
西山３号公園	2.2.1005	街区	0.18	三告第 50号	H 2. 9.25	H 2. 9.25	H15. 4. 1	西山
対中公園	2.2.1006	街区	0.11	三告第 ○号	R 6. 4.1	H 6.12.9	R6.○.○.	対中町
天神１号公園	2.2.1007	街区	0.20	三告第 59号	H 7.12.12	H 7.12.12	H23. 4.	天神
天神２号公園	2.2.1008	街区	0.25	三告第 59号	H 7.12.12	H 7.12.12	H23. 4.	天神
天神３号公園	2.2.1009	街区	0.26	三告第 59号	H 7.12.12	H 7.12.12		天神
友が丘公園	2.2.1010	街区	0.26	三告第 57号	H10. 7.31	H10. 7.31	H 2. 4. 1	友が丘
友が丘けやき公園	2.2.1011	街区	0.56	三告第 57号	H10. 7.31	H10. 7.31	H 2. 4. 1	友が丘
友が丘くろまつ公園	2.2.1012	街区	0.28	三告第 57号	H10. 7.31	H10. 7.31	H 2. 4. 1	友が丘
つつじが丘北1号公園	2.2.1013	街区	0.19	三告第 57号	H10. 7.31	H10. 7.31	H 8. 4. 1	つつじが丘
つつじが丘北2号公園	2.2.1014	街区	0.19	三告第 57号	H10. 7.31	H10. 7.31	H 8. 4. 1	つつじが丘
つつじが丘北3号公園	2.2.1015	街区	0.15	三告第 57号	H10. 7.31	H10. 7.31	H 8. 4. 1	つつじが丘
つつじが丘南1号公園	2.2.1016	街区	0.16	三告第 99号	H11.12. 7	H11. 7.31	H 8. 4. 1	つつじが丘
つつじが丘南2号公園	2.2.1017	街区	0.16	三告第 57号	H10. 7.31	H10. 7.31	H 8. 4. 1	つつじが丘
つつじが丘南3号公園	2.2.1018	街区	0.10	三告第 57号	H10. 7.31	H10. 7.31	H 8. 4. 1	つつじが丘
つつじが丘南4号公園	2.2.1019	街区	0.10	三告第 57号	H10. 7.31	H10. 7.31	H 8. 4. 1	つつじが丘
つつじが丘南5号公園	2.2.1020	街区	0.50	三告第 57号	H10. 7.31	H10. 7.31	H 8. 4. 1	つつじが丘
車池公園	3.3.101	近隣	2.6	兵告第104号	S59. 1.17	S48. 3. 6	H 4. 5. 1	ＦＴ
小屋ヶ谷公園	3.3.102	近隣	2.8	兵告第104号	S59. 1.17	S48. 3. 6	S58. 6.25	ＦＴ
北摂11号公園	3.3.103	近隣	2.3	兵告第104号	S59. 1.17	S55. 3.11	H10. 4. 1	ＷＴ (ゆりのき台)
北摂12号公園	3.4.104	近隣	7.0	兵告第1684号	H 9.12. 5	S55. 3.11	H18. 4. 1	ＷＴ (けやき台)
北摂13号公園	3.3.105	近隣	2.9	兵告第104号	S59. 1.17	S55. 3.11	H 8. 4. 1 (S63.3.25	ＷＴ (すずかけ台)
北摂14号公園	3.3.106	近隣	2.6	兵告第693号	H 1. 4.21	S55. 3.11	H 6. 4. 1 (H4.4.1)	ＷＴ (あかしあ台)
北摂16号公園	3.4.107	近隣	4.4	兵告第705号	S61. 4.22	S61. 4.22	H 6. 4. 1	ＣＴ (学園西公園)
北摂17号公園	3.4.108	近隣	5.2	兵告第896号	H 9. 5.27	H 9. 5.27		第二ﾃｸﾉﾊﾟｰｸ
つつじが丘中央公園	3.3.109	近隣	1.4	三告第 57号	H10. 7.31	H10. 7.31	H 8. 4. 1	つつじが丘
西公園	4.4.101	地区	7.4	兵告第705号	S61. 4.22	S45.12.15	(H6.4.1)	ＣＴ (学園東公園)
三田谷公園	4.4.102	地区	8.3	兵告第104号	S59. 1.17	S48. 3. 6	H 2. 4.16 (S63.3.25)	ＦＴ

名　　称	公園番号	種別	面積(ha)	告示番号	最終告示日	当初告示日	使用開始日	備　　考
北摂３号公園	4.5.103	地区	10.4	兵告第1572号	S62.10.13	S55. 3.11	H 5.11.26	ＷＴ (はじかみ池公園)
北摂15号公園	4.4.104	地区	9.1	兵告第104号	S59. 1.17	S55. 3.11	(H6. 5.15) H 14.6.1	ＴＰ (テクノ公園)
中央公園	5.5.101	総合	16.3	兵告第693号	H 1. 4.21	S45.12.15	H3.10. 2 (S62. 3.5)	ＷＴ
深田公園	5.5.102	総合	18.9	兵告第705号	S61. 4.22	S48. 3. 6	H 5. 4. 1	ＦＴ
城山公園	6.5.101	運動	12.3	兵告第1572号	S62.10.13	S44. 5.20	S56.10.23	三輪
中央運動公園	6.5.102	運動	13.9	兵告第693号	H 1. 4.21	S45.12.15	H 6.11.10	ＷＴ (駒ヶ谷運動公園)
南公園	7.5.101	特殊	15.1	兵告第104号	S59. 1.17	S45.12.15		ＦＴ
上皿池公園	7.4.102	特殊	4.7	兵告第896号	H 9. 5.27	H 9. 5.27		第二ﾃｸﾉﾊﾟｰｸ
有馬富士公園	9.7. 3	広域	416.3	兵告第298号	H15. 3. 7	H 1. 3. 3	H13. 4.29	一部共用85.1ha
小計	40公園		568.57					
平谷川緑地	1	緑地	17.2	兵告第1562号	H 4.10.30	S59. 1.17	H 14.4.1 (H10.4.1)	ＷＴ
友が丘緑地	2	緑地	1.2	三告第 58号	H10. 7.31	H10. 7.31	H 2. 4. 1	友が丘
小計	2緑地		18.4					
合計			586.97					

＊ 供用開始日欄の（　）内は一部供用開始日の年月日を示す。

【資料2-1-5】ため池施設の整備計画

1　ため池施設の整備計画

ため池名	地区名	事業概要	予定年度
西池ノ下池　他1池	波豆川	ため池改修	令和5～8年度
伍池	西相野	ため池改修	令和6～9年度
新池	大川瀬	ため池改修	令和7～10年度

【資料2-1-6】特に警戒を要する河川

水系名	河川名	左右岸	水防上最も重要な区域		次に重要な区域	
			延長(m)	地　　点	延長(m)	地　　点
武庫川	波豆川	左	1,000	市道中河原橋～上流端		
		右	1,000			
〃	山田川	左	500	市道久保橋～山田滑谷ダム下流		
		右	500			
〃	山田川	左	1,350	山田滑谷ダム上流～市道砥石橋上流		
		右	1,350			
〃	山田川	左	1,800	県道下所橋下流～県道清原橋上流		
		右	1,800			
		右	50			
〃	羽束川	右			200	千刈ダム上流～香月橋下流
		右			200	
〃	相野川	左			2,000	溝口地内市道溝口橋～上流橋
		右			2,000	
合　計		左	4,650	４箇所	2,200	２箇所
		右	4,700	４箇所	2,200	２箇所

【資料2-1-7】急傾斜地崩壊危険区域

関係事務所	区域名	所在地			面積(ha)	指定年月日	告示番号
		郡市名	区町名	大字名			
宝塚	広沢	三田市		広沢 下内神 広野	0.80	昭45年12月18日	県告第1639号
	東野上	〃		東野上	0.62	(昭45年12月18日) (昭59年2月24日) 昭59年9月14日	(県告第1639号) (県告第376号) 県告第1853号
	池尻	〃		池尻	1.25	(昭49年2月12日) 昭58年3月29日	(県告第266号) 県告第978号
	三輪上野	〃		三輪	0.76	昭54年3月9日	県告第524号
	鈴鹿	〃		鈴鹿	1.60	昭57年3月26日	県告第794号
	三輪	〃		三輪3丁目	0.36	平13年1月30日	県告第144号
	三輪(2)	〃		三輪	0.14	平19年1月12日	県告第24号
	天神	〃		天神2丁目	0.47	平25年9月6日	県告第1115号
	広沢(2)	〃		下内神	0.80	平25年9月6日	県告第1116号
	小柿(2)	〃		小柿	1.40	平27年1月27日	県告第51号
	高次	〃		高次2丁目	0.58	令4年1月14日	県告第64号
	藍本	〃		藍本	1.24	令7年7月29日	県告第712号
計	12か所				10.02		

【資料2-1-8】山地災害危険地区

１　山腹崩壊危険地区　［６１箇所］

箇所番号	大　字	字	地　区　名	危険地区面積 (ha)	治山事業 進捗状況
219-001	広沢		広沢	1	無
219-002	大川瀬		大滝	3	無
219-003	大川瀬		東条湖１	13	無
219-004	大川瀬		東条湖２	1	無
219-005	藍本		藍本駅前	4	無
219-006	東山		東山	1	無
219-007	母子		下母子	2	概成
219-008	尼寺		琴引峠	1	無
219-009	桑原		桑原東	2	無
219-010	木器		川西	1	無
219-011	酒井		酒井	2	概成
219-012	小柿		つどい橋	1	無
219-013	小柿		清水橋	2	無
219-014	下槻瀬		下槻瀬	1	無
219-015	波豆川		中村１	1	概成
219-016	波豆川		中村２	2	無
219-017	波豆川		山香園	1	概成
219-018	西野上	上西山	西野上	1	概成
219-019	池尻		池尻	1	概成
219-020	三輪		三輪	1	一部概成
219-021	加茂	水沼	加茂	1	一部概成
219-022	沢谷	寺谷	沢谷	1	概成
219-023	市之瀬	岩神谷西	市ノ瀬	1	概成
219-024	下槻瀬	山田	下槻瀬2	1	概成
219-025	川原	（観福の森）	観福の森	6	無
219-026	小野	飯森	小野	3	概成
219-027	高次	２丁目	高次	1	概成
219-028	鈴鹿	柏谷	鈴鹿	1	未着手
219-029	藍本	大丸	藍本１	2	未着手
219-030	上青野	前山	上青野１	2	未着手
219-031	母子	三国嶽	母子	2	未着手
219-032	小野	北中手	小野３	1	未着手
219-033	東本庄	長尾	東本庄１	1	未着手
219-034	下槻瀬	小豆畑	下槻瀬２	2	未着手
219-035	藍本	中山	藍本２	1	未着手
219-036	尼寺	畑ヶ谷	尼寺	2	未着手
219-037	小柿	真谷	小柿１	1	未着手
219-038	小野	釜ヶ谷	小野４	1	未着手
219-039	須磨田	京ノ尾	須磨田１	1	未着手
219-040	志手原	中山	志手原１	1	未着手
219-041	小柿	岩坪	小柿２	3	未着手
219-042	藍本	米ヶ谷	藍本３	3	未着手
219-043	小野	飯森	小野５	2	未着手
219-044	小野	花ヶ谷	小野６	1	未着手
219-045	大原	富士山	大原	3	未着手
219-046	下里	前山	下里	3	未着手
219-047	志手原	清水	志手原２	4	未着手
219-048	小野	北中手	小野７	2	未着手
219-049	下青野	城山付通り	下青野１	1	未着手
219-050	酒井	奥山	酒井２	3	未着手
219-051	小野	北中手	小野８	2	未着手
219-052	下青野	城山付通り	下青野２	3	未着手
219-053	下青野	小谷村	下青野３	3	未着手
219-054	東本庄	東イエジ	東本庄２	2	未着手
219-055	小柿	真谷	小柿３	4	未着手
219-056	上青野	千丈寺	上青野２	4	未着手
219-057	上青野	奥元	上青野３	6	未着手
219-058	須磨田	鳥帽子ヶ谷	須磨田２	15	未着手
219-059	福島	沢野前	富永診療所	1	無
219-060	上青野	公事ケ谷	上青野4	2	未着手
219-061	城山	東本庄	東本庄3	4	未着手
219-062		星ヶ谷			
219-063		大谷口			
219-064		大谷口			
219-065	東本庄町	地瘤			
219-066	東本庄町	地瘤			

２ その他（山腹崩壊危険地区準用地）［１箇所］

箇所番号	大　字	字	地　区　名	危険地区面積 (ha)	治山事業 進捗状況
219-901	福島	沢野前	富永診療所	0	無

３　崩壊土砂流出危険地区　［６５箇所］

整理番号	大　字	字	地区名	危険地区面積 (ha)	治山事業 進捗状況
219-001	須磨田		上須磨田	0.29	概成
219-002	藍本		遠城寺山	0.07	無
219-003	西相野		相野台	0.04	無
219-004	藍本		酒垂神社	0.24	無
219-005	藍本		岩倉	0.05	無
219-006	上本庄		上本庄	0.02	無
219-007	上青野		寺谷	0.24	概成
219-008	上青野		妹背(1)	0.13	無
219-009	上青野		妹背(2)	0.09	無
219-010	上青野		上青野	0.32	無
219-011	下青野		北浦	0.07	概成
219-012	乙原		大根川	3.84	一部概成
219-013	尼寺		花山院	0.15	無
219-014	福島		福島大池	0.52	無
219-015	三輪		三輪	0.79	無
219-016	木器		木器	0.22	無
219-017	小柿		三舟	0.02	無
219-018	小柿		橋詰(1)	0.4	無
219-019	小柿		橋詰(2)	0.16	概成
219-020	小柿		小柿大谷川	1.02	概成
219-021	小柿		天満宮	0.25	無
219-022	小柿		感応寺	0.07	概成
219-023	小柿		羽束川(1)	0.3	無
219-024	小柿		羽束川(2)	0.44	無
219-025	小柿		羽束川(3)	0.56	一部概成
219-026	小柿		羽束川(4)	0.28	無
219-027	小柿		北安	0.06	無
219-028	末吉		方広寺	1.42	無
219-029	鈴鹿		鈴鹿	0.4	一部概成
219-030	下里		下里	0.06	無
219-031	母子	宮ヶ谷	母子（宮ヶ谷）	1.3	概成
219-032	母子	美の坂	母子（美の坂）	0.32	概成
219-033	小野		花山院	0.12	一部概成
219-034	母子	横谷	横谷	1.73	未成
219-035	下槻瀬	大谷西山	下槻瀬	0.05	概成
219-036	乙原	南千丈山	乙原	0.38	一部概成
219-037	下青野	地王堂	地王堂(1)	0.17	未成
219-038	下青野	地王堂	地王堂(2)	0.12	未成
219-039	波豆川	松尾谷	松尾谷(1)	0.4	未成
219-040	波豆川	松尾谷	松尾谷(2)	0.25	未成
219-041	波豆川	大船谷	大船谷	0.73	未成
219-042	波豆川	椿谷	椿谷	0.3	無
219-043	小柿	畑ヶ谷		0.24	未成
219-044	酒井	向山	酒井	0.08	未着手
219-045	下青野	地王堂	下青野１	0.31	未着手
219-046	小柿	真谷	小柿１	0.14	未着手
219-047	下槻瀬	沢谷	下槻瀬２	0.19	未着手
219-048	上本庄	宮の下	上本庄２	0.1	未着手
219-049	上槻瀬	エン谷	上槻瀬	0.37	未着手
219-050	下青野	地王堂	下青野２	1.03	未着手
219-051	乙原	小屋ケ谷	乙原２	0.17	未着手
219-052	乙原	南指切	乙原３	0.34	未着手
219-053	小柿	向山	小柿２	0.23	未着手
219-054	下槻瀬	小豆畑	下槻瀬３	1.25	未着手
219-055	波豆川	西ノ上	波豆川	0.11	未着手
219-056	母子	美の坂	母子	0.09	未着手
219-057	下青野	地王堂	下青野３	0.1	未着手
219-058	乙原	胡麻ヶ谷	乙原４	0.29	未着手
219-059	乙原	北千丈山	乙原５	0.66	未着手
219-060	十倉	城山	十倉	0.59	未着手
219-061	香下	銭ヶ岩	香下	0.11	未着手
219-062	川原	釜ヶ谷	川原１	0.92	未着手
219-063	川原	武呂谷	川原２	0.13	未着手
219-064	上青野		奥元	0.5	未着手
219-065	東本庄	梨ノ木谷	東本庄4	2.25	未着手

【資料2-1-9】土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域　388か所

名　　称	コード（９桁）	所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
				警戒区域		特別警戒区域		告　示	
				年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
藍本(3)Ⅰ	1 20 00 0001	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本(4)Ⅰ	1 20 00 0002	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本(2)Ⅰ	1 20 00 0003	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本(1)Ⅰ	1 20 00 0004	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号	H30.5.29	第539号
西相野Ⅰ	1 20 00 0005	西相野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号	H30.5.29	第539号
相野台Ⅰ	1 20 00 0006	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
大川瀬Ⅰ	1 20 00 0007	大川瀬	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
日出坂(1)Ⅱ	1 20 00 0008	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本庄(1)Ⅱ	1 20 00 0009	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号	H30.5.29	第539号
藍本庄(2)Ⅱ	1 20 00 0010	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
波田(1)Ⅱ	1 20 00 0011	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本庄(3)Ⅱ	1 20 00 0012	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
曲り(2)Ⅱ	1 20 00 0013	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
三本Ⅱ	1 20 00 0014	大川瀬	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号	H30.5.29	第539号
大川瀬(2)Ⅱ	1 20 00 0015	大川瀬	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
大川瀬(3)Ⅱ	1 20 00 0016	大川瀬	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
大川瀬(4)Ⅱ	1 20 00 0017	大川瀬	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
日出坂(2)Ⅲ	1 20 00 0018	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
日出坂(3)Ⅲ	1 20 00 0019	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
日出坂(4)Ⅲ	1 20 00 0020	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本庄(4)Ⅲ	1 20 00 0021	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号	H30.5.29	第539号
藍本庄(5)Ⅲ	1 20 00 0022	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
波田(2)Ⅲ	1 20 00 0023	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号	H30.5.29	第539号
岩倉(1)Ⅲ	1 20 00 0024	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
岩倉(2)Ⅲ	1 20 00 0025	藍本	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
大川瀬(5)Ⅲ	1 20 00 0026	大川瀬	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
須磨田Ⅰ	1 20 00 0027	須磨田	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
東山Ⅰ	1 20 00 0028	東山	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		

名　　称	コード（９桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告　示	
							年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
大音所(1)Ⅱ	1	20	00	0029	上本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
大音所(2)Ⅱ	1	20	00	0030	上本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上須磨田(1)Ⅱ	1	20	00	0031	須磨田	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
田中(1)Ⅱ	1	20	00	0032	東本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
田中(2)Ⅱ	1	20	00	0033	東本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
宮脇Ⅱ	1	20	00	0034	宮脇	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
幡尻Ⅲ	1	20	00	0035	上本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上須磨田(2)Ⅲ	1	20	00	0036	須磨田	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
大音所(3)Ⅲ	1	20	00	0037	上本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
下須磨田Ⅲ	1	20	00	0038	須磨田	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
東向Ⅲ	1	20	00	0039	東本庄	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
東山(2)Ⅲ	1	20	00	0040	東山	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
長坂Ⅲ	1	20	00	0041	長坂	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野(1)Ⅰ	1	20	00	0042	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野(2)Ⅰ	1	20	00	0043	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
広沢(急)Ⅰ	1	20	00	0044	広沢	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
広沢Ⅰ	1	20	00	0045	下内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
下内神Ⅰ	1	20	00	0046	下内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
東野上(急)Ⅰ	1	20	00	0047	東野上	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
西野上Ⅰ	1	20	00	0048	西野上	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下青野Ⅰ	1	20	00	0049	下青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
上青野(3)Ⅰ	1	20	00	0050	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
福島Ⅰ	1	20	00	0051	福島	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
末東Ⅱ	1	20	00	0052	末	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
緑風台Ⅱ	1	20	00	0053	下青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下青野(2)Ⅱ	1	20	00	0054	下青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野(4)Ⅱ	1	20	00	0055	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野(5)Ⅱ	1	20	00	0056	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号

名　　称	コード（９桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告　示	
							年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
上青野(6)Ⅱ	1	20	00	0057	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野(7)Ⅱ	1	20	00	0058	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
加茂下(1)Ⅱ	1	20	00	0059	東野上	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
加茂下(2)Ⅱ	1	20	00	0060	加茂	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下内神(2)Ⅱ	1	20	00	0061	下内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下内神(3)Ⅱ	1	20	00	0062	下内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上内神(1)Ⅱ	1	20	00	0063	上内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上内神(2)Ⅱ	1	20	00	0064	上内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上内神(3)Ⅱ	1	20	00	0065	上内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
沢谷(2)Ⅱ	1	20	00	0066	沢谷	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下内神(4)Ⅱ	1	20	00	0067	下内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
下井沢(1)Ⅱ	1	20	00	0068	下井沢	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
西野上(2)Ⅱ	1	20	00	0069	西野上	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
西野上(3)Ⅱ	1	20	00	0070	西野上	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
西野上(4)Ⅱ	1	20	00	0071	西野上	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
末(1)Ⅲ	1	20	00	0072	末	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
末(2)Ⅲ	1	20	00	0073	末	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
上青野(8)Ⅲ	1	20	00	0074	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野(9)Ⅲ	1	20	00	0075	上青野	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上内神(4)Ⅲ	1	20	00	0076	上内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下内神(5)Ⅲ	1	20	00	0077	下内神	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下井沢(2)Ⅲ	1	20	00	0078	下井沢	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
福島(2)Ⅲ	1	20	00	0079	福島	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
けやき台三丁目Ⅲ	1	20	00	0080	けやき台3丁目	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
下深田Ⅰ	1	20	00	0081	武庫が丘8丁目	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
池尻(急)Ⅰ	1	20	00	0082	池尻	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
池尻(2)Ⅰ	1	20	00	0083	池尻	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
貴志Ⅰ	1	20	00	0084	貴志	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		

名　　称	コード（９桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告　示	
							年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
天神二丁目Ⅰ	1	20	00	0085	天神2丁目	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
寺村町Ⅱ	1	20	00	0086	寺村町	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
貴志(2)Ⅱ	1	20	00	0087	貴志	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
池尻(3)Ⅱ	1	20	00	0088	池尻	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号		発生無		
池尻(4)Ⅱ	1	20	00	0089	池尻	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下深田(2)Ⅱ	1	20	00	0090	下深田	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上深田(2)Ⅲ	1	20	00	0091	上深田	急傾斜地の崩壊	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
乙原（2）Ⅰ	1	20	00	0092	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原（1）Ⅰ	1	20	00	0093	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
乙原（3）Ⅰ	1	20	00	0094	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
飯森（1）Ⅱ	1	20	00	0095	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
飯森（2）Ⅱ	1	20	00	0096	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
小野（2）Ⅱ	1	20	00	0097	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
小野（3）Ⅱ	1	20	00	0098	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
小野（4）Ⅱ	1	20	00	0099	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
小野（5）Ⅱ	1	20	00	0100	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
小野（6）Ⅱ	1	20	00	0101	小野	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原（4）Ⅱ	1	20	00	0102	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
乙原（5）Ⅱ	1	20	00	0103	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
乙原（6）Ⅱ	1	20	00	0104	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
乙原（7）Ⅱ	1	20	00	0105	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
乙原（8）Ⅱ	1	20	00	0106	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原（9）Ⅱ	1	20	00	0107	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
乙原（10）Ⅱ	1	20	00	0108	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
乙原（11）Ⅱ	1	20	00	0109	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
下母子（1）Ⅱ	1	20	00	0110	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
上母子（1）Ⅱ	1	20	00	0111	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
上母子（2）Ⅱ	1	20	00	0112	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		

名　　称	コード（９桁）	所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
				警戒区域		特別警戒区域		告　示	
				年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
下母子（2）Ⅱ	1 20 00 0113	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
上母子（3）Ⅱ	1 20 00 0114	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
上母子（4）Ⅱ	1 20 00 0115	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
上母子（5）Ⅱ	1 20 00 0116	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
上母子（6）Ⅱ	1 20 00 0117	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
新田（1）Ⅱ	1 20 00 0118	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
新田（2）Ⅱ	1 20 00 0119	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
乙原（12）Ⅲ	1 20 00 0120	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
乙原（13）Ⅲ	1 20 00 0121	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
乙原（14）Ⅲ	1 20 00 0122	乙原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
上母子（7）Ⅲ	1 20 00 0123	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
下母子（3）Ⅲ	1 20 00 0124	母子	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
三輪（人）Ⅰ	1 20 00 0125	三輪四丁目	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
山田Ⅰ	1 20 00 0126	木器	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
三輪（1）Ⅰ	1 20 00 0127	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
三輪上野Ⅰ	1 20 00 0128	三輪四丁目	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
三輪（2）Ⅰ	1 20 00 0129	三輪三丁目	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
高次Ⅰ	1 20 00 0130	高次二丁目	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号				
尼寺Ⅰ	1 20 00 0131	尼寺	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
桑原西（1）Ⅱ	1 20 00 0132	桑原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
桑原西（2）Ⅱ	1 20 00 0133	桑原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
桑原東（1）Ⅱ	1 20 00 0134	山田	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
桑原東（3）Ⅱ	1 20 00 0135	桑原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
高次二丁目Ⅱ	1 20 00 0136	高次	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
三輪（3）Ⅱ	1 20 00 0137	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
三輪三丁目Ⅱ	1 20 00 0138	三輪三丁目	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
三輪（4）Ⅱ	1 20 00 0139	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
三輪（5）Ⅱ	1 20 00 0140	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		

名　　称	コード（９桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告　示	
							年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
三輪（6）Ⅱ	1	20	00	0141	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
三輪（7）Ⅱ	1	20	00	0142	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
三輪（8）Ⅱ	1	20	00	0143	三輪	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
志手原（1）Ⅱ	1	20	00	0144	志手原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
桑原東（4）Ⅱ	1	20	00	0145	山田	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
山田（2）Ⅱ	1	20	00	0146	山田	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
香下（2）Ⅱ	1	20	00	0147	香下	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
香下（3）Ⅱ	1	20	00	0148	香下	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
下槻瀬（2）Ⅱ	1	20	00	0149	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
尼寺（2）Ⅱ	1	20	00	0150	志手原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
志手原（2）Ⅲ	1	20	00	0151	志手原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
志手原（3）Ⅲ	1	20	00	0152	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
下槻瀬（3）Ⅲ	1	20	00	0153	志手原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
成谷Ⅲ	1	20	00	0154	成谷	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
川西Ⅰ	1	20	00	0155	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
下里（1）Ⅰ	1	20	00	0156	下里	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
下里（2）Ⅰ	1	20	00	0157	下里	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
鈴鹿（急）Ⅰ	1	20	00	0158	鈴鹿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
酒井Ⅰ	1	20	00	0159	酒井	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
下里（3）Ⅰ	1	20	00	0160	下里	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（1）Ⅰ	1	20	00	0161	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（2）Ⅰ	1	20	00	0162	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆川（1）Ⅱ	1	20	00	0163	波豆川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
波豆川（2）Ⅱ	1	20	00	0164	波豆川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
波豆川（5）Ⅱ	1	20	00	0165	波豆川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
中村Ⅱ	1	20	00	0166	波豆川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
波豆川（6）Ⅱ	1	20	00	0167	波豆川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
川西（2）Ⅱ	1	20	00	0168	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号

名　　称	コード（９桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告　示	
							年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
川西（3）Ⅱ	1	20	00	0169	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
山田（3）Ⅱ	1	20	00	0170	木器	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
川西（4）Ⅱ	1	20	00	0171	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
下里（4）Ⅱ	1	20	00	0172	下里	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
酒井（2）Ⅱ	1	20	00	0173	酒井	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（3）Ⅱ	1	20	00	0174	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
十倉（1）Ⅱ	1	20	00	0175	十倉	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
川原（1）Ⅱ	1	20	00	0176	川原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
川原（2）Ⅱ	1	20	00	0177	川原	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
末吉Ⅱ	1	20	00	0178	末吉	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
布木Ⅱ	1	20	00	0179	布木	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
小柿（4）Ⅱ	1	20	00	0180	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（6）Ⅱ	1	20	00	0181	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
上村（1）Ⅱ	1	20	00	0182	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
上村（2）Ⅱ	1	20	00	0183	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
小柿（7）Ⅱ	1	20	00	0184	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（8）Ⅱ	1	20	00	0185	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（9）Ⅱ	1	20	00	0186	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小野（1）Ⅱ	1	20	00	0187	尼寺	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
木器（2）Ⅲ	1	20	00	0188	下槻瀬	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆川（7）Ⅲ	1	20	00	0189	波豆川	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
鈴鹿（2）Ⅲ	1	20	00	0190	鈴鹿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
十倉（2）Ⅲ	1	20	00	0191	酒井	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
十倉（3）Ⅲ	1	20	00	0192	十倉	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		
田中（3）Ⅲ	1	20	00	0193	田中	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（10）Ⅲ	1	20	00	0194	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（11）Ⅲ	1	20	00	0195	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿（12）Ⅲ	1	20	00	0196	小柿	急傾斜地の崩壊	H21.3.17	第300号		発生無		

名　　称	コード（９桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告　示	
							年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
藍本(5)Ⅰ	1	20	00	0197	藍本	急傾斜地の崩壊	H30.5.29	第535号	H30.5.29	第543号		
上深田(1)Ⅱ	1	20	00	0198	上深田	急傾斜地の崩壊	R2.2.28	第206号	R2.2.28	第228号		
大川瀬西谷Ⅰ	2	20	00	0001	大川瀬	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
相野台谷Ⅰ	2	20	00	0002	西相野	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
酒乗川Ⅰ	2	20	00	0003	藍本	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
藍本東谷Ⅰ	2	20	00	0004	藍本	土石流	H19.9.4	第926号				
鎌倉谷川Ⅰ	2	20	00	0005	藍本	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
大川瀬北谷Ⅱ	2	20	00	0006	大川瀬	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
大川瀬東谷Ⅱ	2	20	00	0007	大川瀬	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
丸岡谷Ⅱ	2	20	00	0008	藍本	土石流	H19.9.4	第926号				
上相野北谷Ⅱ	2	20	00	0009	上相野	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
上相野中谷Ⅱ	2	20	00	0010	上相野	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
上相野下谷Ⅱ	2	20	00	0011	上相野	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
上相野南谷Ⅱ	2	20	00	0012	上相野	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
松尾台谷Ⅱ	2	20	00	0013	藍本	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
藍本南谷Ⅱ	2	20	00	0014	藍本	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
藍本西谷Ⅱ	2	20	00	0015	藍本	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
藍本庄北谷Ⅱ	2	20	00	0016	藍本	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
滝谷川Ⅱ	2	20	00	0017	藍本	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
藍本北谷Ⅱ	2	20	00	0018	藍本	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
波田谷Ⅱ	2	20	00	0019	藍本	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
岩倉西谷Ⅱ	2	20	00	0020	藍本	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
岩倉東谷Ⅱ	2	20	00	0021	藍本	土石流	H19.9.4	第926号	H30.5.29	第543号		
西安谷Ⅰ	2	20	00	0022	東本庄	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
みょうが谷Ⅰ	2	20	00	0023	東本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
須合谷川Ⅰ	2	20	00	0024	須磨田	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
左二階尻川Ⅰ	2	20	00	0025	上本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
奥山川Ⅰ	2	20	00	0026	上本庄	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		

名　　称	コード（９桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告　示	
							年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
右１号谷川Ⅱ	2	20	00	0027	東本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
茗荷谷川Ⅱ	2	20	00	0028	東本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
幡尻谷Ⅱ	2	20	00	0029	上本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
奥山川Ⅱ	2	20	00	0030	上本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
大音所東谷Ⅱ	2	20	00	0031	上本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
大音所南谷Ⅱ	2	20	00	0032	上本庄	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上須田東谷Ⅱ	2	20	00	0033	須磨田	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
上須田東中谷Ⅱ	2	20	00	0034	須磨田	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下須磨田南谷Ⅱ	2	20	00	0035	東本庄	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
中内神中谷Ⅰ	2	20	00	0036	中内神	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野北谷Ⅰ	2	20	00	0037	上青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上青野谷Ⅰ	2	20	00	0038	上青野	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
福田川Ⅰ	2	20	00	0039	上青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
青久寺川Ⅰ	2	20	00	0040	下青野	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
極楽寺川Ⅰ	2	20	00	0041	下青野	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
末谷Ⅰ	2	20	00	0042	下青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
福島谷Ⅰ	2	20	00	0043	福島	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
沢谷Ⅱ	2	20	00	0044	沢谷	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
上内神南谷Ⅱ	2	20	00	0045	上内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
上内神西谷Ⅱ	2	20	00	0046	上内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
上内神北谷Ⅱ	2	20	00	0047	上内神	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上内神東谷Ⅱ	2	20	00	0048	上内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
中内神西谷Ⅱ	2	20	00	0049	中内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
感神社谷Ⅱ	2	20	00	0050	中内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
西蓮寺谷Ⅱ	2	20	00	0051	中内神	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
中内神東谷Ⅱ	2	20	00	0052	中内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
下内神西谷Ⅱ	2	20	00	0053	下内神	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
上青野谷Ⅱ	2	20	00	0054	下青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		

名　　称	コード（９桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告　示	
							年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
大垣川Ⅱ	2	20	00	0055	上青野	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
上青野中谷Ⅱ	2	20	00	0056	上青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
上須磨谷川Ⅱ	2	20	00	0057	上青野	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
上青野東谷Ⅱ	2	20	00	0058	上青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下青野谷Ⅱ	2	20	00	0059	下青野	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
千丈寺谷川Ⅱ	2	20	00	0060	下青野	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
北浦西谷Ⅱ	2	20	00	0061	北浦	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
末東谷Ⅱ	2	20	00	0062	末	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
加茂北谷Ⅱ	2	20	00	0063	加茂	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
寺ノ下大池谷Ⅱ	2	20	00	0064	加茂	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
北山池北谷Ⅱ	2	20	00	0065	加茂	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
北山池南谷Ⅱ	2	20	00	0066	加茂	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
東野上北谷Ⅱ	2	20	00	0067	東野上	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
東野谷中谷Ⅱ	2	20	00	0068	東野上	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号	R2.2.28	第216号
東野谷南谷Ⅱ	2	20	00	0069	東野上	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
ゆりのき台谷Ⅰ	2	20	00	0070	ゆりのき台2丁目	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
寺村谷Ⅰ	2	20	00	0071	寺村町	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
真谷Ⅱ	2	20	00	0072	池尻	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
中の谷Ⅱ	2	20	00	0073	池尻	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
芦ヶ谷Ⅱ	2	20	00	0074	池尻	土石流	H19.9.4	第926号		発生無		
こいが谷Ⅱ	2	20	00	0075	池尻	土石流	H19.9.4	第926号	R2.2.28	第228号		
下母子谷Ⅰ	2	20	00	0076	母子	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
上母子谷Ⅰ	2	20	00	0077	母子	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
母子1Ⅰ	2	20	00	0078	母子	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
母子2Ⅰ	2	20	00	0079	母子	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
小野西谷Ⅰ	2	20	00	0080	小野	土石流	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
干丈寺東川Ⅰ	2	20	00	0081	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
稲倉谷川Ⅰ	2	20	00	0082	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		

名　　称	コード（９桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告　示	
							年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
脇田川Ⅰ	2	20	00	0083	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原1Ⅰ	2	20	00	0084	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原2Ⅰ	2	20	00	0085	乙原	土石流	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
牛屋ヶ谷川Ⅰ	2	20	00	0086	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
天神ヶ谷川Ⅰ	2	20	00	0087	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
小野1Ⅰ	2	20	00	0088	小野	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
小野南上谷Ⅰ	2	20	00	0089	小野	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
小野南中谷Ⅰ	2	20	00	0090	小野	土石流	H21.3.17	第300号	H31.3.29	第362号		
小野南南谷Ⅰ	2	20	00	0091	小野	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
芝床川Ⅰ	2	20	00	0092	小野	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
奥谷川Ⅰ	2	20	00	0093	小野	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
母子3Ⅱ	2	20	00	0094	母子	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
新田北谷Ⅱ	2	20	00	0095	母子	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
母子4Ⅱ	2	20	00	0096	母子	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
母子5Ⅱ	2	20	00	0097	母子	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
母子6Ⅱ	2	20	00	0098	母子	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原奥谷Ⅱ	2	20	00	0099	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原3Ⅱ	2	20	00	0100	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原西奥谷Ⅱ	2	20	00	0101	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原4Ⅱ	2	20	00	0102	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原5Ⅱ	2	20	00	0103	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原東谷Ⅱ	2	20	00	0104	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原6Ⅱ	2	20	00	0105	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原東中谷（1）Ⅱ	2	20	00	0106	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原東中谷（2）Ⅱ	2	20	00	0107	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原東下谷Ⅱ	2	20	00	0108	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
乙原南谷Ⅱ	2	20	00	0109	乙原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
花院川Ⅰ	2	20	00	0110	尼寺	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		

名　　称	コード（９桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告　示	
							年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
大原1Ⅰ	2	20	00	0111	大原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
川除1Ⅰ	2	20	00	0112	川除	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
三輪谷Ⅰ	2	20	00	0113	三輪	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
高次1Ⅰ	2	20	00	0114	高次	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
高次2Ⅰ	2	20	00	0115	高次	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
高次3Ⅰ	2	20	00	0116	高次	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
高次4Ⅰ	2	20	00	0117	高次	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
高次5Ⅰ	2	20	00	0118	高次	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
高次6Ⅰ	2	20	00	0119	高次	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
香下1Ⅰ	2	20	00	0120	香下	土石流	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
本郷谷Ⅰ	2	20	00	0121	香下	土石流	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
大原2Ⅱ	2	20	00	0122	大原	土石流	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
桑原1Ⅱ	2	20	00	0123	桑原	土石流	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
山田2Ⅱ	2	20	00	0124	山田	土石流	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
香下2Ⅱ	2	20	00	0125	香下	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
志手原谷Ⅱ	2	20	00	0126	志手原	土石流	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
志手原1Ⅱ	2	20	00	0127	志手原	土石流	H21.3.17	第300号	H30.5.29	第543号		
山田谷Ⅱ	2	20	00	0128	山田	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
山田東谷Ⅰ	2	20	00	0129	木器	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
下槻瀬1Ⅰ	2	20	00	0130	下槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
七松谷川Ⅰ	2	20	00	0131	上槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
上槻瀬川Ⅰ	2	20	00	0132	上槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
高平南川Ⅰ	2	20	00	0133	上槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
酒井川Ⅰ	2	20	00	0134	酒井	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
見比川Ⅰ	2	20	00	0135	小柿	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小柿1Ⅰ	2	20	00	0136	小柿	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
北安川Ⅰ	2	20	00	0137	小柿	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
大谷川二Ⅰ	2	20	00	0138	小柿	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号

名　　称	コード（９桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告　示	
							年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
宮ヶ谷川Ⅰ	2	20	00	0139	小柿	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
高坂川Ⅰ	2	20	00	0140	小柿	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
布木川Ⅰ	2	20	00	0141	布木	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
川原西谷Ⅰ	2	20	00	0142	川原	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
互屋谷川Ⅰ	2	20	00	0143	末吉	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
川原川（1）Ⅰ	2	20	00	0144	川原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
十倉北谷Ⅰ	2	20	00	0145	十倉	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
十倉中谷Ⅰ	2	20	00	0146	十倉	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
向山川Ⅰ	2	20	00	0147	十倉	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
大谷川Ⅰ	2	20	00	0148	鈴鹿	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
大里Ⅰ	2	20	00	0149	下里	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
谷本川Ⅰ	2	20	00	0150	下槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
馬出川Ⅰ	2	20	00	0151	下槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆東下谷Ⅰ	2	20	00	0152	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
小野北谷Ⅱ	2	20	00	0153	小野	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
小野北下谷Ⅱ	2	20	00	0154	小野（小柿）	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
小野北上谷Ⅱ	2	20	00	0155	小野（小柿）	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小野北奥谷Ⅱ	2	20	00	0156	小柿	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
入道谷川Ⅱ	2	20	00	0157	市之瀬	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
木器1Ⅱ	2	20	00	0158	木器	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
小田西谷Ⅱ	2	20	00	0159	下槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号	H29.6.30	第676.677号
西川西谷Ⅱ	2	20	00	0160	下槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
見比北谷Ⅱ	2	20	00	0161	小柿	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
村上南谷Ⅱ	2	20	00	0162	小柿	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
布木北谷Ⅱ	2	20	00	0163	布木	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
布木1Ⅱ	2	20	00	0164	布木	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
川原川（2）Ⅱ	2	20	00	0165	川原	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
末吉谷Ⅱ	2	20	00	0166	末吉	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		

名　　称	コード（９桁）				所在地	自然現象	当初指定の告示				現在の指定状況	
							警戒区域		特別警戒区域		告　示	
							年月日	番　号	年月日	番　号	年月日	番　号
末吉1Ⅱ	2	20	00	0167	末吉	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
上槻瀬東谷Ⅱ	2	20	00	0168	上槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
下槻瀬東谷Ⅱ	2	20	00	0169	上槻瀬	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
木器東谷Ⅱ	2	20	00	0170	木器	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
木器西谷Ⅱ	2	20	00	0171	木器	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
木器北谷Ⅱ	2	20	00	0172	木器	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
木器中谷Ⅱ	2	20	00	0173	木器	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
木器南谷Ⅱ	2	20	00	0174	木器	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆南中谷Ⅱ	2	20	00	0175	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
小坂川Ⅱ	2	20	00	0176	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆南上中谷Ⅱ	2	20	00	0177	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆川1Ⅱ	2	20	00	0178	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
大船谷川Ⅱ	2	20	00	0179	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆北谷（1）Ⅱ	2	20	00	0180	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆北谷（2）Ⅱ	2	20	00	0181	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
大舟寺川Ⅱ	2	20	00	0182	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
波豆川2Ⅱ	2	20	00	0183	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号	H29.6.30	第677号		
波豆東谷Ⅱ	2	20	00	0184	波豆川	土石流	H21.3.17	第300号		発生無		
桑原西	3	20	00	0001	桑原	地滑り	H24.2.10	第158号				
三輪	3	20	00	0002	三輪	地滑り	H24.2.10	第158号				
宮脇	3	20	00	0003	宮脇	地滑り	H24.2.10	第158号				
加茂	3	20	00	0004	加茂	地滑り	H24.2.10	第158号				
上深田	3	20	00	0005	上深田	地滑り	H24.2.10	第158号				
池尻	3	20	00	0006	池尻	地滑り	H24.2.10	第158号				

【資料2-1-10】宅地造成工事規制区域の指定

指定面積	指定年月日
21,032ha	R6.12.27　兵庫県告示第1140号

【資料2-1-11】大規模盛土造成地マップ（南部）

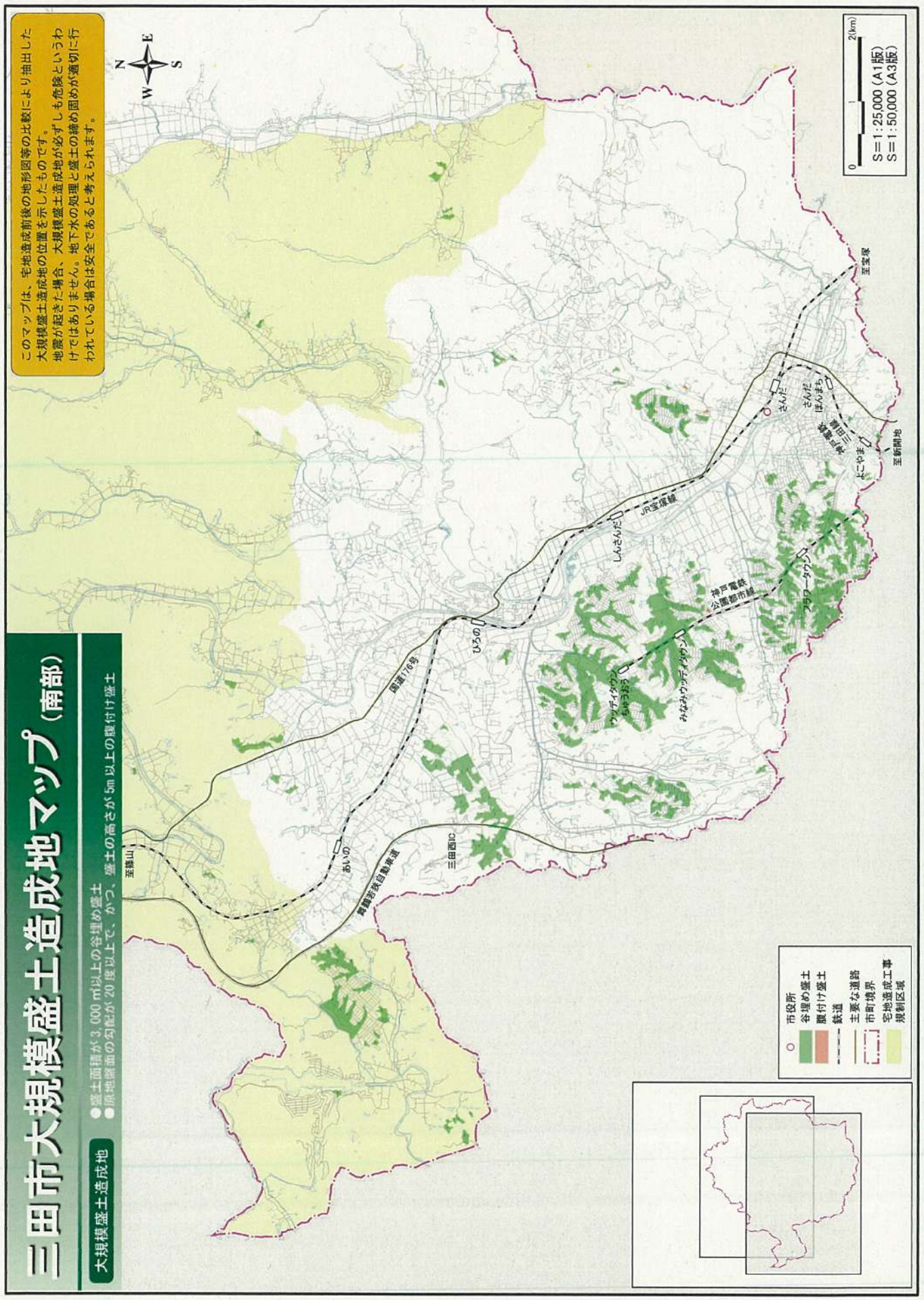

【資料2-1-11】大規模盛土造成地マップ（北部）

【資料2-1-12】災害危険区域指定状況

番号	箇所名	位置		地形			備考 （指定年月日）
		大字	字	傾斜度 （度）	延長 （ｍ）	高さ （ｍ）	
1	東野上	東野上	戎山	50	250	10	急傾斜地 （Ｈ１１．４．１ 三田市告示第３４号）

【資料2-1-13】危険物施設等の設置状況

１　危険物貯蔵・取扱施設

区分		施設数
製造所		１２
貯蔵所	屋内貯蔵所	８２
	屋外タンク貯蔵所	４７
	屋内タンク貯蔵所	９
	地下タンク貯蔵所	５２
	簡易タンク貯蔵所	０
	移動タンク貯蔵所	１５
	屋外貯蔵所	２５
	小計	２４２
取扱所	給油取扱所	３２
	第１種販売取扱所	０
	第２種販売取扱所	０
	移送取扱所	０
	一般取扱所	３９
	小計	７１
合計		３１３
事業所		１２０

※上記のうち最大危険物事業所数（消防法の規定により、予防規程を定めなければならない施設）は、３３である。

２　放射性物質等貯蔵・取扱事業所

○　核燃料物質取扱事業所

事業所数	所在地	物質名
3	テクノパーク	天然ウラン・劣化ウラン・トリウム

○　放射性同位元素取扱事業所

事業所数	所在地	物質名
1	テクノパーク	45Ｃａ・75Ｓｅ・1251・137Ｃｓ他
1	けやき台	7Ｇａ･81ｍ Ｋｒ・99ｍＴｃ他

３　毒物・劇物貯蔵・取扱事業所

工場関係

事業所数	所　　在　　地	物　　質　　名
8	テクノパーク 東本庄 西野上 三輪	シアン化ナトリウム・水銀・フッ化水素・アンモニア・塩化水素・クロロホルム・硫酸・苛性ソーダ・三酸化アンチモン・ヨウ素・ホルムアルデヒド・塩化水素・三塩化リン・ピロカテコール・4-メチルベンゼンスルホン酸

４　高圧ガス販売事業所

○　液化石油ガス

	事業所名	所　　在　　地
1	協和ガス(株)	三田市対中町１９－６
2	(株) シティーガス	三田市大原７６５
3	(株)田中産業	三田市中央町１６－２
4	(有)脇田燃料	三田市中央町４－２５
5	市野商店	三田市三田町２８－２９
6	脇田商店	三田市三田町３１－１３
7	㈱JAエネルギー兵庫 さんだＬＰＧ販売所	三田市加茂１９８
8	イワタニ近畿㈱三田営業所	三田市上井沢１３５
9	㈱エネアーク関西兵庫支社三田出張所	三田市福島字長町３７１－９

【資料2-2-1】避難所一覧

(1) 市指定避難所（指定緊急避難場所、指定避難所）

	名称	所在地	電話番号	受入人数※1		救護所※2	自主避難所※3	風水害時避難所※4	地震災害時避難所※5
				ｹｰｽ１	ｹｰｽ２				
三田	三田小学校	屋敷町2番20号	562-4751	96	469	○		○	○
	八景中学校	八景町1205番地	563-2204	108	484				○
	さんだ市民センター	三田町22番19号	563-2991	99	99		○	○	○
三輪	城山公園	三輪1314番地	563-5511	266	266		○	○	○
	三輪小学校	三輪1丁目12番11号	564-4087	96	361			○	○
	松が丘小学校	川除535番地	563-4320	96	299	○		○	○
	志手原小学校	志手原881番地	563-4406	86	217			○	○
	上野台中学校	志手原1145番地	563-0234	108	360	○			○
広野	広野小学校	上井沢295番地	567-0024	96	347	○		○	○
	広野市民センター	上井沢28番地1	567-0490	81	81		○	○	○
小野	母子小学校	母子721	566-0200	81	103		○	○	○
	旧小野幼稚園	小野1740	566-0502	36	36			○	○
	有馬富士共生センター	尼寺968番地	566-1200	60	60		○	○	○
高平	高平小学校	下里172番地	569-0142	96	241	○		○	○
	高平ふるさと交流センター	布木298	569-1811	144	144		○	○	○
藍	藍市民センター	大川瀬1307番地44	560-7551	69	69		○	○	○
	藍中学校	大川瀬1307番地36	568-3747	117	400	○			○
	つつじが丘小学校	つつじが丘南3丁目829番地1	568-3771	113	400			○	○
	藍小学校	西相野477番地1	568-0001	72	234			○	○
本庄	本庄小学校	東本庄1910番地	568-1002	85	206			○	○
	長坂中学校	長坂484番地	568-1307	107	229	○			○
	ふれあいと創造の里	四ツ辻1129番地1	568-4000	131	131		○	○	○
フラワータウン	武庫小学校	武庫が丘4丁目13番地	563-1761	98	441			○	○
	狭間小学校	狭間が丘4丁目4番地	562-2145	96	428			○	○
	狭間中学校	狭間が丘4丁目1番地	564-6492	105	423	○			○
	富士小学校	富士が丘1丁目12番地	562-8245	92	340			○	○
	富士中学校	富士が丘3丁目25番地	562-7224	121	377	○			○
	弥生小学校	弥生が丘2丁目20番地	562-5175	96	362			○	○
	フラワータウン市民センター	武庫が丘7丁目3番地1	562-5555	136	136		○	○	○

	名　　称	所　在　地	電話番号	受入人数※1		救護所※2	自主避難所※3	風水害時避難所※4	地震災害時避難所※5
				ｹｰｽ１	ｹｰｽ２				
ウッディタウン・カルチャータウン	すずかけ台小学校	すずかけ台2丁目45番地	565-0081	86	401			○	○
	あかしあ台小学校	あかしあ台2丁目6番地	565-2712	113	466			○	○
	ゆりのき台小学校	ゆりのき台4丁目24番地	565-7145	111	480			○	○
	ゆりのき台中学校	ゆりのき台2丁目1番地1	565-4971	121	475	○			○
	けやき台小学校	けやき台3丁目77番地	565-1950	112	461			○	○
	けやき台中学校	けやき台2丁目1番地	565-0086	123	519	○			○
	ウッディタウン市民センター	けやき台1丁目4番地１	565-2443	139	139		○	○	○
	学園小学校	学園7丁目7番地	565-8100	96	276	○		○	○
合　　計				3,888	10,960	12	10	29	37

※1)　施設面積の1/4をこどもの居場所等の共同エリア、残る3/4を居住エリアとし、居住エリア面積を１人当たりの有効面積(5㎡)で除して受入人数を算出している。
・ケース１は小中学校について体育館のみを使用した場合
・ケース２は小中学校について体育館と教室等を使用した最大の場合
※2)　救護所欄の○印は救護所を設置する市指定避難所を示す。
※3)　自主避難所欄の○印は、風水害時に自主避難者を受入れる市指定避難所を示す。
※4)　風水害時避難所欄の○印は、風水害時に避難者を受入れる市指定避難所を示す。
※5)　地震災害時避難所欄の○印は、地震災害時に避難者を受入れる市指定避難所を示す。

(2) 補助避難所（指定緊急避難場所、指定避難所）

名　　称	所　　在　　地	電話番号	受入人数 ※1
県立有馬高等学校	天神2丁目1番50号	563-2881	169
県立北摂三田高等学校	狭間が丘1丁目1番地1	563-6711	156
県立三田西陵高等学校	ゆりのき台3丁目4番地	565-5287	167
県立三田祥雲館高等学校	学園１丁目１番地	560-6080	172
合計			664

※1)　施設面積の1/4を共同エリア、残る3/4を居住エリアとし、居住エリア面積を１人当たりの有効面積(5㎡)で除して受入人数を算出している。

(3) 福祉避難所（指定緊急避難場所、指定避難所）

名　　称	所　　在　　地	電話番号	受入人数	受入対象者
総合福祉保健センター	川除６７５番地	559-5700	248	要配慮者
ひまわり特別支援学校中学部・高等部	富士が丘３丁目25番地	562-7667	25	在校生、卒業生で市が特定し、事前に調整を行った者
ひまわり特別支援学校小学部	富士が丘１丁目12番地	562-8667	65	
兵庫県立上野ケ原特別支援学校	大原梅の木1546-6	563-3434	100	
兵庫県立高等特別支援学校	大原梅の木1546-6	563-0689		
合　計			438	

※指定福祉避難所の受入対象者の公示や直接避難等について協議していく予定。

このほか災害時応援協定（協定7-2、7-5、7-6、7-7）により、福祉避難所として以下の市内14法人23箇所の福祉施設へ要援護者の受入れを依頼することができる。

名　　称	所　　在　　地	電話番号	備考
三田療護園	東本庄1188番地	568-2588	障害者支援施設
三田楽寿荘	東本庄1188番地	568-2652	特別養護老人ホーム
三田こぶしの園	東本庄1188番地	568-2647	障害者支援施設
医療福祉センターさくら	東本庄1188番地	568-4103	重症心身障害児施設
愛	東本庄1188番地	568-5327	介護老人保健施設
沢谷荘	沢谷1298番地	567-2030	障害者支援施設
東山荘	三田市四ツ辻719番地1	568-1900	障害者支援施設
三田高原病院	下内神525番地1	567-5555	医療施設
三田温泉病院	東山897番地2	568-5555	医療施設
三田温泉シルバーステイ	東山897番地1	568-5260	介護老人保健施設

アルカディア	東本庄2493番地	568-5879	介護老人保健施設
あいの病院	東本庄2493番地	568-1351	医療施設
さんすい園	下相野1460番地1	568-1314	特別養護老人ホーム
サンウエスト	小野1139番地1	560-3070	特別養護老人ホーム
ゼフィール三田	富士が丘5丁目17番地3	559-1800	特別養護老人ホーム
小規模多機能型居宅介護事業所三田	南が丘1丁目51番5号	562-0222	小規模多機能型居宅介護事業所
小規模多機能型居宅介護事業所けやきの郷	けやき台3丁目75-3	558-7736	小規模多機能型居宅介護事業所
オーキッド	駅前町3番15号 101	556-7557	特別養護老人ホーム
あおぞら	大畑字清水357-1	560-0553	小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所
ひだまりの家	三輪2丁目1番10号	553-6301	グループホーム
グループホーム三輪	三輪2丁目13番16号	553-8820	グループホーム
ユピテル三田	三田市中町7-34	565-2220	グループホーム
サンサリテ三田	三田市中町16-3	556-5822	特別養護老人ホーム

(4) 広域避難場所（指定緊急避難場所）

名称	所在地	電話番号	面積	備考
城山公園	三輪1314番地	563-5511	33,500㎡	駐車場、野球場、テニスコート、体育館、陸上競技場兼ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ離発着場
三田谷公園	武庫が丘3丁目3836番地	562-1721	14,400㎡	駐車場、グラウンド、テニスコート
深田公園	弥生が丘6丁目4番地		41,700㎡	駐車場、多目的グラウンド、テニスコート、芝生広場、遊具広場、中庭
はじかみ池公園	あかしあ台5丁目1番地		7,500㎡	グラウンド、遊具広場、芝生広場他
駒ケ谷運動公園	ゆりのき台1丁目44番地	565-7288	34,200㎡	駐車場、多目的グラウンド、遊具広場、体育館、テニスコート、野球場兼ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ離発着場
中央公園	けやき台2丁目3番地	565-4881	26,000㎡	駐車場、芝生広場、テニスコート、遊具広場、事務所
テクノ公園	テクノパーク3番地1	565-7288	15,100㎡	駐車場、芝生広場、多目的グラウンド兼ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ離発着場
学園東公園	学園3丁目3番地	565-7288	16,400㎡	駐車場、多目的グラウンド、遊具広場
つつじが丘中央公園	つつじが丘北2丁目10番地16		6,800㎡	グラウンド他

【資料2-2-2】　災害時重要路線

路線名	起点	終点	管理者
市道北摂南４号線	狭間が丘２丁目33番（狭間が丘１交差点）	狭間が丘３丁目63番	市
市道シビック幹線	三輪２丁目690番7（三田市役所前交差点）	川除677番1（総合福祉センター前交差点）	市
市道北摂中央２号線	ゆりのき台３丁目25番1（ゆりのき台６交差点）	あかしあ台３丁目129番（あかしあ台１交差点）	市
市道内神沢谷線	ゆりのき台３丁目26番1（ゆりのき台交差点）	学園３丁目8番	市
市道大川瀬上相野線	つつじが丘南４丁目1351番8（つつじが丘北口交差点）	西相野1018番3（つつじが丘入口交差点）	市
主要地方道小野藍本線	つつじが丘南４丁目1351番8（つつじが丘北口交差点）	大川瀬872番1（三本峠交差点）	兵庫県
一般県道黒石三田線	大川瀬875番5（三本峠交差点）	溝口31番1（溝口交差点）	兵庫県
一般県道曽地中三田線	末2186番5	上井沢288番1（上井沢交差点）	兵庫県
主要地方道三田後川上線	志手原740番1（志手原交差点）	篠山市境	兵庫県
一般県道福住三田線	四ツ辻1433番	東本庄1315番6（四ツ辻交差点）	兵庫県
主要地方道三田篠山線	志手原378番7（志手原交差点）	小野1505番1	兵庫県
市道三輪川除武庫川線	川除144番15（川除西交差点）	川除677番1（総合庁舎前交差点）	市

【資料2-2-2】災害時重要路線図

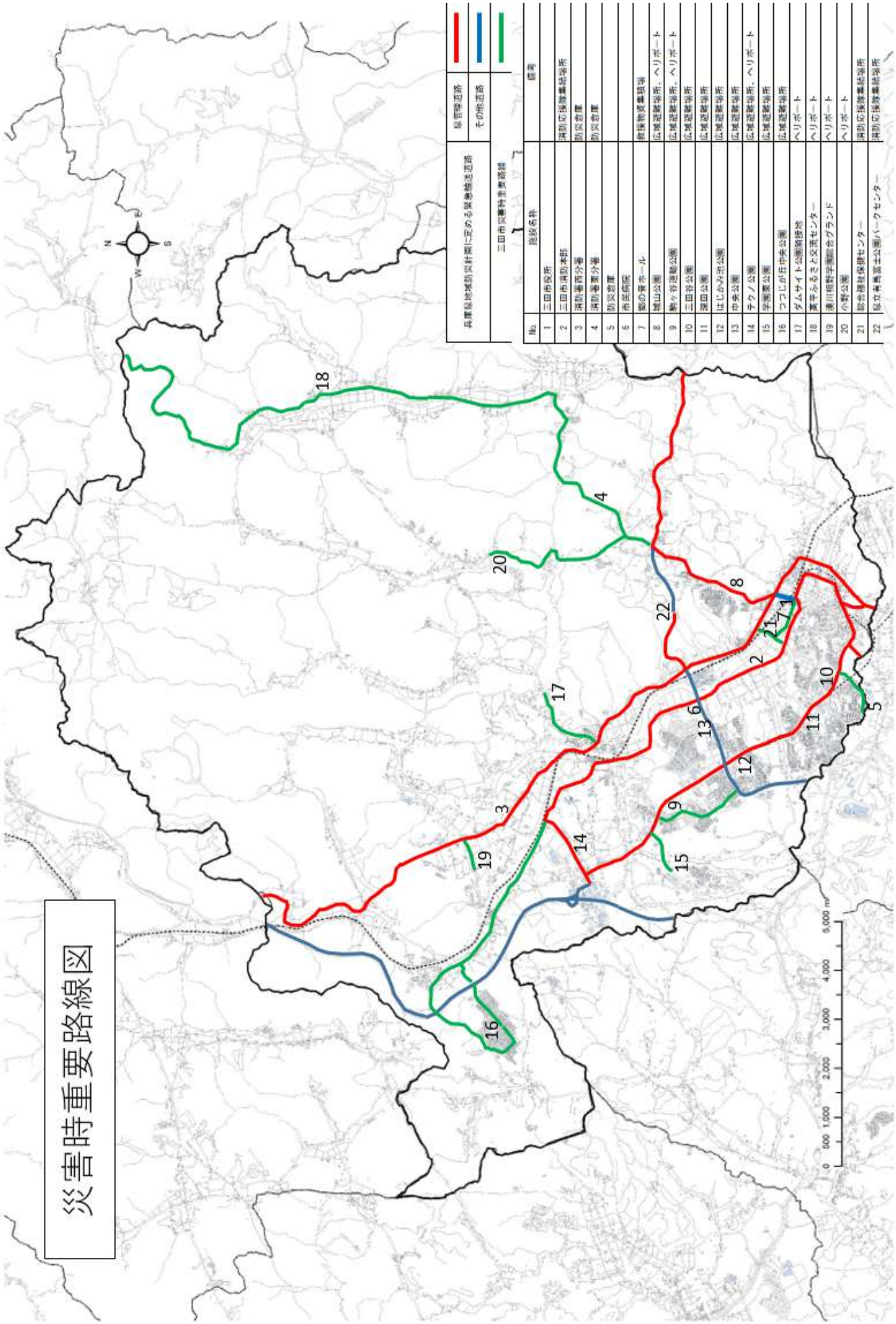

【資料2-2-3】兵庫衛星通信ネットワーク運用要領

１　はじめに

衛星通信ネットワークは、防災行政無線の機能と併せて、電話やファクシミリ、映像受信の機能をもつ高度情報システムである。

特に、大災害の発生により、通信網が途絶した場合であっても、この衛星通信ネットワークでは、県庁や近隣市町は電話やファクシミリにより情報伝達をすることができるのである。

２　衛星通信ネットワーク設置箇所

衛星通信ネットワークは、市役所本庁舎３階危機管理課事務室内及び消防本部事務室内に設置しているが、市役所本庁舎に災害対策本部が設置された場合に、県及び関係市町との交信は、本庁舎危機管理課事務室内に設置している衛星通信ネットワークにより行うものとする。

３　衛星電話を使用するとき

⑴　ダイヤル方法

ア　衛星回線により、県庁や近隣市町へダイヤルするとき

受話器をとる。

⇩

相手の電話番号をダイヤルする。

７	－	都道府番号	－	地球局番号	－	（防災電話番号） 又は （交換台番号）
（県内は省略可能）						

⇩

呼出音

⇩

通　話

イ　ワンタッチダイヤルを使用してかけるとき

受話器をとる。

⇩

登録しているワンタッチボタンを押す。

（画面に電話番号が表示され、自動的に登録電話番号がダイヤルされる。）

⇩

呼出音

⇩

通　話

⑵　電話がかかってきた場合

着信音が聞こえたら（右上に赤色で点滅する。）

受話器を取るだけで応答できる。

４　防災ＦＡＸのダイヤル方法

衛星回線により防災ＦＡＸを送信する場合は、防災専用電話と同様に次の番号をダイヤルする。

７　－　都道府県番号　－　地球局番号　－　（ＦＡＸ番号） （県内は省略可能）

⑴　送信のしかた

送信するときは、次のことに留意願います。

・ 原稿のクリップやホッチキスなどは、必ず取り除く。

・ 途中で送信を止める場合は、［ストップ］ボタンを押す。

《操作手順》

ア　送信原稿をセットする。

イ　相手のＦＡＸ番号をダイヤルする。なお、近隣市町及び関係機関のＦＡＸ番号は、ワンタッチダイヤルに登録しているので、送信する市町のボタンを押す。

ウ　［スタート］ボタンを押す。

エ　原稿をメモリーに読み込みすると、受付番号が表示され、送信完了する［ピー］音がなる。

⑵　受信のしかた

受信は、一斉同報の場合を除き、操作は一切必要ない。

受信中に、記録紙がなくなったときは、メモリーに受信原稿の内容が蓄積され、新しい記録紙をセットすると、自動的に出力される。

《操作手順》

ア　自動的に受信が始まる。

イ　受信が終わると、［ピー］音がなり、元の状態にもどる。

５　ＦＡＸの一斉同報の受信

⑴　ＦＡＸの一斉同報は、最初に、受信変換装置［一斉］ランプが点灯し、スピーカーが鳴る。

⑵　次に、［受確］ランプが点滅し、スピーカーが断続的に鳴るので、ＦＡＸの受信状況を確認し、受信状態が良い場合は、［良］のボタンを押し、受信状態が悪い場合は［不良］ボタンを押す。

⑶　ＦＡＸの受信状態が悪い場合には、再度、先程の送信の手順が繰り返される。

衛星通信ネットワーク連絡先一覧表

連絡先	設置課	衛星特番	地球局番号	代表	防災電話	防災FAX	ワンタッチ	備考
兵庫県	災害対策課	８７	１５１		５３３２	６３８０	１	災害対策本部
					３１４０	６３８１		防災担当
神戸市	危機管理室	７	１００		５２	６１	２	
姫路市	危機管理室	７	２０１		５２	６１	３	交換は案内のみ
尼崎市	災害対策課	７	２０２		５２	６１	４	
明石市	総合安全対策室	７	２０３		５２	６１	５	
西宮市	災害対策課	７	２０４		５２	６１	６	
洲本市	消防防災課	７	２０５		５２	６１	７	
芦屋市	防災安全課	７	２０６	５１	５２	６１	８	
伊丹市	防災安全課	７	２０７		５２	６１	９	
相生市	危機管理課	７	２０８		５２	６１	10	
豊岡市	防災課	７	２０９	５１	５２	６１	11	
加古川市	防災対策課	７	２１０		５２	６１	12	
たつの市	危機管理課	７	２１１		５２	６１	13	
赤穂市	企画政策課危機管理担当	７	２１２		５２	６１	14	
西脇市	防災安全課	７	２１３		５２	６１	15	
宝塚市	危機管理室総合防災課	７	２１４		５２	６１	16	
三木市	危機管理課	７	２１５		５２	６１	17	
高砂市	危機管理室	７	２１６	５１	５２	６１	18	
川西市	危機管理課	７	２１７		５２	６１	19	
小野市	市民安全部防災Ｇ	７	２１８		５２	６１	20	
加西市	危機管理課	７	２２０		５２	６１	21	
猪名川町	生活安全課	７	３０１		５２	６１	22	
加東市	防災課	７	３４１		５２	６１	23	
丹波篠山市	市民安全課	７	６６１		５２	６１	24	
丹波市	くらしの安全課	７	６４２	５１	５２	６１	25	
三田市消防本部		７	７６７		４３	６２	26	
兵庫県阪神北県民局	総務企画室総務防災課	７	２７８		１２１３／１２２３	６３０	27	
宝塚土木事務所(三田業務所)	河川砂防担当	７	２７８		５２１～５２３	６３７	28	
陸上自衛隊第３師団		７	９８５		３２	６１	29	

注１　地球局番は、交換台、防災電話、防災ＦＡＸにかけるときの共通番号である。
　２　防災ＦＡＸのワンタッチダイヤルにより送信する場合は、当該番号ボタンを押すと送信先番号が表示される。

【資料2-2-4】災害対応総合情報ネットワークシステムの概要

平常業務にも利用できる「災害対応総合情報ネットワークシステム」を整備し、市町・消防本部、関係公共機関を結び、迅速・的確な応急対応を図ることとする。

また、震度情報をはじめとする災害情報を消防庁に伝達するほか、自衛隊、海上保安庁にも防災端末を設置し、国との連携を強化する。

１　整備時期

平成８年度

２　主な機能

⑴　即時被害予想システムの導入

県下全市町に地震計を設置し、地震発生時にこれらの地震計から自動的に送られてくる地震情報に基づき、500ｍメッシュで全県の地震動、家屋被害状況、人的被害状況等を即時に予測（推計）するシステムを整備する。

災害対策のガイダンス機能や一斉呼び出し機能を持つ危機管理システムとリンクすることにより、地震発生直後の情報の空白期における震災対策を支援する。

⑵　ヘリコプターテレビ画像の導入

災害発生時、県警本部が保有するヘリコプター搭載テレビカメラからの映像を災害対策本部で見ることができるよう整備する。

⑶　固定監視カメラ画像の導入

神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市の各消防本部が設置している監視カメラの画像を県庁で受信するシステムを整備する。

⑷　災害情報提供システム

パソコン通信、インターネット等を用いた災害情報提供システムのほか、翻訳支援、点字資料作成等災害弱者への情報提供に配慮したシステムを整備する。

３　概要

名　称	主　な　機　能
情報収集システム	・ 気象庁のシステム（アデス）に接続し、気象・地震情報を入手 ・ 気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・ 兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・ 神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・ ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・ 県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・ 水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・ 遠隔共有システム（Hec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手 ・ 各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手

名　称	主　　な　　機　　能
危機管理システム	・　市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ・　ポップアップシステム ・　活動状況をデータベースとして記録・管理 ・　物資情報を管理
災害情報システム	・　道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 ・　被害・活動状況の報告・共有
地理情報システム	・　危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・　被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・　災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示
映像・文字情報システム	・　大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・　各種防災情報・地図等を表示
ネットワークシステム	・　兵庫情報ハイウェイ、県庁ＷＡＮ、光専用線、衛星回線、ＩＳＤＮ回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・　防災専用ＶＰＮをネットワーク上に構築 ・　本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・　市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置
バックアップセンター	・　広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。
災害対応支援システム	・　災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。

【資料2-2-5-1】三田市防災倉庫備蓄計画物資一覧

1　資機材

	品　目	計画数量	備蓄数量	備　考
資機材関係	大型扇風機(サーキュレーター)	20台	20台	
	発電機	10台	10台	
	ガソリン等携行缶	10缶	5缶	
	コードリール	10台	10台	
	投光機	15台	15台	
	チェーンソー	5台	5台	水防倉庫
	担架	10台	10台	
	テント（3m×6m)	11張	11張	
	防水シート	300枚	80枚	
居住空間関係	ワンタッチパーテーション	630基	630基	
	簡易ベッド	1,500台	1,467台	
	寝袋	50個	50個	
	毛布	3,300枚	3,300枚	
	アルミシート	8,800枚	8,800枚	帰宅困難者用
トイレ関係	簡易組み立てトイレ	10台	10台	
	トイレ用パーソナルテント	30個	30個	
	トイレ用スペア袋（20袋/箱）	4,700箱	4,737箱	
	トイレットペーパー	600ﾛｰﾙ	600ﾛｰﾙ	
給水関係	非常用水ポリ容器（水袋6ℓ 用）	2,260個	2,110個	2,110個（古城浄水場）
	ウォーターバルーン（1.5ｔ）	5個	5個	5個（古城浄水場）
炊き出し関係	ラップ	200個	210個	
	ウエットティッシュ	200個	100個	
	炊き出し調理器具セット	10台	13台	うち２台は㈱シティーガスより寄付
	カセットコンロ	38器	38器	
	カセットボンベ	480本	480本	
	炊き出し用紙製食器	5,000枚	5,000枚	
	炊き出し用割り箸	5,000本	5,000本	

2　食料・飲料

区分	品　目	計画数量	備蓄数量	備　考
食料・飲料水	アルファ化米	5,370食	5,370食	
	アルファ化米（おかゆ）	3,000食	3,000食	
	カンパン	9,870食	9,870食	
	クラッカー	9,870食	9,870食	
	飲料水(2ℓ)	3,870本	3,870本	

3　災害対応職員用備蓄

区分	品目	計画数量	備蓄数量	備考
食料・飲料水	食料	11,000 食	11,000食	
	飲料水（0.5ℓ ）	1,050 本	1,080本	
生活用品	簡易トイレ	43 個	43個	
	トイレ用スペア袋	5,250 袋	5,250袋	
	トイレットペーパー	88 ﾛｰﾙ	88ﾛｰﾙ	

※市防災倉庫にて保管または、各避難所の避難実績に応じて配備。

【資料2-2-5-2】市指定避難所防災資機材一覧

1　資機材

品　　名	数　量	備　　考
防災倉庫鍵	1　個	
テント（ネーム入）	1　ｾｯﾄ	
横幕	1　個	
発電機（カセットボンベ用）	2　機	※カセットボンベ１機あたり 48 本
ガソリン携行缶	1　個	
灯油ポンプ（手動）	1　個	
投光機一式	1　ｾｯﾄ	ハロゲン球(予備１含む)
コードリール	1　個	
担架	1　個	
キャンバスベット	2　個	
拡声器	1　個	
避難所たて看板	2　個	
防水シート	１０　枚	
ロープ（100M）	1　個	
救急箱（50 人用）	1　個	
ラジオ付き懐中電灯	3　個	
ランタン	3　個	
簡易トイレ	5　個	
ベンリーテント	5　個	
トイレ用スペア袋	１０　箱	
トイレ用脱臭剤	１０　個	
パック毛布	５０　枚	
アルミマット※	１６　枚	※幼稚園、小・中学校のみ
軍手	２０　組	
バケツ	5　個	
トイレットペーパー	１００　ﾛｰﾙ	
紙オムツ(子供用)	１６２枚	
紙オムツ(大人用)	１１５枚	
生理用品	２４３枚	
タオル	１００枚	
ティッシュ	２０　箱	

ウエットティッシュ	１　個	
ＮＥＷクレラップ（30cm×50m）	１０　本	
カセットコンロ	５　個	
カセットボンベ	９８　本	
乾電池	１　ｾｯﾄ	(単３)42 本、(単２)24 本
缶詰ガソリン	４　ﾘｯﾄﾙ	
ごみ袋(可燃用・大・30 枚入)	５　袋	
ごみ袋(不燃用・大・10 枚入)	１０　袋	
飲料水(２ℓ×６本)　箱	３　箱	
血圧計	一式	本体、アダプター、収納ケース

※その他新型コロナウイルス感染症対策物品として、ガウンや手袋等を各指定避難所に透明衣装ケース２個を１ｾｯﾄとして配備

【資料2-2-5-3】災害時要援護者用備蓄品の流通備蓄や災害時応援協定で調達する品目

◆発災後１日以内に協定先、市内小売店等で入手すべきもの

	品目
飲食料品	粉ミルク［必要量：16,200g（130g/箱換算で125箱）］ 災害時要援護者用食料（必要量：2,430食） ＊栄養補助食品、流動食品、低タンパク質食品、形態調整食、アレルギー除去食を担当課と調整して調達
寝具	毛布、寝袋、タオルケット
日用品	生理用品
食器	飲料水等の容器（ビニール袋等）
災害時要援護者の生活必需品	紙おむつ（子供用、大人用）、ポータブルトイレ ほ乳ビン［不足量：120本、現行備蓄量0本］
避難所の運営関係物資	懐中電灯、ラジオ、電池、文具、コピー用紙、ガムテープ、工具、軍手、電話機、テント等、仮設トイレ
その他の資機材	防水シート、ロープ等

注．数量の明記がない品目は、市内小売店でも入手可能な数量（100個程度）を目安する

◆発災後からおおむね１週間程度までに必要な生活用品

	品目
寝具	布団、段ボールベッド
被服	肌着、洋服上下等
身の回り品	タオル、雨具・傘、靴・サンダル
日用品	石鹸、ティッシュペーパー、濡れティッシュ、トイレットペーパー、歯磨き用品、洗浄液、ドライシャンプー、洗剤
炊事用具	缶切り、カセットコンロ、ラップ、炊き出し用品、LPガス用コンロ
食器	ポリタンク、紙容器、割り箸、スプーン、ナイフ等
光熱材料等	マッチ、使い捨てライター、カセットボンベ、自家用発電装置、LPガス、燃料
災害時要援護者の生活必需品	車いす、杖、電気湯沸かしポット
避難所の運営関係物資	ペーパー・パーティション、畳・カーペット等、ロウソク、電球、清掃用具（ごみ袋、バケツ、ほうき、ゴム手袋等）、自転車等、コピー機、ファクシミリ、パソコン、灯油ストーブ、ござ、殺虫剤　など
その他の資機材	携帯カイロ　など

注．流通備蓄で調達する備蓄品の中でも、すでに行政備蓄として確保されている備蓄品は、不足数量を調達する方針とする

【資料2-2-6】水防作業用機材・資材一覧

水防作業用資機材・資材現調書

水防倉庫名	種別	水防器材													
		かけや	スコップ	のこぎり	おの	かま	なた	じょれん	つるはし	ハンマー	大とびくち	シノ	クリッパ	一輪車	一連ハシゴ
	単位	丁	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	個	台	脚
市役所		25	70	32	3	34	29	27	10	38	10	28	2	10	3
宝塚土木事務所		10	29	5	5	10	10	10	20	5	－	－	－	－	－
三田業務所		14	51	10	7	17	2	10	17	7	－	－	－	－	－
合計		49	150	47	15	61	41	47	42	50	10	28	2	10	3

水防倉庫名	種別	水防器材			水防資材								
		二連ハシゴ	懐中電灯	チェーンソー	杭（3m未満）	杭（3m以上）	針金	バンセン	かすがい	くぎ	土のう袋	ビニールシート	ロープ
	単位	脚	個	台	本	〃	kg	本	〃	kg	枚	〃	m
市役所		6	20	4	250	－	－	2000	80	30	2000	250	2000
宝塚土木事務所		－	11	0	50	25	100	－	40	36	9610	65	500
三田業務所		－	16	1	300	30	240	－	45	25	7800	168	680
合計		6	47	5	600	55	340	2000	165	91	19410	483	3180

その他市有緊急機材

所属		種別							
部名	課名	携帯マイク	ワイヤレスマイク	トランシーバー	投光機	発電機	携帯ラジオ	ゴムボート	携帯無線機
危機管理部	危機管理課				43	103	102		
上下水道部	浄水施設課					3			
都市整備部	管理課 建設課				3				
消防本部		18	2	39	11	21		1	45
合計		18	2	39	57	127	102	1	45

【資料2-2-7】消防本部ポンプ等保有台数

消防本部、署現有車両

車両別	購入年	車種		総重量(Kg)	車両寸法(cm)			ポンプ関係				備考
		車名	排気量(L)		全長	全幅	全高	社名	形式	級別	放水量	
水槽付ポンプ車	H30年	日野	5.12	11295	730	230	300	モリタ	ﾎﾞﾘｭｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	A-2		三消1
ポンプ車	H26年	日野	4.00	6905	595	192	293	モリタ	ﾎﾞﾘｭｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	A-2		三消2
水槽付ポンプ車	H22年	日野	6.4	8730	717	228	302	モリタ	二段ﾊﾞﾗﾝｽﾀｰﾋﾞﾝ	A-2		三消3
ポンプ車	R5年	日野	4.00	6205	585	192	290	モリタ	ﾎﾞﾘｭｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	A-2		三消4
化学車	H29年	日野	6.40	11985	730	233	298	モリタ	ﾎﾞﾘｭｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	A-2		三消5
救助工作車	H19年	日野	6.40	11165	775	228	324	モリタ				三消10
15m はしご車	R3年	日野	5.12	10575	712	230	339	モリタ				三消11
35m はしご車	H30年	日野	8.86	20410	1143	250	353	モリタ				三消12
高規格救急車	R3年	トヨタ	2.69	3195	566	189	249					三消91
高規格救急車	R1年	トヨタ	2.69	3185	565	189	250					三消92
高規格救急車	R2年	トヨタ	2.69	3195	566	189	250					三消93
高規格救急車	H27年	トヨタ	2.69	3225	562	189	249					三消94
高規格救急車	R5年	トヨタ	2.69	3185	566	189	249					三消95
指令車	H14年	日産	2.95	2310 [2950]	519	169	249					三消20
指揮広報車	H19年	三菱	1.99	1495	453	169	161					三消21
本部車	H23年	日産	2.49	1765	485	179	147					三消22
搬送車	H25年	トヨタ	2.69	2680	484	188	237					三消23
後方支援車	H26年	スズキ	0.65	1250	339	147	184					三消24
搬送車	H27年	トヨタ	4.00	6625	623	220	247					三消25
支援車	H29年	日産	1.99	1805	464	182	186					三消26
指揮車	H16年	トヨタ	2.98	2585	469	169	198					三消27
広報車	H23年	日産	1.49	1375	402	169	153					三消31
団本部車	R7年	日産	1.43	2250	476	171	187					三消32
団災害支援車	H22年	スズキ	0.65	1470	339	147	198					
団広報車	H26年	スズキ	0.65	1470	339	147	198					
救急普及啓発広報車	R1年	日産	4478	4535	647	210	278					

【資料2-2-8】　化学消火薬剤等備蓄状況

区　　分	名　　称	数　　量
放水機器等	低発泡ノズル	4
	高発泡ノズル	5
	ラインプロ	5
	組み立て水槽	9
消火薬剤	低発泡原液（L）	460
	耐アルコール原液（L）	800
油処理剤 （三田市防火安全協会備品） 含む	ＡＣライト（kg）	100
	油吸着剤（枚）	300
	オイルフェンス（20m）	2
	タフネルフェンス（5m）	2

【資料2-2-9】消防団員階級別定員等調

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
定数	１	２	７	１４	１４	６９	５９７
合計	７０４						

【資料2-2-10】消防団ポンプ等保有台数

区分／分団別	車両別	購入年月	車名	ポンプ関係		備考
				社名	級別	
第１分団	小型動力ﾎﾟﾝﾌﾟ付積載車	H20.3	ﾄﾖﾀ	ﾄｰﾊﾂ	B-2	C-1級可搬ﾎﾟﾝﾌﾟ積載
第２分団	〃	H21.1	〃	〃	〃	〃
第３分団	〃 （広野）	H21.11	〃	〃	〃	〃
	〃 （北浦）	H23.12	〃	〃	〃	〃
第４分団	〃 （志手原）	H25.8	〃	〃	〃	〃
	〃 （乙原）	H22.11	〃	〃	〃	〃
第５分団	〃 （鈴鹿）	H16.11	〃	〃	〃	〃
	〃 （上槻瀬）	H22.11	〃	〃	〃	〃
第６分団	〃 （下相野）	H21.11	〃	〃	〃	〃
	〃 （藍本）	H24.10	〃	〃	〃	〃
第７分団	〃 （大畑）	H16.11	〃	〃	〃	〃
	〃 （本庄）	H24.10	〃	〃	〃	〃

【資料2-2-11】消火栓、貯水槽等

R７．２．２０現 在

区分	消火栓	防火水槽	プール	計
１分団（三田）	２１５	１１０	４	３２９
２分団（三輪）	１７８	１１５	２	２９５
３分団（広野）	１８３	９０	１	２７４
４分団（小野）	１１４	４８	５	１６７
５分団（高平）	９９	５４	１	１５４
６分団（藍）	１５０	４９	１	２００
７分団（本庄）	９７	５４	４	１５５
フラワータウン	１８６	６１	７	２５４
ウッディタウン	２２８	１０６	７	３４１
カルチャータウン	４５	１９	２	６６
テクノパーク	４０	８９	０	１２９
つつじが丘	２６	１４	２	４２
合計	１５６１	８０９	３６	２４０６

【資料2-2-12】応援・受援の活動内容（例）

分野		被災市町村（受援）	応援市町村（応援）	所管課
分野共通	情報の収集・共有及び公表	・被害状況の連絡及び公表 ・ニーズの把握及び連絡 ・対応状況の連絡及び公表	・ニーズの把握及び連絡 ・応援実施状況の報告	危機管理課
	輸送経路・手段の確保	・輸送経路の確保（市町村内）① ・輸送手段の確保② ・燃料の確保②	・輸送経路の確保（被災府県まで） ・輸送手段の確保② ・燃料の確保② ・輸送の実施③	①管理課、建設課 ②総務課、財産管理課 ③市民課、環境政策課、里山保全課
	応援要員の派遣	・必要な応援要員の把握① ・応援要員の派遣要請① ・業務の割当て① ・執務スペースの確保及び提供②	・情報収集③ ・応援要員の確保① ・宿泊場所及び移動手段の確保③ ・応援要員の派遣① ・応援実績の報告③	①人事戦略課 ②総務課、財産管理課 ③危機管理課
救助・救急及び消火活動の実施		・救助･救急活動、消火活動の実施 ・応援要請 ・広域実動機関の受入れ	・緊急消防援助隊の出動	消防本部
医療活動の実施		・必要な医療支援の把握 ・医療支援の要請 ・受入体制の構築 ・医療救護所等の設置 ・医療支援チームの受入 ・薬剤･医療資機材の調達 ・地元医療機関等への引継ぎ	—	健康増進課 国保医療課 高齢者支援課
避難指示等の発令及び避難誘導		・住民避難の状況報告 ・提供情報の活用 ・避難誘導にかかる協力要請 ・避難指示の要請 ・災害放送の要請	—	危機管理課
広域避難の実施		・市町村外避難者の把握 ・市町村外避難の要請 ・市町村外避難者への生活支援情報の提供① ・自主的な市町村外避難者の所在等の把握	・受入施設の確保② ・府県外避難者の受入 ・府県外避難者への生活支援	市民課 ①市民生活部 ②教育総務課 学校再編課
避難所の運営		・避難所の確保･開設 ・避難所運営要員の確保 ・避難所の運営	・避難所運営要員の派遣 ・避難所の運営（避難者を受け入れた場合）	（避難所運営） 地域づくり推進課 人権共生推進課 まちづくり協働センター 文化ｽﾎﾟｰﾂ課 管理課 建設課 教育総務課、学校再編課 学校教育課 教育研修所 教育支援課 （福祉避難所） 健康増進課 国保医療課 高齢者支援課 こども育成課
帰宅困難者の支援		・メッセージの発出④ ・交通情報･支援情報の発出④	・情報収集①	①危機管理課 ②総務課、財

分野		被災市町村（受援）	応援市町村（応援）	所管課
		・一時滞留施設の確保① ・帰宅支援ステーション事業の適用(要請)① ・代替交通手段の手配② ・代替交通手段の確保に係る調整② ・ホテル･旅館業者等への協力要請③		産管理課 ③産業政策課 ④まちのブランド観光課
生活物資の供給		・必要な物資の把握派遣① ・備蓄物資等の配布 ・物資の要請 ・物資集積･配送拠点の開設及び運営(市町村内) ・物資の受取り ・避難所等への物資配送 ・避難所等の物資到着状況の確認②	・情報収集※ ・調達 ・物資の輸送 ・応援実績の報告	市民課 環境政策課 里山保全課 ①危機管理課 ②避難所運営班
給水		・給水量の把握 ・給水車の要請 ・応急給水拠点の設置 ・給水車の受入 ・給水状況の確認	・情報収集 ・給水車等の車両手配給水車の派遣	上水道課 経営管理課
被災者の健康対策の実施	保健・福祉	・必要な物資の把握･要請 ・必要な応援要員の把握 ・応援要員の派遣要請 ・業務の割当て ・保健活動の実施	・情報収集 ・応援要員の確保 ・派遣チームの編成 ・宿泊場所、移動手段の確保※ ・応援要員の派遣 ・応援実績の報告	健康増進課 国保医療課 高齢者支援課 ※人事戦略課・総務課・財産管理課
	栄養	・必要な物資の把握･要請 ・必要な応援要員の把握 ・応援要員の派遣要請 ・業務の割当て ・食生活改善活動の実施 ・活動状況の把握	・情報収集 ・応援要員の確保 ・宿泊場所及び移動手段の確保※ ・応援要員の派遣 ・応援実績の報告	学校給食課 ※人事戦略課・総務課・財産管理課
被災者の心のケアの実施		・被災者数等の把握 ・派遣要請 ・活動拠点の開設及び運営 ・チーム受入 ・活動状況の報告	・情報収集	健康増進課 国保医療課 高齢者支援課
生活衛生対策の実施	し尿処理	・仮設トイレの必要数等の把握 ・仮設トイレの設置及び管理 ・応援要請	・情報収集 ・調達 ・応援実績の報告	クリーンセンター
	入浴の確保	・近隣入浴施設の把握、協力要請 ・応援要請 ・自衛隊入浴所の開設･運営要請 ・入浴支援及び入浴施設の運営 ・入浴施設の使用状況の確認	・情報収集 ・物資等の確保 ・応援実績の報告	環境政策課
防疫対策の実施		・防疫活動の実施 ・応援要請 ・応援の受入れ	・情報収集 ・応援要員の派遣、物資等の供給 ・応援実績の報告	健康増進課 国保医療課 高齢者支援課
遺体の葬送		・必要な物資の把握及び火葬場受入体制の把握① ・物資及び広域火葬の要請① ・安置所の運営② ・遺体の搬送②	・情報収集① ・物資等の確保、火葬の調整① ・火葬の実施① ・応援実績の報告①	①環境政策課 里山保全課 ②地域づくり推進課 人権推進推進課 まちづくり協働

分野		被災市町村（受援）	応援市町村（応援）	所管課
				センター 文化ｽﾎﾟｰﾂ課
被災建築物等の危険度判定		・危険度判定の実施 ・応援判定士の派遣要請 ・応援判定士の受入れ	・情報収集 ・応援判定士の派遣 ・応援実績の報告	都市計画課 審査指導課 都市デザイン課
応急仮設住宅の整備・確保		・必要戸数の調査･連絡（随時更新） ・建設可能用地の確保（随時更新） ・被災府県内での応急仮設住宅での受入 ・被災府県外での応急仮設住宅への居住調整 ・被災府県内での既存空き住宅等提供 ・被災府県外での既存空き住宅の提供	・被災府県内での応急仮設住宅建設支援 ・被災府県外での応急仮設住宅建設支援 ・被災府県内での既存空き住宅等提供 ・被災府県外での既存空き住宅の提供	審査指導課
社会基盤施設の緊急対策及び復旧	全般	・要員及び資機材の確保 ・緊急対策 ・応急復旧 ・復旧	・応援要員の派遣、資機材の供給	管理課 建設課 都市整備課
	水道	・漏水箇所･施設被害状況の把握 ・物資･人員の要請 ・復旧体制の整備 ・物資･人員の受入 ・復旧拠点への物資搬送･復旧作業 ・復旧状況の確認	・情報収集 ・資機材及び人員の調達･手配 ・資機材の輸送、人員の派遣	上水道課 経営管理課
	下水道	・要員及び資機材の確保 ・緊急対策 ・応急復旧 ・復旧	・要員及び資機材の確保	下水道課
	電気・ガス・通信	・被害状況の把握 ・被災地ニーズの伝達 ・優先的復旧箇所の把握、復旧要請 ・事業者への道路通行可否情報の提供	・被害状況の把握	各事業者
災害廃棄物の処理		・撤去、収集、分別、処分状況把握 ・撤去、収集、分別、処分に関する広域応援の要請	・情報収集 ・調整 ・応援実績の報告	クリーンセンター
被災者の生活支援	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	・対象被災者調査等 ・被災者、遺族からの申し出等の対応 ・審査書等の審査 ・被災者、遺族への支給等手続 ・応援要員の派遣要請	・応援要員の確保 ・応援要員の派遣	地域福祉課
	義援金の募集・配分	・義援金の募集･受付 ・義援金の配分 ・要員派遣要請	・応援要員の確保 ・応援要員の派遣	財政課
	被災者生活再建支援金の支給	・住宅被害状況等の把握 ・応援要員の派遣要請 ・応援要員の受入れ ・申請書の受理、送付	・情報収集 ・応援要員の派遣	地域福祉課

分野	被災市町村（受援）	応援市町村（応援）	所管課
相談窓口の開設	・相談窓口の設置 ・支援の要請 ・応援要員の受け入れ	・情報収集 ・応援要員の派遣	
被災市町村事務全般の支援	・災害関連事務等の実施 ・応援要員の派遣要請 ・応援要員の受入れ	・応援要員の派遣 ・応援実績の報告	各課
学校の教育機能の回復	・応援教職員の派遣要請 ・応援教職員の受入準備 ・応援教職員の受入 ・スクールカウンセラー等の派遣要請 ・スクールカウンセラー等の受入準備 ・スクールカウンセラー等の受入	・応援教職員の選定･決定 ・応援教職員の決定報告 ・応援教職員の派遣	学校教育課 教育総務課
文化財の緊急保全	・文化財の緊急保全活動の実施 ・応援要員の派遣要請 ・応援要員の受入れ ・文化財の一時保管要請 ・文化財の搬送	・応援要員の確保 ・応援要員の派遣 ・文化財の一時保管施設の確保 ・文化財の搬入･一時保管 ・応援実績の報告	文化ｽﾎﾟｰﾂ課
災害ボランティアの活動促進	・災害ボランティアセンターの設置 ・ボランティアニーズの把握 ・府県内外からのボランティアの受入表明 ・災害ボランティアの募集 ・ボランティアコーディネーターの派遣要請	・情報収集 ・ボランティア活動の呼びかけ ・ボランティアバス運行等支援 ・ボランティアコーディネーターの派遣 ・応援実績の報告	地域福祉課
海外からの支援の受入れ	・救援物資の受入れ① ・国際緊急援助隊の受入れ②	・情報共有③	①市民課、環境政策課 里山保全課 ②人権共生推進課 ③危機管理課

資料：「関西広域応援・受援実施要綱」、（H25.3、関西広域連合）　をもとに作成

【資料2-2-13】避難行動要支援者の具体的な範囲

避難行動において特に自力避難が困難と想定される者として、以下の範囲とします。

①要介護２～５の認定を受けている者
②要支援１～２または要介護１で、認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ～Ｍ判定を受けている者※１
③要支援１～２または要介護１で、障害高齢者の日常生活自立度ランクＢ～Ｃ判定を受けている者※２
④身体障害者手帳を所持する者のうち、下記に該当する者
（ア）視覚障害　１～４級
（イ）聴覚障害　２・３級
（ウ）平衡機能障害　全ての等級
（エ）肢体不自由　上肢　１・２級
（オ）肢体不自由　下肢　全ての等級
（カ）肢体不自由　体幹　全ての等級
（キ）肢体不自由　乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
1)上肢機能　１・２級
2)移動機能　全ての等級
⑤療育手帳Ａ判定、Ｂ（１）判定を所持する者
⑥精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
⑦①～⑥以外で、災害時の避難行動に特別な配慮や援護を必要とする者のうち、特に支援を要するとして申出のあった者（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、特定疾患、妊婦、乳幼児を抱える方など）
⑧その他、市長が必要と認める者

※１：「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成５年老健第１３５号厚生省 老人保健福祉局長通知）に規定するランクで要介護認定調査の結果で判定されます。
※２：「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成３年老健第１０２－２号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）に規定するランクで、要介護認定調査の結果で判定されます。

資料：「三田市避難行動要支援者支援ガイドライン」（H27.1）

【資料2-2-14】名簿作成に必要な情報の把握

①市内部での情報の集約

法第４９条の１０第３項の規定により、以下に該当する要配慮者に関する情報を庁内担当部署より収集し、一元的に電子システムで管理します。

収集する情報	担当部署
要介護（要支援）認定者情報（該当者全員）	介護保険課
要援護高齢者調査台帳（ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、要生活支援）	高齢者支援課
身体障害者手帳所持者台帳（該当者全員）	障害福祉課
療育手帳所持者台帳（該当者全員）	障害福祉課
精神障害者保健福祉手帳所持者台帳（該当者全員）	障害福祉課
母子手帳交付台帳（妊娠届出書提出者で、出産予定日から２か月経過するまでの人）	こども政策課
住民基本台帳（０歳児から就学前児までの乳幼児、外国籍者のうち特別永住者を除く人）	市民課

②手上げ方式による把握

これまでの制度では、災害時に何らかの支援が必要で、地域住民からの支援を希望する者は登録が可能でした（手上げ方式）。新たな避難行動要支援者支援制度においても、手上げ方式の仕組みを継続していきます。手上げ方式による情報は、本人からの登録申請により情報を収集します。

③兵庫県からの情報収集（難病患者等）

名簿作成にあたり市が把握していない情報の取得が必要な場合は、法に基づき県知事その他の者に対して情報提供を求めるものとします。

資料：「三田市避難行動要支援者支援ガイドライン」（H27.1）

【資料2-3-1】自主防災組織等一覧

NO	地区名	組　織　名	結成年度
1	三田地区	石名自治会自主防災会	H29
2		三田地区県営住宅大池団地自主防災会	H21
3		三田市東区防災会	H22
4		南区防災会	H21
5		学園南町自治会自主防災連絡会	H23
6		第一中央町自主防災会	H30
7		北区自主防災会	R8
8	三輪地区	大原荘園自治会消防防犯部	H7
9		高次区自主防災部会	H17
10		新地区防災会	H24
11		三田友が丘自治会自主防災交通防犯委員会	H12
12		川除区自主防災会	H28
13		トーカンマンション新三田自主防災会	H11
14		有馬富士区自主防災会	H8
15		尼寺区自主防災会	H10
16		杉が丘区自主防災グループ	H19
17		虫尾区ふれあい防災会	H20
18		三輪区自主防災会	H23
19		香下区自主防災会	H26
20		志手原自主防災会	H27
21		山田区自主防災会	H27
22		三輪希望が丘自主防災組織	H27
23		桜が丘区自主防災会	R2
24		駅前区自主防災会	R2
25	ウッディタウン地区	あかしあ台小学校区自主防災会	H8
26		すずかけ台自治会自主防災組織	H10
27		ゆりのき台自主防災会	H10
28		けやき台自主防災会	H11
29	フラワータウン地区	弥生が丘自治会自主防災会	H12
30		武庫が丘高層自主防災会	H12
31		武庫が丘２丁目自主防災・防犯会	H15
32		グリーンハイツ防災委員会	H28
33		セントラルヒルズ自主防災会	H29
34		武庫が丘６丁目自主防災会	H14
35		狭間が丘２丁目自治会自主防災会	H13
36		狭間が丘３丁目自主防災会	H12
37		狭間が丘４丁目自主防災会	H13
38		狭間が丘５丁目東防災会	H13
39		フラワータウンアミル２１自治会自主防災会	H13
40		ガーデンハイツ自治会自主防災会	H24
41		三田市富士が丘１丁目自主防災会	H13
42		富士が丘２丁目自治会自主防災会	H16
43		三田市富士が丘３丁目自主防災会	H13
44		三田市富士が丘４丁目自主防災会	H13

45		富士が丘５丁目防災会	H18
46		富士が丘６丁目防災会	H13
47		ノアガーデン防災会	H22
48		ルーラガーデン自主防災会	H29
49		サンディパークス自主防災会	H20
50	カルチャータウン地区	学園３丁目自治会防災会	H9
51		学園８丁目自治会防災会	H26
52	小野地区	飯盛隣保自主防災会	H16
53		乙原自主防災会	H21
54	広野地区	東野上区自主防災会	H30
55		エルコンフォール自治会自主防災会	H11
56		加茂自主防災会	H28
57		上青野自主防災会	H21
58		中野自主防災会	H28
59		しおかけばし自治会防災会	R2
60	藍地区	日出坂区自主防災会	H25
61		つつじが丘自主防災部	H7
62		うぐいすの里東防災会	H9
63		上相野自主（消防）防災会	H20
64		下相野自主防災会	H20
65		西相野区自主防災会	H20
66		相野台自主防災会	H28
67		曲り自主防災会	H23
68	本庄地区	勝谷区自主防災組織	R1
69		西安防災会	R1
70		井ノ草区自主防災会	R2
71		大音所防災会	R4
72	高平地区	酒井・十倉自主防災会	H18
73		波豆川防災会	H18
74		上４区防災会（川原・末吉・布木・田中）	H18
75		木器自治会自主防災会	H18
76		小柿区自主防災会	H18
77		上槻瀬自主防災会	H22
78		下槻瀬・市之瀬防災会	H18
79		下里・鈴鹿防災会	H18

【資料2-3-2】学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順に係る留意事項

災害時において学校に避難所が開設された場合に、学校の教職員が避難所運営業務に従事する際の内容や期間を明確にするとともに、避難所の管理運営について、市町防災部局への移行手順を明確にするため、以下の事項に留意する。

（教職員の支援の範囲）

第１条　教職員の避難所支援は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時における学校に設置された避難所運営等の災害救助業務とする。

（教職員の支援の内容）

第２条　教職員が支援する避難所運営業務は、原則として次の各号の業務とする。

1　施設等開放区域の明示
2　避難者誘導・避難者名簿の作成
3　情報連絡活動
4　食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
5　ボランティアの受入れ
6　炊き出しへの協力
7　避難所運営組織づくりへの協力
8　重症者への対応

（教職員の支援の期間）

第３条　教職員の支援の期間は、災害救助法に関する厚生事務次官通知に定められている避難所の設営期間である７日以内を原則とする。

（担当職員の早期派遣）

第４条　市町防災部局は、あらかじめ避難所ごとの担当職員を明確にし、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な避難所運営に努めることとする。

（学校と担当職員等との連携）

第５条　市町防災部局は、避難所ごとの担当職員や自主防災組織及び学校管理責任者（学校長）等との連携を密にするため、年１回程度は連絡会議を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管体制、資機材等の保管状況等について確認し、協力体制がとれるように準備することが望ましい。

【資料2-3-3】中山間地等における孤立可能性集落

集落名	集落の 中心緯度・経度	無線	ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰの離発着・ ﾎｲｽﾄ可能地点	交通途絶となる 要因
末吉の一部	北緯34度59分4秒 東経135度17分10秒	簡易 無線	離発着：有 ホイスト：有	土砂災害による 道路への土砂堆積
波豆川の 一部	北緯34度57分36秒 東経135度17分36秒	無	離発着：無 ホイスト：有	土砂災害による 道路への土砂堆積
母子の一部	北緯35度1分37秒 東経135度13分20秒	無	離発着：無 ホイスト：有	土砂災害による 道路への土砂堆積

※ホイスト：ヘリコプターの空中静止状態での物資・人員の降下・吊り上げ作業

孤立可能性集落については災害時の通信手段を確保するために下記の資機材を各集落の防災拠点に配備

品名	仕様	数量	備考
衛星携帯電話	KDDI イリジウム9555	１台	付属品含む
発電機	ＨＯＮＤＡ　ＥＵ９ｉ entry	１台	
ガソリン缶詰		４缶	１ℓ ／缶

孤立可能性集落配備　衛星携帯電話番号

末吉	881623413976
波豆川	881623413977
母子	881623413978

【資料3-1-1】地震の震度階

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5(弱)	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5(強)	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6(弱)	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6(強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5（弱）		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5（強）		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6（弱）	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6（強）	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1） 木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5（強）		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6（弱）	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6（強）	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5（弱）	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5（強）		
6（弱）	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6（強）	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【資料3-1-2】東海地震及び南海トラフ地震に関する情報への対応

大規模な東海地震の発生のおそれがあると認められた時、国は次に示す手順により警戒宣言を発する。

［警戒宣言までの流れ］

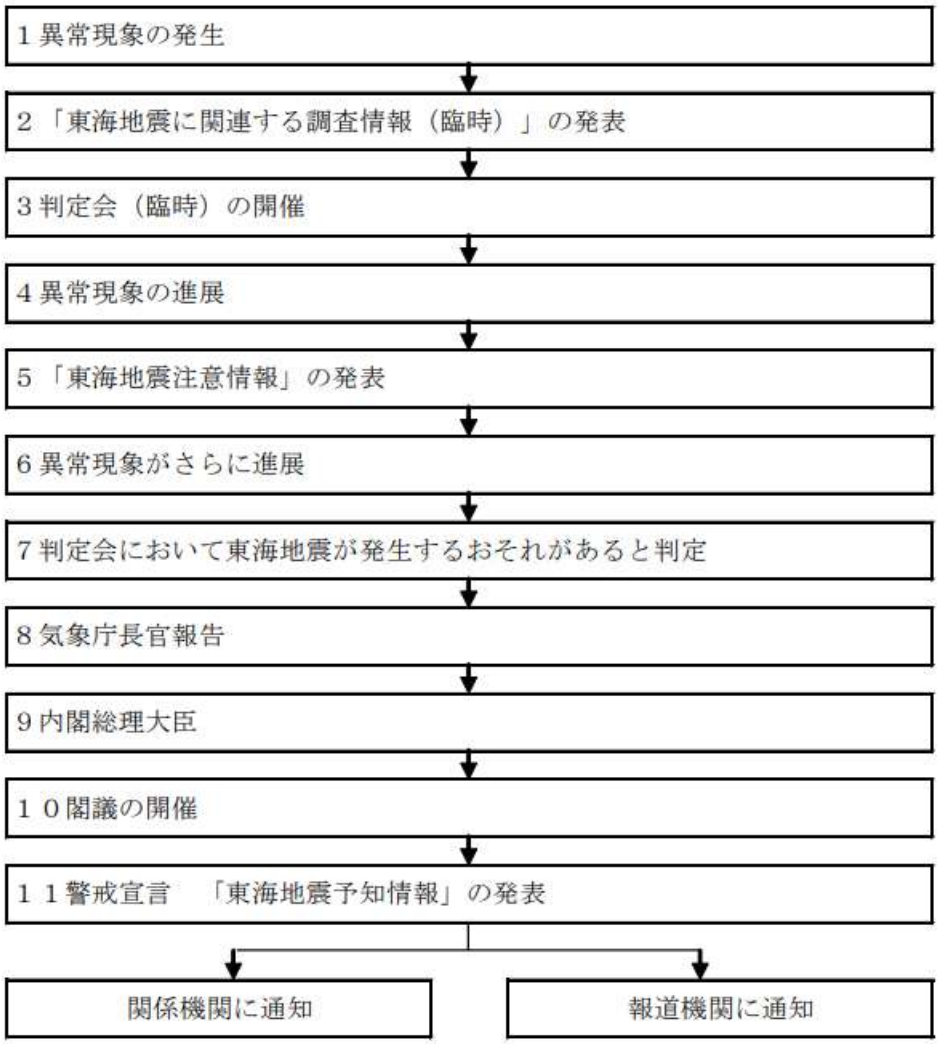

三田市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に含まれていないが、東海地震が発生した場合、市内もある程度の強い地震となることが予想されるため、次のとおり対策措置を定める。

１　東海地震判定会招集の段階

県及び、報道機関からの情報収集に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合に備え、平常の勤務体制でこれに対処できる体制を備えておく。

また、勤務時間外であっても、各部課の長はこれに対処できる体制を備えておく。

２　東海地震警戒宣言の段階

警戒宣言が発せられ、三田市にもかなりの震度が予想される場合で、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるときは、次の措置をとる。

(1)　災害対策本部を設置し、防災指令第１号配備体制をとる。ただし、これ以上の要員の必要がある場合は、本部長の判断で増員を図る。

(2)　次の事項にかかる準備、点検を実施する。

ア　出張事務等の制限

イ　庁内における火器使用の制限、危険物品等の整理、公用車の使用制限

ウ　食料、飲料水、生活必需品等の確保

エ　地盤災害危険地域、道路・橋梁等施設の巡回点検

オ　職員の参集、各種応急対策実施に対する体制整備

カ　各関係機関からの情報収集

（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育機関の対応等）

キ　東海地震発生後の被災地域への災害応援派遣活動の準備

(3)　地震発生に備えた広報の実施

警戒宣言の発令以降に、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、市民に対し、次の事項にかかる広報を実施する。

ア　警戒宣言の発令及び地震予知関連情報の内容

イ　東海地震による三田市への影響

ウ　市民及び事業者がとるべき措置

(ｱ) 市や関係機関、テレビ・ラジオのニュースからの正確な情報の聴取

(ｲ) 火器使用制限と消火器具の点検

(ｳ) 電話・交通機関の利用制限

(ｴ) 非常用品の準備

(ｵ) 家具の転倒防止等周辺における危険箇所の点検

エ　市や関係機関の実施する措置

オ　その他必要と認める事項

３　気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ 地震臨時情報として次の情報を発表する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

三田市は南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条第1項に基づき指定された推進地域ではないが、東海地震の警戒宣言が発表された場合と同様に上記措置に倣う。

【資料3-1-3-1】 兵庫県消防防災ヘリコプター運行管理要綱

第１章 総則

（趣旨）

第１条 この要綱は、兵庫県が運航する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航及び管理について必要な事項を定める。

（他の法令との関係）

第２条 航空機の運航及び管理は、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第３条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴ 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

⑵ 消防防災業務

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、情報収集活動、災害応急対策活動、広域航空消防防災応援活動、その他の消防防災活動に関する業務をいう。

⑶ 航空隊員

航空機に搭乗し、消防防災業務に従事する兵庫県消防防災航空隊の隊員をいう。

⑷ 自隊訓練

航空隊員が基本技術及び応用技術の習得、習熟及び維持向上を図るために隊内で行う訓練をいう。

第２章 運航管理

（総括管理者）

第４条 航空機の運航管理の総括は、兵庫県防災監（以下「防災監」という。）が行い消防保安課長が補佐する。

（運航責任者）

第５条 運航責任者は、兵庫県消防防災航空隊の隊長（以下「隊長」という。）とし、航空隊員の指揮監督及び航空機の運航管理に関する業務を行う。なお、隊長に事故があるときは、副隊長が代行する。

（運航安全管理者）

第６条 運航安全管理者は、航空機の運航その他の消防防災業務に関する専門的な知見を有する者を充てるものとし、航空機の運航の安全を確保する観点から、運航責任者、機長その他の関係者に対する航空機の運航、消防防災業務の実施、航空隊員の健康管理その他必要と認める事項に関する助言、教育訓練計画等の立案及びこれらの業務に必要な調査研究等を行う。

（航空機に搭乗する者の指定）

第７条　隊長は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

（業務指揮者）

第８条　業務指揮者は、消防防災業務に関する知識及び技術を有する隊員の中から、隊長が指定するものとし、消防防災業務の指揮を行う。

２　業務指揮者は、航空機に搭乗中、運航責任者による航空機の安全維持に関する指示に従い、隊員（他の搭乗者を含む。）を指揮監督して消防防災業務の遂行に万全を期さなければならない。

（飛行作業命令）

第９条　隊長は、航空機の運航、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空業務計画として飛行作業命令を定めなければならない。ただし、緊急運航にあってはこの限りでない。

（運航基準）

第10条　航空機は、次に掲げる活動でその特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められ、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

⑴　救急活動

救急現場からの傷病者の緊急搬送、救急現場への医師及び医療資機材等の搬送並びに高次医療機関への傷病者の搬送など

⑵　救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における要救助者の捜索並びに救助、救出など

⑶　火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火、人員及び資機材の搬送、伝達広報など

⑷　情報収集活動

火災、救急、救助事案等に伴う情報収集活動など（被害状況調査を含む）

⑸　災害応急対策活動

災害時の状況把握、緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送並びに住民への避難誘導、警報等の伝達など

⑹　広域航空消防防災応援活動

応援協定等に伴う相互応援活動及び緊急消防援助隊に伴う活動など

⑺　災害予防活動

災害危険箇所等への調査、各種防災訓練への参加及び住民への災害予防広報など

⑻　訓練のための活動

自隊訓練、緊急消防援助隊訓練、他機関合同訓練など

⑼　その他防災監が必要と認める活動

２　航空機の運航は、気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、原則として日の出から日没までの間とする。ただし、運航責任者が必要と認めた場合は、夜

間照明設備のある場所に限り、日の出前又は日没後に離着陸することができるものとする。

（緊急運航）

第11条　緊急運航とは、前条第１項第１号から第６号に規定する運航をいう。

２　緊急運航は、第９条に規定する飛行作業命令に基づく航空機の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

３　運航責任者は、緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに航空機の出動について決定し、航空機の通常運航中にあっては通常運航を中断し緊急運航を優先する。

４　緊急運航に関して必要な事項は、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領に定める。

（情報連絡及び報告）

第12条　業務指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等を遅滞なく運航責任者に報告しなければならない。

２　業務指揮者は、航空機に搭乗し業務（緊急運航の場合を除く。）を終了したときは、運航状況等について運航活動報告書（様式第１号）を作成し、保管しなければならない。

第３章　使用手続

（使用申請）

第13条　航空機の使用を予定（希望）するものは、使用する日の２ヶ月前までに、兵庫県消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第２号）を作成し、防災監に申請するものとする。

２　訓練等参加申請の場合は、訓練等実施日の２ヶ月前までに、兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加申請書（様式第３号）を作成し、防災監に申請するものとする。

３　前項に規定する申請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

４　防災監が指定した臨時離着陸場以外の場所を離着陸に使用するときは、速やかに所有者又は管理者の使用承認を得るとともに、その場所及び周辺の略図を付して申請するものとする。

（使用承認）

第14条　防災監は、前条の使用申請があった場合、その使用内容、飛行経路、離着陸場所及び飛行時間等について審査のうえ、適当と認めたときは承認するものとする。

２　防災監は、前項により承認した場合は、兵庫県消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第４号）又は兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加承認書（様式第５号）を申請者に交付するものとする。

第４章　補則

（事故の報告）

第15条　機長は、航空機に搭乗し消防防災業務中に、航空機の事故が発生した場合は、

その状況を運航責任者に報告しなければならない。

２　運航責任者は、機長から航空機の事故発生の報告を受けた場合には、直ちに総括管理者に事故に関する報告を行わなければならない。

（その他）

第16条　この要綱に定めるほか、航空機の運航及び管理に必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成12年５月１日から施行する。

２　兵庫県航空機使用管理要綱（昭和55年７月15日施行）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成17年２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成18年４月21日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成27年２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成30年４月20日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月７日から施行する。

（様式第1号）

運 航 活 動 報 告 書

年　　月　　日（　　）

兵 庫 県 消 防 防 災 航 空 隊 長　様

業 務 指 揮 者

年　月　日	年　　月　　日（　　）（　　） 天候						
任　　務	機体						
機　長　名		副操縦士名		整 備 士 名			
業務指揮者		隊　員名	・　・　・　・				
運 航 経 路 時　刻	離陸・開始	着陸・終了	内容・時分	離陸・開始	着陸・終了	内容・時分	活動時間
							飛行時間
							消 費 燃
							現 地 で の 燃 料 補給
搭乗者及び搭載物資	搭　乗　者			搭 載 物 資			
	氏　　名			品　　名	個数	単重量	合計重量
活 動 内 容							
備　　考							

（様式第2号）

兵庫県消防防災ヘリコプター使用申請書

番　　号

年　月　日

兵庫県防災監　様

申請者（職名・氏名）

次のとおり航空機の使用を申請します。

<table>
<tr><td>使用日時</td><td colspan="4">年　月　日　時　分から　時　分まで（　時間　分）</td></tr>
<tr><td>使用内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">飛行経路時刻</td><td>搭乗希望地</td><td></td><td rowspan="4">片道・往復</td></tr>
<tr><td>目的地</td><td></td></tr>
<tr><td>臨時離着陸のため使用する場所</td><td></td></tr>
<tr><td>帰着希望地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">搭乗者</td><td>所属</td><td>職名</td><td>氏名</td><td>年齢</td><td>備考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>担当者及び連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td></td></tr>
</table>

※　使用にかかる事業計画書を添付してください。

（様式第3号）

兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加申請書

番　　号

年　月　日

兵庫県防災監　様

申請者（職名・氏名）

このたび　　を次のとおり実施いたしますので、兵庫県消防防災航空隊の参加をお願いします。

1　日時

年　　月　　日（　　）　　時　　分から　　時　　分まで

2　場所（会場）

3　訓練の概要

（1）主　催　者：　　（2）参加予定人員：

4　消防防災航空隊の訓練内容

（1）訓練種目（項目を○で囲んで下さい。）

ア　救急搬送訓練　イ　救出救助訓練　ウ　消火訓練　エ　情報収集訓練

オ　物資輸送訓練　カ　要請訓練（電話会議）　キ　その他（　　）

（2）訓練内容（簡潔に記載してください。）

（3）他機関航空機の参加　有　・　無　（○で囲んでください。）

5　臨時離着陸場予定地　有　・　無　（○で囲んでください。）

（1）名　称：

（2）所在地：

（3）目　標：

6　搭乗者

所　　属	職　　名	氏　　名	年齢

7　連絡先（担当者所属、氏名、電話番号）

8　添付書類

（1）訓練計画書

(2) 現場図面（1/10000、1/50000、住宅地図等に会場、臨時離着陸場、撒水場所、汲水場所等を明示してください。）

(3) 現場写真（会場、臨時離着陸場、撒水場所、汲水場所等を四方から撮影してください。）

（様式第4号）

兵庫県消防防災ヘリコプター使用承認書

番　　号

年　月　日

様

兵庫県防災監

　　年　月　日付　　第　　号で申請のあった兵庫県消防防災ヘリコプターの使用については、次のとおり承認します。

<table>
<tr><td>承認番号</td><td></td></tr>
<tr><td>使用日時</td><td colspan="5">時　分から
年　月　日　（　時間　分）
時　分まで</td></tr>
<tr><td>臨時離着陸のために使用する場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">飛行区域又は飛行経路</td><td>搭乗希望地</td><td colspan="3"></td><td rowspan="3">片道・往復</td></tr>
<tr><td>目的地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>帰着希望地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">搭乗者</td><td>所属</td><td>職名</td><td>氏名</td><td>年齢</td><td>備考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>条件</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

注意事項

1　承認書に記載された目的地の変更は、やむを得ない事情のある場合に限る。

2　搭乗者は、航空隊員の指示に従うこと。

（様式第5号）

兵庫県消防防災航空隊合同訓練等参加承認書

番　　号

年　月　日

様

兵 庫 県 防 災 監

　　年　月　日付　　第　　号で申請のあった兵庫県消防防災航空隊の合同訓練等の参加申請については、次のとおり承認します。

承認番号					
使用日時	年　月　日　時　分から　時　分まで（　時間　分）				
内容					
飛行経路時刻					
搭乗者	所属	職名	氏名	年齢	備考
条件					

注意事項

1　搭乗者は、航空隊員の指示に従うこと。

【資料3-1-3-2】 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

（趣旨）

第１　この要領は、兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第11条第４項の規定に基づき、兵庫県消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

（緊急運航の要件）

第２　緊急運航は、原則として、要綱第10条第１項第１号から６号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

⑴　公共性　災害等から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。

⑵　緊急性　差し迫った必要性があること。
（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）

⑶　有効性　兵庫県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による活動が災害を防御するうえで、最も有効な手段であること。

（緊急運航の要請基準）

第３　緊急運航は、第２の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

⑴　救急活動

ア　救急現場から救命救急センター等への緊急搬送
救急現場から傷病者を緊急に救命救急センター等へ搬送する必要がある場合で、航空機による搬送が救急自動車又は船舶による搬送より時間が短縮できる場合

イ　救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送
救急現場において緊急医療を行うため、医師及び医療資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　傷病者の緊急転送
傷病者の応急処置等のために一時的に収容された医療機関から、高次医療機関又は当該傷病者に必要な処置が可能な医療機関に緊急に搬送する場合で、医師が搭乗できる場合

エ　県内の救命救急センター等への傷病者の転院搬送
県内の救命救急センター等へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

オ　遠隔地の高次医療機関への傷病者の転院搬送
遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

カ　高速道路上での事故
高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

キ　臓器の緊急搬送

公益社団法人日本臓器移植ネットワークの要請を受け、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）の規定に基づき、摘出された臓器を緊急に搬送する必要がある場合で、かつ、医師が搭乗できる場合

ク　その他救急活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

⑵　救助活動

ア　水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故（水面からの救助に限る。）、山岳遭難事故等において、航空機による捜索又は救助の必要があると認められる場合

イ　高層建築物火災における救助

高層建築物火災において、地上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合

ウ　山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救助

山崩れ、洪水、河川の増水、高潮等により、陸上からの救助が困難で、航空機による救助が必要と認められる場合

エ　その他救助活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

⑶　火災防御活動

ア　林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ　消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員（防御計画を立案するための上空視察）、資機材等の搬送手段がない場合又は航空機による搬送が有効と認められる場合

ウ　その他火災防御活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

⑷　情報収集活動

ア　救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集

前⑴から⑶のうち、別表第１の出動区分が第１出動に区分される事案で、航空機による活動が予測される災害において、早期に災害状況を把握する必要があると認められる場合

イ　火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）

消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」に規定する即報基準のうち、火災等即報、救急・救助事故即報に定める災害に該当若しくは該当する可能性がある事案（以下「火災・災害等即報該当事案」という。）が運航時間内に発生若しくは発生中で、早期に情報収集活動が必要と認める場合

ウ　火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）

火災・災害等即報該当事案で、運航時間外に発生し、かつ、終息した事案で情報収集が必要な場合

エ　「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案

上記ア、イ、ウの他、地上のみでは情報収集が困難であり、航空機による情報収集活動の必要があると認められる場合

オ　その他広範囲な被害状況調査等を行う必要がある場合

⑸　災害応急対策活動

ア　被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、津波等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ　食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ウ　災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の情報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

エ　その他災害応急対策活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

⑹　広域航空消防防災応援活動

消防防災業務に関する応援協定等に伴う要請及び消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等の要請で応援の必要があると認められる場合

（通常時における緊急運航）

第４　通常時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長、消防長又はそれらの者から委任された者（以下「要請者」という。）が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第１号）をファクシミリ等により提出するものとする。なお、臓器の緊急搬送に関係する事項については、別に定める。

２　前項の要請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

３　兵庫県消防防災航空隊の運航責任者は、第１項に規定する要請に対し、次のとおり対応するものとする。

⑴　別表第１の要請区分で出動区分が「第１出動」に該当する場合は、直ちに出動の可否を決定し、要請者に回答する。

⑵　別表第１の要請区分で出動区分が「第２出動」に該当する場合は、消防保安課を経由して防災監に出動の可否の判断を仰ぎ、防災監の決定内容に基づき要請者に回答する。

（兵庫県災害対策本部等設置時における緊急運航）

第５　兵庫県災害対策本部又は兵庫県災害警戒本部設置時における緊急運航の要請は、市町若しくは消防事務組合の長又は消防長等（以下「災害時要請者」という。）が、兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第１号）により、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。

２　前項の要請は、兵庫県災害対策本部事務局において受理するものとする。

３　防災監は、第１項に規定する要請があった場合には、災害の状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、災害時要請者に回答するものとする。

（受入れ態勢）

第６　要請者は、兵庫県消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。

⑴　臨時離着陸場の確保及び安全対策

⑵　傷病者等の搬送先の臨時離着陸場及び病院等への搬送手配

⑶　空中消火基地の確保

⑷　その他必要な事項

（報告）

第７　業務指揮者は、緊急運航を終了した場合には、兵庫県消防防災航空隊の隊長に対して、緊急運航活動報告書（様式第２号）により活動の概要等を報告しなければならない。

附　則

この要領は、平成12年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成17年２月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成18年４月21日から施行する。

附　則

この要領は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成27年２月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成31年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月７日から施行する。

別表第1

要　請　区　分	出動区分
1　救急活動	
ア　救急現場から救命救急センター等への緊急搬送	第１出動
イ　救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送	第１出動
ウ　傷病者の緊急転送	第１出動
エ　別表第２に規定する医療機関への傷病者の転院搬送 ただし、救急自動車を使用する場合と比べ、搬送時間が30分以上短縮できる場合に限る	第１出動
オ　エ以外の高次医療機関への傷病者の転院搬送	第２出動
カ　高速道路上での事故	第１出動
キ　臓器の緊急搬送	第２出動
ク　その他	第２出動
2　救助活動	
ア　水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助	第１出動
イ　高層建築物火災における救助	第１出動
ウ　山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救助	第１出動
エ　その他	第２出動
3　火災防御活動	
ア　林野火災等における空中からの消火活動	第１出動
イ　消防隊員（防御計画を立案するための上空視察）、消防資機材等の搬送	第１出動
ウ　その他	第２出動
4　情報収集活動	
ア　救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集	第１出動
イ　火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）	第１出動
ウ　火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）	第２出動
エ　「火災・災害等即報該当事案」に該当しない事案	第１出動
オ　その他	第２出動
5　災害応急対策活動	
ア　被災状況等の調査及び情報収集活動	第２出動
イ　食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送	第２出動
ウ　災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動	第２出動
エ　その他	第２出動
6　その他	
ア　他府県市等からの航空応援要請による災害活動	第２出動
イ　同一災害に対する複数機による災害活動	第２出動

（備考）
第１出動：緊急運航の要請を受けた運航責任者の決定に基づく出動
第２出動：緊急運航の要請を受けた運航責任者が防災監に出動可否の判断を仰ぎ、その決定に基づく出動

別表第２

区分	医療機関名
救命救急センター	兵庫県災害医療センター
	神戸市立医療センター中央市民病院
	県立尼崎総合医療センター
	兵庫医科大学病院
	県立西宮病院
	県立加古川医療センター
	県立はりま姫路総合医療センター
	県立丹波医療センター
	公立豊岡病院
	県立淡路医療センター
	神戸大学医学部附属病院
特殊専門病院	県立こども病院

（様式第1号）

兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

年　月　日

兵庫県危機管理部長　様

申　請　者（要請機関の長）

要請機関名		担当者名		電話番号		
発生日時	月　日　時　分頃	覚知時刻	時　分	要請時刻	時　分	
要請区分	1 救急	2 救助	3 火災防御	4 情報収集	5 災害応急※1	6 その他
発生場所	住所:					MAP:
臨時着陸場	名称:			（臨時離着陸場番号）※2:		MAP:
気象条件	天候:			視程※3:		
無線呼出名称	臨時離着陸場		活動隊		現地指揮本部	
災害概要						

傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
症状						
同乗者	医師		同乗者			
搬送元病院			電話番号			
搬送先病院			電話番号			
搬送先臨時離着陸場			搬送先無線呼出名称			
積載資機材			電源の要否	要・否		

送付先　兵庫県消防防災航空隊　ＴＥＬ：(078)303-1192　ＦＡＸ：(078)302-8119

（兵庫県災害対策本部等設置時）
兵庫県災害対策本部事務局　ＴＥＬ：(078)362-9900　ＦＡＸ：(078)362-9911

※1　災害応急とは、災害時の状況把握、緊急物資・医薬品等の輸送及び対策要員・医師等の搬送並びに住民への避難誘導・警報の伝達です。

※2　臨時離着陸場番号とは、「ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧」に記載されている番号です。

※3　視程とは、何km先の目標物まで判別できるかという値です。

（様式第２号）

報告日　　年　　月　　日

緊急運航活動報告書

兵庫県消防防災航空隊長　様

業務指揮者　　印

事案番号：

業務区分	要請区分	機体	出動番号	災害区分	活動区分

災害発生	年　月　日（　）	要請元覚知	年　月　日
発生場所		事前通報	
要請機関		本要請	年　月　日
災害概要			

出動年月日	年　月　日（　）　気象：　風向：　風速：　m/s　警報・注意報：										
出動隊員	操縦：　整備：　救助：										
時間経過	出動	現場到着	機内収容	搬送開始	引継ぎ	終了引揚	帰隊	要請～出動		出動～現着	
飛行時間	火災	救助	救急	その他	活動時間	火災	救助	救急	その他		
活動概要											

	撒水消火		救出救助			救急搬送			情報収集
時間	回	ℓ	時間	回	人	時間	回	人	
使用資器材									
着陸場所									
特定行為		ヘリＴＶ実施							
備考									

傷　病　者　情　報

日　　付						出動番号	
氏　　名		性別		年齢		生年月日	
住　　所						連　絡　先	
主　　訴		傷病名		疾病分類		程度	
既　往歴		現病歴		通院医療機関			
搬送元病院				担当医師			
搬送先病院				担当医師			
時間経過	現　着　～搬送開始		搬送時間		引継ぎ場所		
					引継ぎ隊		

航　空　隊　処　置　内　容				

救　命　処　置　内　容

観　察　経　過						
	JCS	GCS	血　圧	呼　吸	脈　拍	体　温
		E　V　M		/分	/分	℃

SPO2 酸素投与	状　態	心　電図	瞳　孔		顔貌	皮膚	麻痺	痙攣	嘔　吐
% L			左　　㎜	右　　㎜					

四　肢　変　形		出　血		創　傷		熱　傷		そ　の　他

搭　乗　者　情　報				
区　分	所　属	氏　名	搭　乗　場　所	降　機　場　所

特記事項

【資料3-1-4】　災害救助法による救助の基準

※「災害救助の手引き」兵庫県災害対策課を参照

救助の種類	対　　象	費用の限度	期　間	費用の範囲 ［所管課，計画記載箇所］
避難所の供与	○ 災害によって、現に被害を受けた者 ○ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者	○ 基準額…３７０円以内／日・人 ○ １日とは時間の多少を問わず、夕刻の収容又は朝の退所でも１日とする。 ※ 福祉避難所を設置した場合は、その特別な配慮のために必要な実費を加算。	災害発生の日から７日以内	○　避難所の設置・運営費 ○　賃金職員雇上費、消耗器材費 ○　建物、器物等の使用料、器物の借上費 ○　光熱水費 ○　仮設炊事場、仮設便所等の設置費 ［危機管理，第3章第6節第4　避難所の開設及び運営］
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、物資受払状況（様式6　救助の種目別物資受払状況）、避難所設置及び収容状況（様式7）、避難者名簿、避難所設置に要した支払い証拠書類及び物品受払証拠書類			
応急仮設住宅の供与	○ 住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者（※） （避難指示の発令地域に居住している等、住家被害がなくても入居可能な場合もある。） 【参考】 ※　半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当の場合、内閣府と連絡調整のうえ、対象とすることも可能。 ※　阪神・淡路大震災や熊本地震の際は、半壊の認定を受けた住家についても、取	○規模… 29.7 ㎡ /戸（２人～４人世帯）を基準に、多人数世帯は39.6㎡/戸、単身世帯は19.8㎡/戸にするなど、世帯構成等に応じて設定 ○基準額… 7,259,000円／戸 ○ 同一又は近接する敷地内に概ね50戸以上建設する場合、集会施設を設置でき、50戸未満の場合であっても、その戸数に応じた小規模な施設を設置でき、それらの規模及び費用は別途内閣府との協議による。 ○ 高齢者等に配慮した構造及び設備を備えた福祉仮設住宅設置も可能。	着工期間：災害発生の日20日以内 供与期間：供与の日から2年以内	＜建設型仮設住宅＞ ○ 原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費、借地料等すべての経費 ＜借上型仮設住宅＞ ○ 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な経費（範囲は別途協議） ［都市整備部，第3章第9節第1　応急住宅対策］

救助の種類	対　　象	費用の限度	期　間	費用の範囲 ［所管課，計画記載箇所］
	り壊さざるを得ない住家は全壊とみなして対象とした。			
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、応急仮設住宅台帳（様式8）、応急仮設住宅入居者名簿、敷地賃貸契約書、応急仮設住宅使用賃貸契約書、建築工事関係書類（ 契約書、設計書、仕様書等）、建築工事代金等支払証拠書、その他必要な書類・帳簿等			
炊き出しその他による食品の給与	○ 金銭の有無に関わらず、現に炊事のできない者 ・ 避難所に収容された者 ・ 住家の被害が、全壊、全焼、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ・ 床下浸水等で自宅避難しているが、ライフラインが途絶える等自宅において炊事ができない者	○ 基準額：1,480円以内／ 日・人	災害発生の日から７日以内	○ 主食費： 購入費用 ○ 副食費： 購入費用。調味料を含み、内容、品目、数量等について制限はない。 ○ 雑 費： 器物の借上料、包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等購入費 ［市民生活部，第3章第8節第2　食糧供給計画］
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、物資受払状況（様式6　救助の種目別物資受払状況）、炊出し給与状況（様式9）、食料・物品の購入・借用代金支払証拠書類、購入・借用物品受払証拠書類			
飲料水の供給	○ 災害のため、現に飲料水を得ることができない者	○ 水の購入費の通常（平常時）の実費 ○ 供給必要量（１人１日３リットルを目安）を浄水又は運搬する直接・間接の経費 ○ 機械器具の借上料、修繕費及び燃料費の通常（平常時）の実費 ○浄水用の薬品及び資材費の通常（平常時）の実費	災害発生の日から７日以内	○ 水の購入費（やむを得ない場合のみ）（当該市町を含む一部事務組合からの購入費は認められない。） ○ ろ水器その他給水又は浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 ○ 浄水用薬品及び資材費［上下水道部，第3章第8節第1　応急給水］
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、物資受払状況（ 供給用機械器具、燃料、浄水用薬品、資材等）、飲料水の供給簿（様式10）、支払関係証拠書類、物品受払関係書類			
被服、寝具	○　災害により、住家	○　夏季（４月～９月）	災害発生の	○ 被 服： 男性用、女性

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度</th><th>期　間</th><th>費用の範囲
［所管課，計画記載箇所］</th></tr>
<tr><td rowspan="2">その他生活必需品の給与　又は貸与</td><td>に被害（ 床上浸水以上） を受けた者
○　被服寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
○　被服寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者（船舶の遭難、旅行中の被災等による場合を含む）</td><td>冬季（１０月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
○　下記金額の範囲内</td><td>日から１０日以内</td><td>用、子供用の上着、肌着など
○ 寝 具： 就寝に必要な最小限度の毛布及び布団など
○ 身の回り品：タオル、靴下、靴、サンダル、傘など
○ 日 用 品： 石鹸、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨きなど
○ 炊事用品： 炊飯器、鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ、ガスコンロなど
○ 食 器： 箸、茶碗、皿、汁わんなど
○ 光熱材料： マッチ、ローソク、木炭、プロパンガスなど
このほか、高齢者、障害者等の紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

［市民生活部，第3章第8節第3　衣料、生活必需品その他物資供給計画］</td></tr>
<tr><td colspan="4">
<table>
<tr><th colspan="2">世帯区分</th><th>１　人
世　帯</th><th>２　人
世　帯</th><th>３　人
世　帯</th><th>４　人
世　帯</th><th>５　人
世　帯</th><th>6人以上
1人増すごと
加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>20,900</td><td>26,900</td><td>39,900</td><td>47,600</td><td>60,300</td><td>8,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>34,700</td><td>44,800</td><td>62,500</td><td>73,100</td><td>92,100</td><td>12,700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上
浸水</td><td>夏</td><td>6,900</td><td>9,200</td><td>13,800</td><td>16,800</td><td>21,100</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>11,000</td><td>14,400</td><td>20,500</td><td>24,300</td><td>30,700</td><td>4,000</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td colspan="5">（整備すべき書類）
救助実施記録日計票（様式28）、物資受払状況（様式6　救助の種目別物資受払状況）、物資の給与状況（様式11）、物資配分計画表（被害の程度、世帯人数ごとの限度額に応じた計画）、救助物資受領書、物資購入関係支払証拠書類</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>○ 医療を必要とする状態にあるにも関</td><td>○ 救護班による場合
・ 使用した薬剤及び治</td><td>災害発生の日から</td><td>○ 診察
○ 薬剤及び治療材料の支</td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度	期　間	費用の範囲 ［所管課，計画記載箇所］
	わらず、災害のために医療の途を失った者で、応急的に医療を施す必要がある者（災害によるものかどうかを問わない） ○ 対象とならない場合 ・ 被災地における医療であっても、通常の保険診療が行われている場合、又は行える場合 ・ 災害発生の混乱期に強いて治療しなくてもよい疾病等 ・ 就職等のための健康診断、予防注射等の防疫上の措置	療材料並びに医療器具の修繕費等の実費 ○ 病院・診療所による場合 ・ 国民健康保険の診療報酬の額以内 ○ 施術者による場合 ・ 当該地域における協定料金の額	14日以内	給 ○ 処置、手術その他の治療及び施術 ○ 病院又は診療所への収容 ○ 看護 ［健康福祉部・医療政策部，第3章第7節第2　被災者の救護］
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、物資受払状況（様式6　救助の種目別物資受払状況）、救護班活動状況（様式12）、病院診療所医療実施状況（様式13）、医療品衛生材料等購入関係支払証拠書類、病院、診療所における診療報酬に関する証拠書類			
助　　産	○ 災害のため、助産の途を失った者 ○ 災害発生の日以前、又は以後７日以内に分娩した者 ○ 被災者であるか否かを問わない。 ○ 本人の経済的能力の如何を問わない。 ○ 出産のみでなく、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者 ○被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合は対象とならない。	○ 救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費 ○ 助産婦による場合は、慣行料金の８割以内	分娩した日から７日以内	○ 分娩の介助に要する経費 ○ 分娩前、分娩後の処置に要する費用 ○ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料費 ［健康福祉部・医療政策部，第3章第7節第2　被災者の救護］
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、物資受払状況（様式6　救助の種目別物資受払状況）、助産台帳（様式14）、医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類			
被災者の救出	○ 災害のため、現に生命身体が危険な	○ 当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日	○ 借上費又は購入費 ○ 修繕費

救助の種類	対　　象	費用の限度	期　間	費用の範囲 ［所管課，計画記載箇所］
	状態にある者 ○ 災害にかかった原因の如何を問わない(不可抗力、本人の過失を問わない）。 ○ 原則として人の救出だけに限定される。		以内	○ 燃料費 ○ 救出のための賃金職員雇上費及び輸送費は、経理上救出費から分離し、賃金職員雇上費及び輸送費として一括計上する。 ［消防本部，第3章第7節第1　被災者の救出］
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、物資受払状況（様式6　救助の種目別物資受払状況）、被災者救出状況記録簿（様式15）、救出用関係支払証拠書類			
被災した住宅の応急修理	○ 災害によって住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない者 ○ 自らの資力によって応急修理ができない者 ※所得要件は必須 ○ 大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる程度に住家が半壊した者	○ 半壊又は半焼の世帯757,000円 ○ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯（一部損壊10%以上）367,000円	災害発生の日から３ヶ月以内に完了	○ 最小限度の補修費 ・ 原材料費、大工等の労務賃、材料の輸送費、工事事務費 ［都市整備部，第3章第9節第1　応急住宅対策］
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、住宅応急修理記録簿（様式16）、住宅の応急修理のための契約書、仕様書、設計書等、住宅の応急修理関係支払証拠書類			
学用品の給与	○ 災害によって住家に床上浸水・半壊以上の被害を受けた小学校児童、中学校生徒、および高等学校生徒（特別支援学校を含む。） ○ 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障が生じている場合に給与する。 ○ 通学途中又は学校等で被災した場合であっても、都道府県知事が必要と	○ 教科書及び教材 実費 ○ 文房具及び通学用品 ・ 小学校児童 ：１人あたり5,800円以内 ・ 中学校生徒１人あたり6,100円以内 ・ 高等学校生徒：１人あたり6,600円以内 備考 1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	○ 教科書及び教材：災害発生の日から１ケ月以内に支給完了。 ○文房具及び通学用品：災害発生の日から15日以内に支給完了	○ 教科書（文科省検定済教科書又は文科省著作教科書に限る。） ○ 教材（ 県又は市町教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材、 ワークブック） ○ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷、定規など） ○ 通学用品 ※文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目でも必要

救助の種類	対　　象	費用の限度	期　間	費用の範囲 ［所管課，計画記載箇所］
	認めたときに限り給与して差し支えない。			なものは可。 ［学校教育部，第3章第9節第5　応急教育対策］
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、備蓄物資払出証拠書類（教科書及び学用品）、学用品の給与状況（様式18）、学用品購入関係支払証拠書類			
埋　　葬	○ 災害時の混乱の際に死亡した者であること。 ○ 災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること。	○　大人（満12歳以上）：239,400円以内 ○　小人（満12歳未満）：191,500円以内	災害発生の日から10日以内	○ 埋葬の際、使用する棺(付属品を含む)及び棺材、骨壺等。 ○ 火葬料、埋葬料及びこれに伴う輸送費及び賃金職員雇上費 ［都市整備部，第3章第7節第3　遺体の捜索及び処理、埋（火）葬］
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、埋葬台帳（様式19）、埋葬費支出関係証拠書類			
死体の捜索	○ 行方不明の状態にある者で、四囲の事情により、既に死亡していると推定される者 ○ 死亡した原因の如何を問わない ○ 死亡した者の居住地における法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は関係ない。	○　通常の実費	災害発生の日から10日以内	○ 借上費又は購入費 ○ 修繕費（捜索作業に使用した機械器具の修理費） ○ 燃料費（機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行うための照明用の灯油代等） ○ 死体捜索のための賃金職員雇上費及び輸送費は経理上捜索費から分離し、賃金職員雇上費、輸送費に一括計上する。 ［都市整備部，第3章第7節第3　遺体の捜索及び処理、埋（火）葬］
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、捜索用機械器具燃料受払簿（捜索用機械器具、燃料等）、死体の捜索状況記録簿（様式29）、死体捜索用関係支出証拠書類			
死体の処理	○ 災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体識別等	○ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 １体あたり3,800円以内 ○ 一時保存	災害発生の日から10日以内	○ 死体の洗浄、縫合、消毒の処理のための費用 ○ 死体の一時保存のための費用（原則的には輸

救助の種類	対　　象	費用の限度	期　間	費用の範囲 ［所管課，計画記載箇所］
	のための洗浄、縫合、消毒の処理、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合。 ○ 通常、死体の発見から埋葬に至る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としてのものである。	・ 死体一時収容施設利用時： 借上に要する通常の実費 ・ 上記が利用できない以外　：１体あたり6,100円以内 ○ 検案 ・ 原則として救護班が行う。救護班の場合は特別の費用は生じない。救護班によらない場合は、当該地域の慣行料金の額以内 ※輸送費、人件費は別途計上		送費、賃金職員雇上費を含む） ○ 救護班によらない場合の検案料 ［都市整備部，第3章第7節第3　遺体の捜索及び処理、埋（火）葬］
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、死体処理台帳（様式20）、死体処理費支出関係証拠書類			
障害物の除去	○ 住家が半壊又は床上浸水したもの（その他山崩れ等の特別な事情によるものは県へ協議） ○ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（日常生活に欠くことのできない居室、炊事場、便所、風呂場等に運び込まれた障害物の除去に限られる。） ○ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること ○ 豪雪の場合の除雪	○　１世帯あたり148,600円以内	災害発生の日から10日以内	○ 除去に必要な機械、器具等の借上費、輸送費、賃金職員雇上費等 ［市民生活部・都市整備部，第3章第9節第1　応急住宅対策］
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、障害物除去の状況（様式21）、障害物除去支出関係証拠書類			
応急救助のための輸送費	○ 被災者を避難させるための輸送 ○ 医療及び助産のための輸送 ○ 被災者救出のための輸送 ○ 飲料水供給のため	○ 当該地域の通常の実費とする。 ○ 原則的には、国土交通省の許可を得ている料金の額以内とする。	○各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。（特別の承認を得	○ 運送料（ 運賃） ○ 借上料、燃料費、消耗器財費、修繕費 ［危機管理部，第3章第5節第4　輸送対策］

救助の種類	対　　象	費用の限度	期　間	費用の範囲 ［所管課，計画記載箇所］
	の輸送 ○ 死体の捜索 ○ 死体の処理（ 埋葬を除く。）のための輸送 ○ 救援用物資の輸送		た場合はその期間とする。）	
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28、、物資受払状況（様式6　救助の種目別物資受払状況）、輸送記録簿（様式22）、輸送に関する支払関係証拠書類			
応急救助のための賃金職員等雇上費	○ 被災者を避難させるために雇上げた賃金職員 ○ 医療及び助産における移送 ○ 被災者の救出 ○ 飲料水の供給 ○ 死体の捜索 ○ 死体の処理 ○ 救援用物資の整理、輸送及び配分	○ 当該地域の通常の実費とする。（職業安定所の業種別標準賃金を基礎とするのが適当である。）	○ 各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。	○ この業務を行うために雇上げた賃金職員 ［危機管理部］
	（整備すべき書類） 救助実施記録日計票（様式28）、賃金職員等雇上げ台帳、賃金職員等雇上費支払関係証拠書類			
救助に要した事務費	○ 旅費 ○ 時間外勤務手当 ○ 賃金 ○ 消耗品費 ○ 燃料費 ○ 食糧費 ○ 印刷製本費 ○ 光熱水料 ○ 通信運搬費 ○ 借料及び損料 ○ 修繕費 ○ 委託費	○ 救助費合算額に応じて次の割合を乗じて得た額の範囲内で国庫負担の対象となる。（県及び法適用市町でその額を案分等する） 3,000万円以下・・・10/100 3,000万円を越え6,000万円以下・・・9/100 6,000万円を越え1億円以下・・・8/100 1億円を越え2億円以下・・・7/100 2億円を越え3億円以下・・・6/100 3億円を越え5億円以下・・・5/100 5億円を超過・・・4/100 ※市町が一時繰替支弁した事務費の全額が県から支弁されるのではなく、上記の国庫負担の	○ 災害発生の日から救助の期間内に支出したものに限られる。この場合の支出とは、債務の確定をいうものであり、事実上の支払いの意味ではない。	○ 法第４条に規定する応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。 ○ 応急救助を実施する期間の経費に限られる。 ［危機管理部］

救助の種類	対　　象	費用の限度	期　間	費用の範囲 ［所管課，計画記載箇所］
		対象となる範囲内で、県が予算措置した額を上限に市町に支弁されるものであること。（県及び法適用市町でその額の案分等を実施）		
	（整備すべき書類） 支払関係証拠書類			

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる（災害対策基本法施行令　第3条第2項）。

参考）災害救助法の概要

項目	概要
1　目的	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。
2　実施体制	災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。 なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。
3　適用基準	災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例：人口5,000人未満住家全壊30世帯以上）に行う。
4　救助の種類、程度、方法及び期間	(1) 救助の種類 ① 避難所、応急仮設住宅の設置 ② 食品、飲料水の給与 ③ 被服、寝具等の給与 ④ 医療、助産 ⑤ 被災者の救出 ⑥ 住宅の応急修理 ⑦ 学用品の給与 ⑧ 埋葬 ⑨ 死体の捜索及び処理 ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 (2) 救助の程度、方法及び期間 内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定める。
5　強制権の発動	災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容場所等への立入検査や管理、医療、土木工事等の関係者に対し、救助に関する業務に従事させることができる。
6　経費の支弁及び国庫負担	(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁 (2) 国庫負担 救助に要する費用が100万円以上になる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により国が負担する。 ア　普通税収入見込額の2/100以下の部分　50/100 イ　普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分　80/100 ウ　普通税収入見込額の4/100をこえる部分　90/100
7　災害救助基金について	(1)積立義務（災害救助法第２２条） 都道府県は、救助に要した費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。 (2)積立額（災害救助法第２３条） 災害救助基金の各年度における最小額は県の当該年度の前年度前3年間における地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当する額とし、災害救助基金がその最小額に達していない場合は、政令で定める金額（最小額の1/5に相当する額）を、当該年度において積み立てなければならない。 (3)運用 預金や債券の購入等に加え、災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

参考）災害救助法の事務フロー

状況	市		県
発　災　前			○基金積立〔法22～25、令20〕 ○基金運用〔法26〕
発　災 （大規模災害）	○市災害対策本部設置〔災対法23の2〕		○県災害対策本部設置〔災対法23〕
救助法適用	○被害状況の報告〔県計画〕 ・災害規模が令1の基準に該当又は見込みがある場合 ・県地方本部を経て県対策本部に報告・要請 ＊緊急の場合、県対策本部に直接報告・要請	→	○適用手続き〔県計画〕 ・市長から被害状況等の報告があり、救助が必要と認められる場合、内閣府に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定
救助実施	○救助実施（委任時） ・一般基準〔令3-1、告示、細則5別表1〕	← ←	○救助法適用〔法2、令1〕 ○市長に対する救助の委任〔法13〕 ・県計画に定める事項に該当するときは原則市長に委任〔県計画〕 ・市長が行う事務内容・期間を通知〔令17-1〕 ・市長が行うこととし、通知したときに公示〔令17-2〕
	○救助実施状況報告〔細則16〕	→	○救助実施状況報告〔通知第2〕→国
		←	○特別基準〔令3-2〕 ・一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には知事は内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる ＊認められれば市長に通知
精　算	○救助費繰替支弁〔法29、細則17〕 ↓		
	○救助費繰替支弁金の請求手続〔細則18〕 ・救助の種類に応じて書類作成〔細則18別表3〕	→	○精算の監査 ↓ ↓ ↓
	↓← ・災害救助費繰替支弁金請求書〔様式18号〕を提出	← → ←	○請求額の通知 ○支払い

注．法･･･昭和22年法律第118号（昭和22.10.18公布、昭和22.10.20施行、最終改正平成25.6.21）、令･･･昭和22年政令第225号（昭和22.10.30公布施行、最終改正平成25.9.26）、細則･･･昭和38年兵庫県規則第58号（昭和38.4.1公布施行、平成26.6.6最終改正）、告示･･･（内閣府告示第228号）災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〔一般基準〕、通知･･･昭和40年5月11日社施第99号（各都道府県知事宛社会局長通知）災害救助法による救助の実施について、県計画･･･兵庫県地域防災計画

資料：兵庫県地域防災計画　令和3年2月修正　風水害編第3編第2章第5節災害救助法の適用、兵庫県地域防災計画資料編　令和3年2月修正　応1-5-4　災害救助事務フローチャート　をもとに作成

【資料3-1-5】　被害程度の認定基準

被害区分	認　定　基　準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50％以上70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40％以上50％未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30％以上50％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30％以上40％未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上30％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上30％未満のものとする。
準半壊 （半焼）	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10％以上20％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10％以上20％未満のものとする。
準半壊に至らない （一部損壊）	全壊又は半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土 砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建物で、全壊・半壊の被害を受けたものなお、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

※内閣府「災害の被害認定基準について」（平成１３年６月２８日府政防第５１８号）の府政防第６７０号令和３年６月24日付改訂通知による。

	被害区分	認　定　基　準
その他被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作不能となったもの
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設
	道路	道路法第２条第１項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの
	橋梁	道路を連結するために河川、運河などの上に架設された橋
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
	砂防	砂防法第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２によって同法が準用される天然の河岸
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設
	鉄道不通	汽車、電車などの運行が不能となった程度の被害
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数
その他被害	水道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
罹災者		罹災世帯の構成員
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設など
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道施設など

	被害区分	認　定　基　準
	その他公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設で、庁舎、公民館の公用又は公共の用に供する施設
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

【資料3-2-1】庁内携帯電話一覧表

令和8年5月現在

設定番号	電話番号	所管課名	備考	メーカー	設定日
1	090-7553-3764	環境政策課	音声通話のみ	KDDI	平成18年7月31日
2	090-3990-1071	環境政策課	〃	KDDI	平成18年7月31日
3	090-8376-7554	環境政策課	〃	KDDI	平成18年7月31日
4	090-8204-9676	こども家庭課		KDDI	平成18年7月31日
5	090-3056-8228	収納対策課		KDDI	平成21年3月13日
6	090-3704-4481	健康増進課	休日応急診療センター	KDDI	平成18年7月31日
7	090-5970-6749	健康増進課	休日応急診療センター	KDDI	平成21年3月13日
8	090-5904-7188	管理課・建設課		KDDI	平成21年3月13日
9	090-8651-1547	管理課・建設課		KDDI	平成21年3月13日
10	090-8651-1548	管理課・建設課		KDDI	平成21年3月13日
11	090-3275-2826	財産管理課		ﾄﾞｺﾓ	平成18年6月27日
12	090-7361-9944	生活支援課		KDDI	平成21年3月13日
13	080-2441-1182	介護保険課		KDDI	平成21年3月13日
14	090-3496-2425	クリーンセンター		KDDI	平成21年3月13日
15	090-2103-2857	浄水施設課	他、3台施設連絡用有	ﾄﾞｺﾓ	平成21年3月24日
16	090-1895-8279	下水道課	災害及び緊急時、下水道課施設連絡用として使用	KDDI	平成21年3月13日
17	090-5165-5949	下水道課	災害及び緊急時、下水道課施設連絡用として使用	KDDI	平成21年3月13日
18	080-6202-8175	障害福祉課	聴覚障害者メール連絡用	KDDI	平成23年9月28日
19	080-6202-8176	障害福祉課		KDDI	平成23年9月28日
20	080-8336-2116	危機管理課	スマートフォン	ﾄﾞｺﾓ	平成29年10月5日
21	080-8336-2117	危機管理課	スマートフォン	ﾄﾞｺﾓ	平成29年10月5日
22	080-8336-2118	危機管理課	スマートフォン	ﾄﾞｺﾓ	平成29年10月5日
23	080-8336-2119	危機管理課	スマートフォン	ﾄﾞｺﾓ	平成29年10月5日
24	080-8336-2120	危機管理課	スマートフォン	ﾄﾞｺﾓ	平成29年10月5日

【資料3-2-2】　非常無線通信経路計画

地震、台風、洪水その他の非常災害が発生し、また発生するおそれがある場合において有線電気通信回線が不通となったり、またその利用が困難となった時に、電波法第52条、災害対策基本法第57条・第79条、災害救助法第28条及び水防法第20条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる。

通信設備で兵庫県下の主要なものは次のとおりです。

１．警察通信設備　２．海上保安庁通信設備　３．国土交通省通信設備
４．気象庁通信設備　５．国土交通省無線通信設備　６．法務省無線通信設備
７．ＮＴＴ無線通信設備　８．ＪＲ通信設備　９．県無線通信設備
10．市町無線通信設備（消防無線を含む）　11．道路公団無線通信設備
12．関西電力送配電通信設備13．大阪ガス無線通信設備　14．各私鉄通信設備
15．国際電々無線通信設備　16．日本通運無線通信設備　17．各漁業無線局
18．アマチュア無線局　19．ＮＨＫ、各民放、新聞社の無線通信設備
20．各タクシー会社の無線通信設備

本計画はこれらの通信設備を利用して、各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等へ非通信経路を構成したものであり、平素から本計画をもとに関係機関が連絡を密にして、災害に備えること。

地　区	通信施設	主管課	電話番号
三田市	宝塚土木事務所 （三田業務所）	河川砂防担当	０７９－５６２－８８８２
	三田警察署	地域課	０７９－５６３－０１１０(内線２９０)
	ＪＲ三田駅	駅長室	０７９－５０８－１４８８
	関西電力送配電㈱ 三田配電営業所		０８００－７７７－３０８１

区　間	総合信頼度	市町役場からの距離	（発着信局）	非常通信経路	（発着信局）	県庁までの距離
三田市	A	20.0	宝塚土木事務所	－	県　庁	－
	A	1.5	宝塚土木事務所 （三田業務所）	－	県　庁	－
	A	2.4	三田市消防本部	－	県　庁	－
	A	1.2	三田警察署	－	警察本部	0.1
	A	0.3	JR三田駅	－	JR元町駅	0.4
神戸市	A	2.3	関西電力送配電㈱ 三田配電営業所	－ （有線）	関西電力送配電㈱神戸本部	1.5

【資料3-2-3】報道機関内の連絡先一覧

１　新聞報道関係連絡体制

新　聞　社		所　在　地	電話番号
朝日新聞社	神戸総局	神戸市中央区浪花町60	tel 078-331-4144 fax 078-331-4149
毎日新聞社	阪神支局	尼崎市東難波町5-16-29	tel 06-6482-1221 fax 06-6482-5456
読売新聞社	三田支局	三田市高次１丁目9番26号	tel 079-564-6613 fax 079-564-6616
	阪神支局	西宮市池田町12-20 AG西宮ビル2階	tel 0798-23-2200 fax 0798-23-2230
神戸新聞社	北摂総局	三田市三輪2丁目1番9号	tel 079-563-2256 fax 079-563-2286
	神戸本社	神戸市中央区東川崎町1-5-7	tel 078-362-7040 fax 078-360-5501
産経新聞社	神戸総局	神戸市中央区多聞通4-1-5	tel 078-351-1771 fax 078-361-3001
日本放送協会	神戸放送局	神戸市中央区中山手通2-24-7	tel 078-252-5100 fax 078-252-5110
(株)六甲タイムス社		三田市相生町18-37	tel 079-562-2353 fax 079-562-2354

２　テレビ報道関係連絡体制

テ　レ　ビ　局	所　在　地	電　話　番　号
ＮＨＫ神戸放送局 コンテンツセンター	神戸市中央区中山手通2丁目24-7	tel 078-252-5100 fax 078-252-5110
(株) 毎日放送 報道局報道部	大阪市北区茶屋町17-1	tel 06-6377-4268 fax 06-6359-3559
読売テレビ放送（株） 報道局	大阪市中央区城見1-3-50	tel 06-6947-2365 fax 06-6942-7734
関西テレビ放送（株） 報道局報道部	大阪市北区扇町2-1-7	tel 06-6314-8808 fax 06-6314-8826
朝日放送テレビ（株） 報道情報局ニュースセンター	大阪市福島区福島1丁目1番30号	tel 06-6451-1104 fax 06-6458-1241
(株) サンテレビジョン 報道部	神戸市中央区東川崎町1-1-1	tel 078-360-0343 fax 078-360-0341
(株) ジェイコムウエスト	大阪市中央区谷町2-3-12 ﾏﾙｲﾄ谷町ビル	tel 050-3196-3370

３　ラジオ関係連絡体制

ラ　ジ　オ　局	所　在　地	電　話　番　号
(株) 毎日放送報道情報局 編集部　ラジオ報道	大阪市北区茶屋町17-1	tel 06-6375-7528 fax 06-6359-3528
(株) ラジオ大阪 編成管理部	大阪市港区弁天1丁目2-4	tel 06-6577-1321 fax 06-6577-1320
(株) ラジオ関西 コンテンツクリエイト局	神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビル７Ｆ	tel 078-362-7380 fax 078-362-7403
兵庫エフエム放送(株) （Ｋｉｓｓ－ＦＭ　ＫＯＢＥ） 編成部	神戸市中央区波止場町5-6	tel 078-322-1003 fax 078-322-1011
(株) FM802 COCOLO編成部	大阪市北区天神橋2丁目北2-6	tel 06-6354-8045 fax 06-6354-8033

※（株）毎日放送には報道局、ラジオ局の両方にＦＡＸを送信する。

４　兵庫県連絡体制

災害対策（警戒）本部	所　在　地	電　話　番　号
兵庫県災害対策（警戒）本部 兵庫県企画県民部 災害対策課防災・危機管理班	神戸市中央区下山手通5-10-1	tel 078-362-9988 fax 078-362-9911
兵庫県災害対策地方（警戒）本部 兵庫県阪神北県民局 総務企画室総務防災課	宝塚市旭町2-4-15	tel 0797-83-3101 fax 0797-86-4379

別紙１

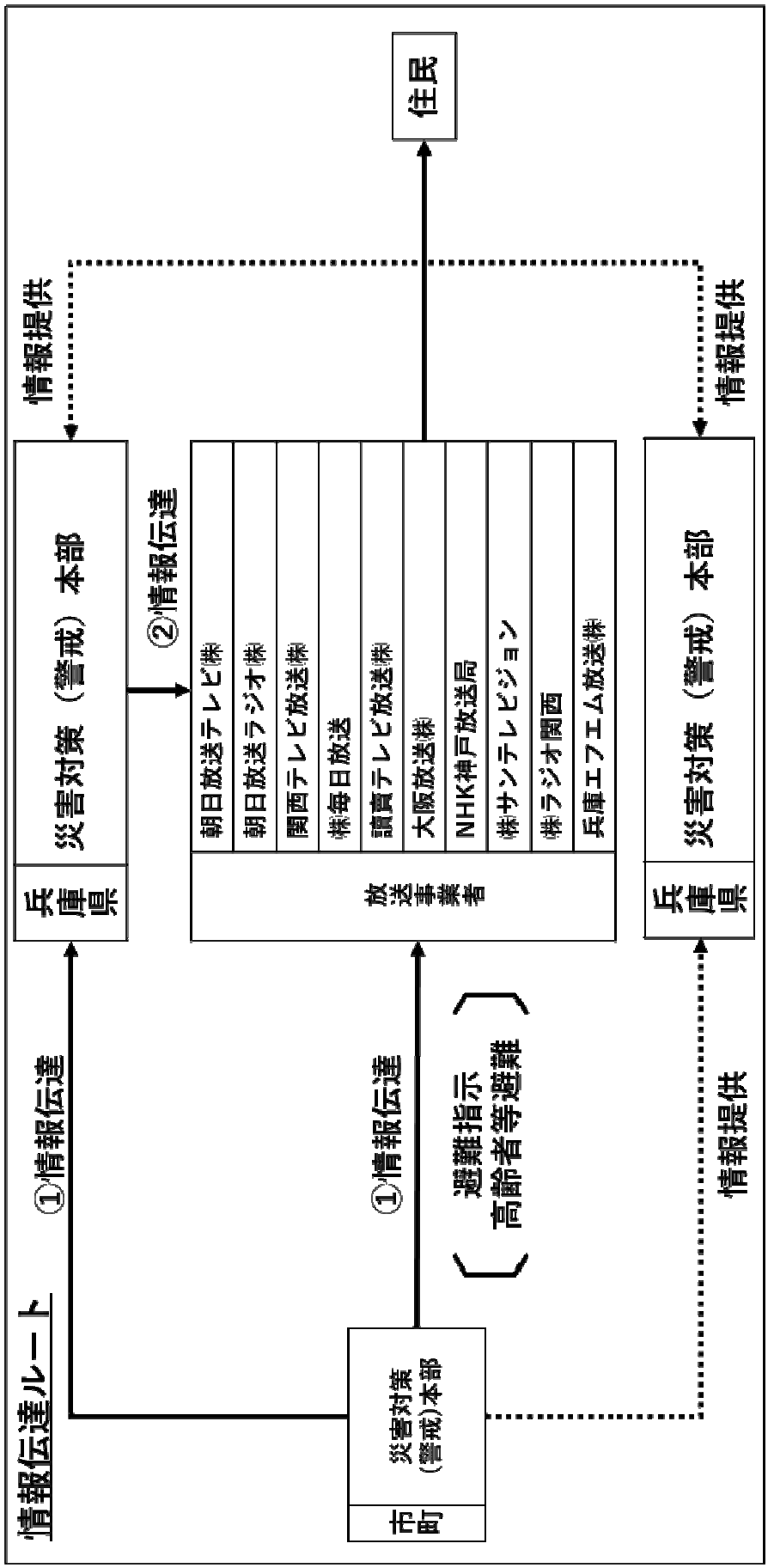

①　原則として市町から直接放送事業者及び県へ情報伝達
②　直接市町から放送事業者への伝達が実行不可能な場合等には、兵庫県から放送事業者へ伝達
※１定時報等の県内とりまとめ情報は、兵庫県から記者発表
※２上記の情報伝達によるもののほか、兵庫県及び市町の災害広報体制（取材対応等）は従来通り

別紙２

避難発令情報

兵庫県　三田市　　送信日時　　年　　月　　日　　時　　分

1　避難情報の別（今回発令分）

避難指示　　2026年5月15日 午後 4時08分　三田市●●地区

□　避難指示　（被害の危険が目前に切迫しており、避難のため住民を立退かせるもの）

■　高齢者等避難　（被害の危険があり、避難に時間がかかる住民には避難を、その他の住民にも避難の準備を勧め又は促すもの）

2　分類

□ 新規

□ 地域拡大（　　）

□ 種別変更　□ 高齢者等避難⇒避難指示

□ 解除

3　詳細情報等

三田市●●町 高齢者等避難

［避難情報］

地区名（地区詳細）	避難区分	発令・解除時刻	対象世帯数	対象世帯数	対象人数
三田市●●地区	高齢者等避難	2026/5/15 16:08	672	672	1718

4　発令･解除理由

5　補足情報（特に住民に伝えたい情報など）

6　避難行動指針

連絡先所属･氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話　＿＿＿（　　）＿＿＿　　FAX　＿＿＿（　　）＿＿＿

【資料3-2-4】三田市ＭＣＡ防災行政無線設置場所一覧

N	設置場所名称	所在地	局種別
親局			
1	三田市役所	三田市三輪2丁目1番1号	親局
補助局			
1	三田市消防本部	三田市下深田396番地	補助局
拡声子局			
1	歴史資料収蔵庫	三田市屋敷町12番地27	拡声子局
2	深田五大力	三田市下深田37番	拡声子局
3	環境センター	三田市下田中578番地	拡声子局
4	桑原西（市道桑原下田中線）	三田市桑原千作137番2	拡声子局
5	山田公会堂	三田市山田712番	拡声子局
6	志手原小学校	三田市志手原881番地	拡声子局
7	砥石川（市道砥石川高次線）	三田市香下273番	拡声子局
8	香下公会堂	三田市香下712番1	再送信受信子局
9	新三田駅前駐輪場	三田市福島455番地9	拡声子局
10	東野上（市道加茂福島5号線）	三田市東野上217番	拡声子局
11	広野小学校	三田市上井沢295番地	拡声子局
12	上内神公民館	三田市上内神552番	再送信受信子局
13	中内神公会堂	三田市中内神94番4	拡声子局
14	北浦いちょう公園	三田市北浦78番	拡声子局
15	三田緑風台(市道下青野緑風台1号線)	三田市下青野866番27	再送信受信子局
16	下青野公会堂	三田市下青野209番1	再送信受信子局
17	上青野公会堂	三田市上青野1396番10	再送信受信子局
18	上青野(市道上青野奥元線)	三田市上青野1240番	再送信受信子局
19	小野（二級河川黒川・普通河川栗田川合流点）	三田市小野1613番	再送信子局
20	乙原公民館	三田市乙原2814番	再送信受信子局
21	乙原奥（市道乙原小柿差切線）	三田市乙原1513番28	再送信受信子局
22	永沢寺（市道池の上草原谷線）	三田市永沢寺59番5	再送信子局
23	母子小学校	三田市母子721番地	再送信受信子局
24	母子新田(農道敷)	三田市母子2395番	再送信受信子局
25	市之瀬（市道切詰宮ノ前線）	三田市市之瀬53番	再送信受信子局
26	木器コミュニティセンター	三田市木器1433番2	再送信受信子局
27	羽束スポーツ公園	三田市下槻瀬926番2	再送信子局
28	高平小学校	三田市下里172番地	再送信受信子局
29	高平上浄化センター	三田市酒井934番地	再送信受信子局
30	上高平駐在所	三田市川原530番	再送信子局
31	末吉公会堂	三田市末吉159番2	再送信受信子局
32	小柿三舟公園	三田市小柿1346番	再送信受信子局
33	野外活動センター	三田市小柿949番地	再送信受信子局
34	小柿栗田地区(県道福住三田線)	三田市小柿2433番3	再送信受信子局
35	波豆川公民館	三田市波豆川1104番3	再送信受信子局
36	波豆川南（市道波豆川線）	三田市波豆川2612番	再送信子局
37	波豆川北(大磯)	三田市波豆川1995番	再送信受信子局
38	相野駅前駐輪場	三田市下相野301番14	拡声子局
39	藍小学校	三田市西相野477番地1	拡声子局
40	岩倉公会堂	三田市藍本3292番	再送信受信子局
41	波田公会堂	三田市藍本4354番	再送信受信子局
42	藍本庄（市道藍本馬場先線）	三田市藍本1061番	再送信受信子局
43	うぐいすの里西（区画道路）	三田市大川瀬1451番158	拡声子局
44	つつじが丘南４自治会館	三田市つつじが丘南四丁目18番地	拡声子局
45	本庄小学校	三田市東本庄1910番地	再送信受信子局
46	西安公会堂	三田市東本庄3450番	拡声子局
47	下須磨田公民館	三田市須磨田550番2	再送信受信子局
48	上須磨田公民館	三田市須磨田330番1	再送信受信子局
49	大音所公民館	三田市上本庄653番1	再送信受信子局
50	幡尻バス方転場	三田市上本庄295番	再送信受信子局
51	富士中学校	三田市富士が丘3丁目25番地	再送信子局

No.	設置場所名称	所在地	局種別
半固定局			
1	三田小学校	三田市屋敷町2番20号	半固定局
2	八景中学校	三田市八景町1205番地	半固定局
3	さんだ市民センター	三田市三田町22番19号	半固定局
4	総合福祉保健センター	三田市川除字クツ675番地	半固定局
5	城山公園	三田市三輪1314番	半固定局
6	上野台中学校	三田市志手原1145番地	半固定局
7	広野市民センター	三田市上井沢28番地の1	半固定局
8	藍中学校	三田市大川瀬1307番地36	半固定局
9	つつじが丘小学校	三田市つつじが丘南3丁目829番地1	半固定局
10	ふれあいと創造の里	三田市四ツ辻字西野々1129番地1	半固定局
11	武庫小学校	三田市武庫が丘4丁目13番地	半固定局
12	狭間小学校	三田市狭間が丘4丁目4番地	半固定局
13	狭間中学校	三田市狭間が丘4丁目1番地	半固定局
14	富士小学校	三田市富士が丘1丁目12番地	半固定局
15	弥生小学校	三田市弥生が丘2丁目20番地	半固定局
16	フラワータウン市民センター	三田市武庫が丘七丁目3番地の1	半固定局
17	すずかけ台小学校	三田市すずかけ台2丁目45番地	半固定局
18	あかしあ台小学校	三田市あかしあ台2丁目6番地	半固定局
19	ゆりのき台小学校	三田市ゆりのき台4丁目24番地	半固定局
20	ゆりのき台中学校	三田市ゆりのき台2丁目1番地1	半固定局
21	けやき台小学校	三田市けやき台3丁目77番地	半固定局
22	けやき台中学校	三田市けやき台2丁目1番地	半固定局
23	学園小学校	三田市学園七丁目7番地	半固定局
移動局			
1	車載局1	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
2	車載局2	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
3	車載局3	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
4	車載局4	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
5	車載局5	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
6	車載局6	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
7	車載局7	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
8	車載局8	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
9	車載局9	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
10	車載局10	三田市三輪2丁目1番1号	車載局
11	携帯局1	三田市三輪2丁目1番1号	携帯局
12	携帯局2	三田市三輪2丁目1番1号	携帯局
13	携帯局3	三田市三輪2丁目1番1号	携帯局
14	携帯局4	三田市三輪2丁目1番1号	携帯局
15	携帯局5	三田市三輪2丁目1番1号	携帯局
16	携帯局6	三田市三輪2丁目1番1号	携帯局
17	携帯局7（松が丘小学校）	三田市川除535番地	携帯局
18	携帯局8（長坂中学校）	三田市長坂484番地	携帯局
19	携帯局9（藍市民センター）	三田市大川瀬1307番地の44	携帯局
20	携帯局10（ウッディタウン市民センター）	三田市けやき台一丁目4番地1	携帯局
21	簡易携帯局1（広報班母子地区）	三田市三輪2丁目1番1号	簡易携帯局
22	簡易携帯局2（地区連絡所員母子地区）	三田市三輪2丁目1番1号	簡易携帯局
23	簡易携帯局3（青野ダム記念館）	三田市末字末野道東2189番地1	簡易携帯局
24	簡易携帯局4（有馬富士共生センター）	三田市尼寺字古万台968番地	簡易携帯局
25	簡易携帯局5（高平小学校）	三田市下里172番地	簡易携帯局
26	簡易携帯局6（本庄小学校）	三田市東本庄1910番地	簡易携帯局

【資料3-3-1】分団器具庫一覧

分団別	所　　在　　地	建築面積	建築延面積	敷地面積
１分団	相生町２６番１５号	27.86㎡	54.52㎡	61.36㎡
２分団	三輪２丁目６９０－７	39.82㎡	79.64㎡	126.01㎡
３分団	上井沢２８９－１	196.86㎡	196.86㎡	585.24㎡
４分団	志手原字横尾１３２３－２	39.82㎡	79.64㎡	260.02㎡
	乙原字竹の添９３２-４	24.00㎡	24.00㎡	46.89㎡
５分団	下里１４７－１	158.40㎡	158.40㎡	543.83㎡
６分団	下相野字坊田８６-１、８５-５	37.86㎡	69.30㎡	143.58㎡
	藍本字下野１１９２－２	39.19㎡	39.19㎡	187.05㎡
７分団	大畑１５３番地	24.00㎡	24.00㎡	81.14㎡
	東本庄大橋１９１８－７	32.00㎡	64.00㎡	137.30㎡

【資料3-3-2】消火薬剤の製造業者一覧表

業　者　名	所　在　地	電　話	薬　剤　等
ヤマトプロテック 大阪事業所	大阪市東成区深江北２－１－１０	06-6976-0701	フッ化たん白泡消火薬剤 泡消火機器
初田製作所関西支社	大阪市西淀川区千舟１－５－４７	06-6473-4870	〃
深田工業(株)関西営業所	大阪市中央区南船場3-2-22 （麻綱ビル）	06-6245-6000	〃
ニッタン精機	伊丹市鴻池1-11-20	072-783-2222	泡消火機器 処理剤
(株)ネオス	神戸市中央区加納町６－２－１ 神戸関電ビル	078-331-9382	流出油処理剤
三愛石油(株)近畿支店	豊中市新千里西町1－1－4千里中央ツインビル別館	06-6871-8500	泡消火機器

【資料3-5-1】市保有車両一覧表

部名	軽		小型		普通			特殊車両			特殊車両		合計
	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	乗合	軽	小	普	小	大	
合 計	29	24	29	19	19	7	3	3	3	57	5	1	199

（参考）防災広報車

No.	所管課	登録番号		社名	車種名等	自動車の種類	車体の形状
1	財産管理課	神戸400た	1788	トヨタ	カローラバン	小型	バン
2	上水道課	神戸400つ	2493	ニッサン	ADバン	小型	バン
3	財産管理課	神戸51せ	3899	スズキ	アルト	軽	箱型
4	財産管理課	神戸480え	6269	スバル	サンバーバン	軽	バン
5	財産管理課	神戸581よ	8544	スズキ	アルト	軽	箱型

【資料3-5-2】指定輸送業者一覧表

ＮＯ	業　　者　　名	所　在　地	電話番号	種　　別
1	西日本旅客鉄道(株)三田駅	駅前町１－32	090-7963-3214	鉄道
2	神戸電鉄(株)三田駅	駅前町１－30	563-2258	鉄道
3	神姫バス(株)三田営業所	ゆりのき台６－２	565-5711	バス
4	東兵日本交通(株)	三輪２－10－１	563-2262	タクシー
5	ﾌｯﾄﾜｰｸｷｬﾌﾞ三田営業所	駅前町10－４	562-2171	タクシー
6	ファイブスタータクシー(株)	対中町1435-1	564-2481	タクシー
7	日本交通(株)	三輪２－10－１	563-2262	タクシー
8	有馬運輸(株)三田営業所	中町２－1	562-6781	通運
9	三田運送(株)	中町17－３	563-4885	通運

【資料3-5-3】緊急輸送道路ネットワーク図

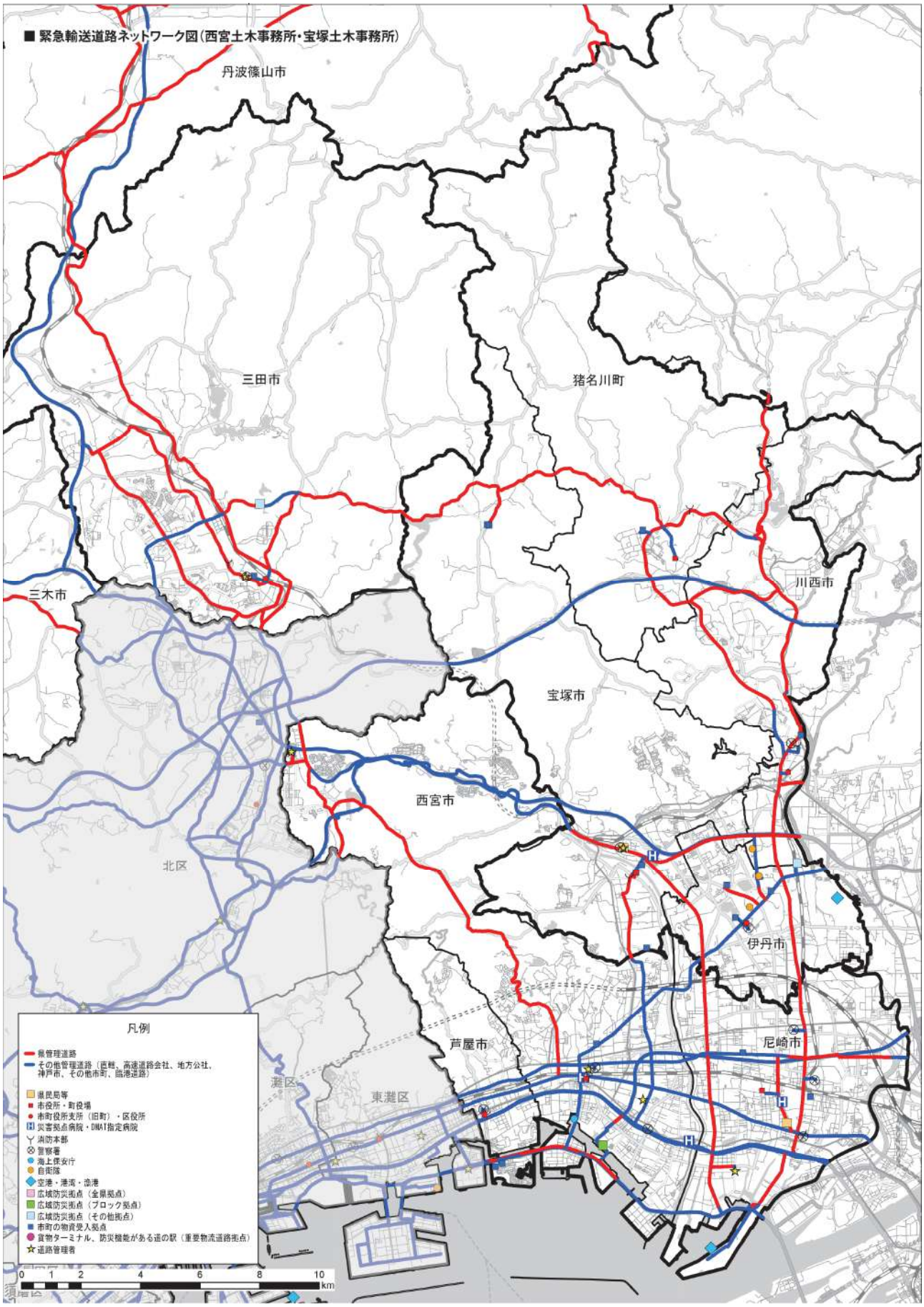

【資料3-7-1】三田市登録業者（土木工事、建築工事、造園工事）

業者名	代表者名	所在地	電話番号	土木工事	建築工事	造園工事
株式会社 アークス	島田　勝彦	兵庫県三田市東山1142番地1	079-568-1944	○		
有限会社 新井設備	新井　一弘	兵庫県三田市藍本2353番地	079-568-0165	○		
有限会社　石田工務店	石田　純	兵庫県三田市すずかけ台1丁目31番7号	079-562-7445	○		
有限会社 乾設備工業	乾　福治	兵庫県三田市相生町18番34号	079-563-3550	○		
株式会社 イマコー	今垣　卓也	兵庫県三田市東本庄1266	079-568-1290		○	
株式会社 ヴィンテック	小泉　敏	兵庫県三田市南が丘2-1-14-100	079-559-6420		○	
株式会社 梅元工務店	梅元　進	兵庫県三田市溝口271	079-568-1147		○	
株式会社　浦口電機	浦口　康幸	兵庫県三田市香下570番地2	079-564-3732		○	
株式会社　エスケイワイ	足田　裕哉	兵庫県三田市貴志136-1	079-565-6000	○	○	
株式会社　エスワイ設備	宮嵜　貴史	兵庫県三田市大川瀬1440番地1	079-568-5535	○		
岡崎建設 株式会社	岡崎　淳	兵庫県三田市駅前町19番14号	079-563-1333		○	
有限会社　香下商店	香下　幸治	兵庫県三田市横山町1-6-B203	079-563-1727	○		
金沢建工	金澤　栄吉	兵庫県三田市上内神759番地2	079-506-7854	○		
関西ガーデン　株式会社	小屋畑　拓城	兵庫県三田市香下670	079-564-5146	○		○
有限会社 北野電設工業	幸田　静子	兵庫県三田市下田中173	079-563-4161	○		
株式会社 北向緑化園	北向　昭宏	兵庫県三田市中内神935-3	079-567-0379	○		○
久保工業　株式会社	大原　歩	兵庫県三田市小野1226-6	079-506-5225	○		
有限会社 慶陽舗道	畑ケ中　清文	兵庫県三田市西相野1003-1	079-568-6555	○		
株式会社　慶和	山本　修弘	兵庫県三田市大川瀬334番地1	079-558-7511	○		
小向井建設 株式会社	小向井博文	兵庫県三田市東山200-2	079-568-1030	○	○	○

株式会社 坂林盛樹園	坂林　義教	兵庫県三田市尼寺19	079-566-0123	○		○
三田建設 株式会社	金本　栄司	兵庫県三田市加茂208	079-567-0143	○	○	○
三陽建設 株式会社	高山　広植	兵庫県三田市下田中602番1	079-562-0818	○		
株式会社　したぼうＨＯＭＥ	下坊　和也	兵庫県三田市西山1丁目12番6号	079-564-3537		○	
芝本建設 株式会社	芝本　博次	兵庫県三田市下内神474	079-567-6080	○	○	
修成建設 株式会社	杉水流修二	兵庫県三田市西相野778	079-568-3895	○		○
株式会社 笑花園	市場　和也	兵庫県三田市下槻瀬142	079-569-0229	○		○
株式会社 田中産業	田中　共	兵庫県三田市中央町16番2号	079-562-4667	○		
田村総合緑化	田村　知之	兵庫県三田市狭間が丘2-8-9	079-506-0009			○
株式会社　津﨑工務店	津﨑　浩征	兵庫県三田市桑原613番地4	079-599-7711		○	
株式会社　ＴＭＣ	下山　真人	兵庫県三田市木器768番地	079-506-3345	○	○	
株式会社 堂本	堂本　敦	兵庫県三田市小柿1308	079-569-1121	○	○	○
有限会社 長坂造園土木	池澤　和弘	兵庫県三田市長坂268	079-568-1148	○		○
株式会社 中田工務店	片山勇喜雄	兵庫県三田市相生町24-29	079-563-2970	○	○	○
株式会社 中村新興園	中村　雄一	兵庫県三田市井ノ草367	079-568-1600	○	○	○
株式会社 中村造園	中村　健	兵庫県三田市長坂164	079-568-1628	○		○
日興建設 株式会社	関山　栄二	兵庫県三田市三輪2丁目4番3号	079-562-4681	○	○	○
橋元建設 株式会社	橋元　景二	兵庫県三田市西相野186	079-568-1701	○		○
畑末建設 株式会社	畑末　和彦	兵庫県三田市北浦字東浦通り209-1	079-567-0045	○	○	○
株式会社　畑中造園	畑中　真人	兵庫県三田市上深田251番地2	079-562-2204	○		○
阪神ガーデン	今垣　佐斗志	兵庫県三田市長坂142	079-568-1348	○		○
阪神造園緑化　株式会社	坪之内　幸司	兵庫県三田市十倉300番地	079-569-0533			○

東山建設 株式会社	植田　敏弘	兵庫県三田市東山1074-1	079-568-0088	○	○	
株式会社 平田園芸	平田　弘樹	兵庫県三田市すずかけ台1-6-5	079-565-7750	○		○
株式会社　深谷工務店	深谷　正法	兵庫県三田市三田町8番43号	079-564-5000		○	
株式会社 フジタ組	藤田　愼彌	兵庫県三田市三田町7-22	079-562-2131	○	○	○
北神住建 株式会社	塩山　直志	兵庫県三田市南が丘2丁目1番27号	079-564-5652		○	
北摂技建 株式会社	小中　守	兵庫県三田市中内神284	079-567-1561	○	○	
株式会社 前澤造園土木	前澤　一夫	兵庫県三田市東本庄1768	079-568-2108	○		○
有限会社 前田工業	前田　仁守	兵庫県三田市志手原207-3	079-563-8936	○		
株式会社 マツダ建設	松田　菊次	兵庫県三田市池尻25番地	079-563-4747	○	○	○
宮下設備工業 株式会社	宮下　義治	兵庫県三田市西山2丁目8番9号	079-564-3650	○		
株式会社 宮本組	宮本　光久	兵庫県三田市東山1072番地	079-568-1239	○	~~○~~	○
株式会社 森本庭園	森本　和真	兵庫県三田市田中62	079-569-0536	○		○
盛山建設 株式会社	完山　重烈	兵庫県三田市下槻瀬298番地の1	079-569-1113	○		○
ヤマイチ・コンストラクション　株式会社	山下　哲男	兵庫県三田市大畑175	079-568-1232	○		○
有限会社 山下造園	山下　耕司	兵庫県三田市長坂494	079-568-0151	○		○
株式会社 山本工作所	本　正幸	兵庫県三田市中町7番36号	079-564-4896	○		
株式会社　山本工作所	市場　雄也	兵庫県三田市上井沢418-1	079-506-8297	○	○	○
有限会社 ライトアップサービス	今垣　均	兵庫県三田市天神2-6-5	079-562-3321	○	○	
株式会社　緑栄	藤原　克哉	兵庫県三田市学園5-12-7	079-565-8700	○		○
株式会社　山葵	片山　朋也	兵庫県三田市中央町13番1-602号	079-562-2278	○		

【資料3-7-2】医療救護班編成表

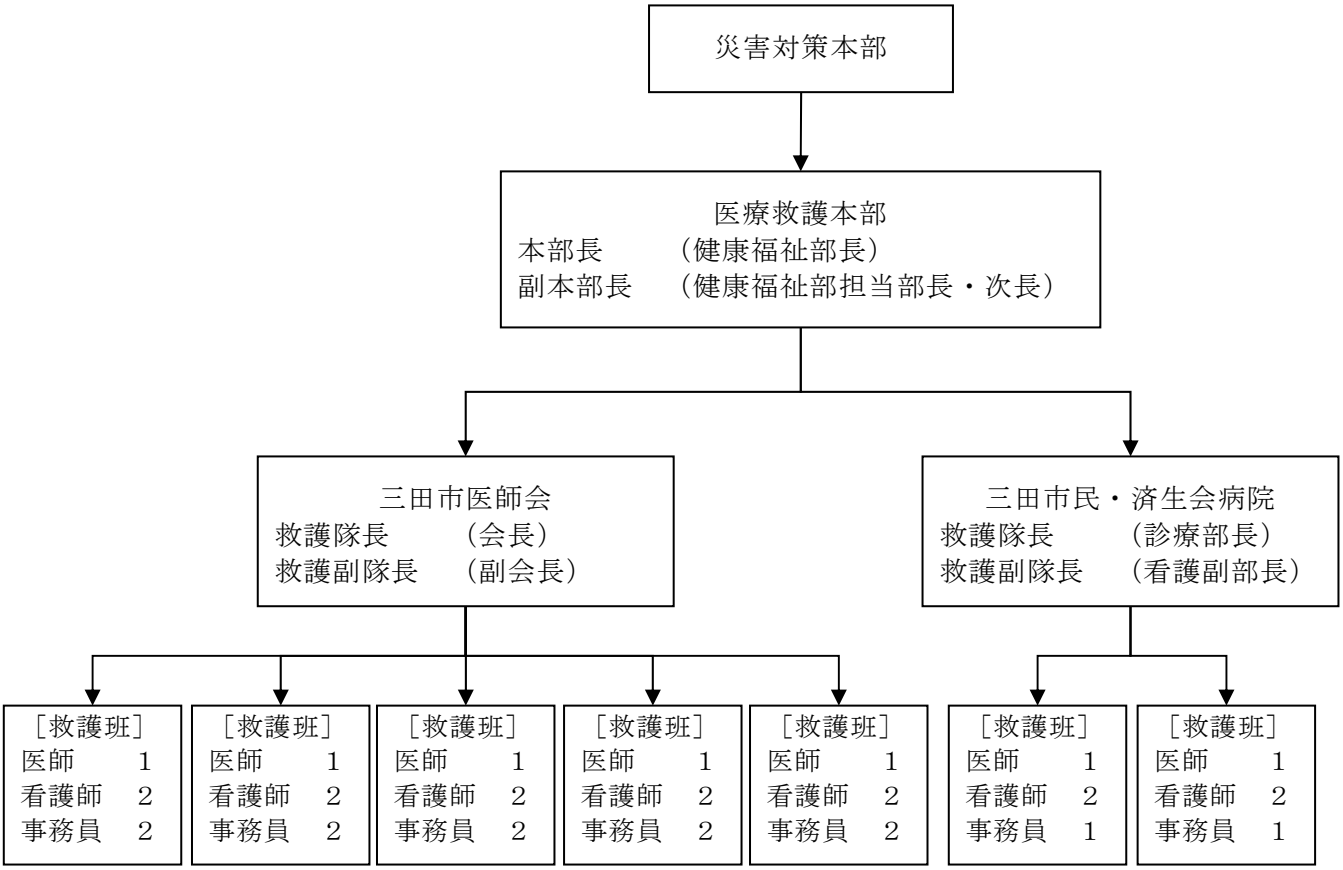

※事務員については、事務職又は保健師がこれにあたる。

兵庫県三田市にある「有限会社北摂公栄社」は、クレリグループに加盟する地域密着型の葬儀社です。家族葬から一般葬まで、多様な葬儀プランに対応しています。最寄り駅の三田本町駅から徒歩約3分の立地です。【店舗・企業情報】住所: 兵庫県三田市対中町2-17アクセス: 三田本町駅より徒歩約3分連絡先: 079-563-4142

【資料3-7-3】収容棺等の調達先

業　者　名	所　在　地	電話番号
北摂公栄社(有)	対中町２－17	079-563-2250
三礼社（資）	三田町13－８	079-564-3048
株式会社ジェイエイアクト 葬祭センター六甲	神戸市北区 道場町塩田１８－２	078-985-0401
ベルコ(株)	福島宮野前501－46	079-553-5101

【資料3-7-4】近隣市営火葬場一覧

施　設　名	所　在　地	規模	担　当　課
神戸市立鴨越斎場	北区山田町下谷上字中一里山14番地 ℡078-743-1234	30基	斎園管理課 ℡078-322-5252
神戸市立西神斎場	西区神出町南字美濃谷600番地 ℡078-961-5251	11基	斎園管理課 ℡078-322-5252
神戸市立甲南斎場	東灘区本山町田中字南小路423番地 ℡078-851-8050	10基	斎園管理課 ℡078-322-5252
姫路市立名古山斎場	姫路市名古山町１４－１ ℡079-297-5030	15基	霊苑管理事務所 ℡0792-97-5030
尼崎市立弥生ケ丘斎場	尼崎市弥生ケ丘１番１号 ℡06-6491-2500	10基	斎場管理事務所 ℡06-6491-2500
あかし斎場旅立ちの丘	明石市和坂１丁目１番12号 ℡078-928-0940	11基	斎場管理ｾﾝﾀｰ ℡078-928-2640
西宮市満池谷火葬場	西宮市奥畑７－115 ℡0798-72-2340	11基	環境局環境総括室 ℡0798-35-3306
伊丹市営斎場	伊丹市船原２丁目４番20号 ℡072-782-2176	６基	生活環境課 ℡072-781-5371
宝塚市営火葬場	宝塚市川面字長尾山15－423 ℡0797-87-7133	８基	生活環境課 ℡0797-77-2074
三木市立みきやま斎場	三木市福井字三木山2465番3 ℡0794-82-2496	５基	市民課 ℡0794-82-2000
川西市斎場	川西市柳谷字鷹尾山柿木谷10－１ ℡072-799-0331	６基	環境政策課 ℡072-758-3262

【資料3-8-1】市内パン製造業者一覧

名　称	代表者名	所　在　地	電話番号
（株）扇野製菓	扇野洋一	三輪１丁目６番12号	079-562-2269

【資料3-9-1-1】　応急仮設住宅建設場所等基本的な考え方

1　建設可能地選択基準

(1)　敷地規模は5,000㎡以上を目途とするが、それ以下であっても３０戸程度の仮設住宅を建設可能であれば可能地とする。
(2)　長期的に存続可能性のある敷地とし、公共用地を原則とするが、一部は敷地の規模が大きいもので、私有地等のものも可能地とした。
(3)　立地条件はライフライン可能地とする。
(4)　各敷地の建設戸数は通路、隣棟スペースを考え、１戸当たり５０㎡で算出する。

2　仮設住宅規格　（別図）参照

(1)　応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。
※29.7㎡／戸（2人～4人世帯）を基準に、多人数世帯は39.6㎡／戸、単身世帯は19.8㎡／戸にするなど、世帯構成等に応じて設定。
(2)　住戸内トイレは原則、洋式とする。
(3)　宅外トイレ排水は、状況によりくみ取り型、浄化槽型、生放流型とする。

単身用１ＤＫ（約19.8㎡）

小家族用２～３人用２ＤＫ（約29.7㎡）

大家族用４人以上３Ｋ（約39.6㎡）

集会所（約90㎡）

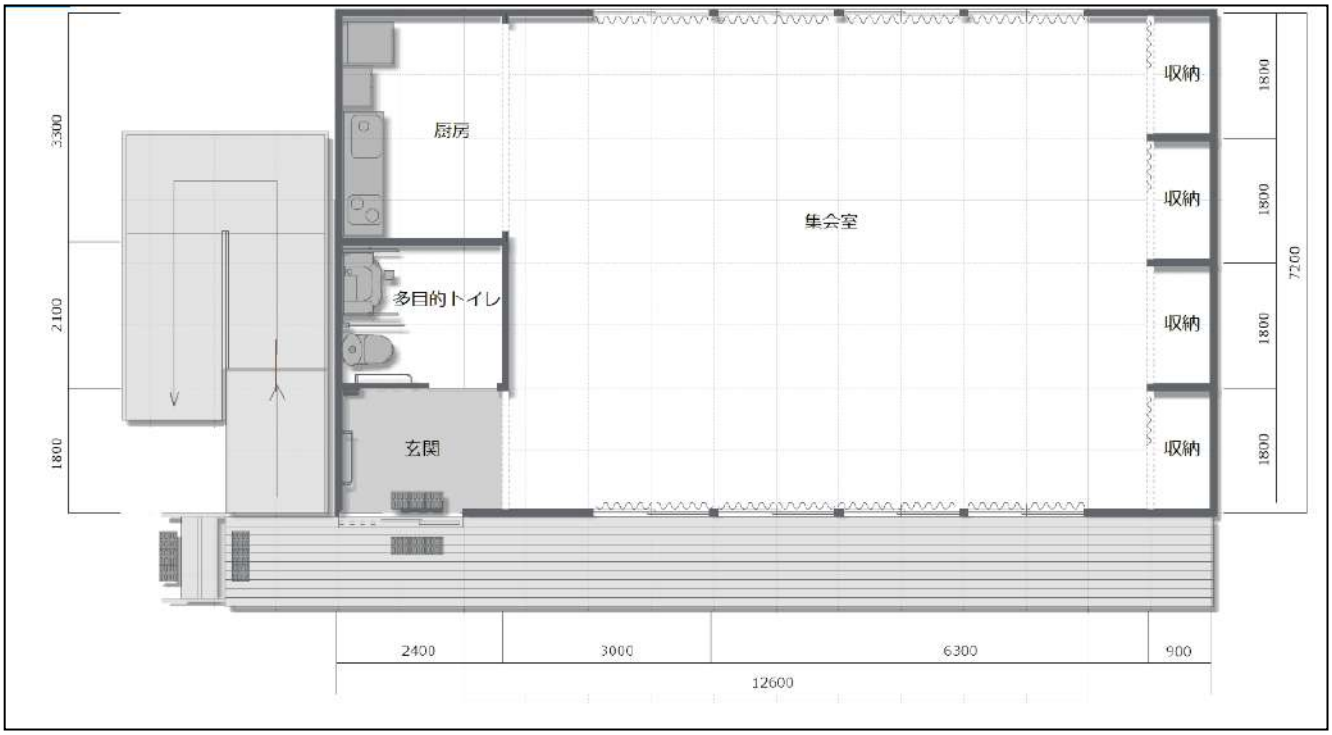

「一般社団法人プレハブ建築協会 災害への取組 参考図面」より引用

【資料3-9-1-2】　応急仮設住宅建設候補地一覧

用地・施設名称等	所在地	所有者（管理者）	敷地面積（実測）	有効面積	建設可能戸数	広域避難地
1 あかしあ台公園	あかしあ台4-20	三田市（管理課）	25,532	8,695	160	該当しない
2 つつじが丘中央公園	つつじが丘北2-10-16	三田市（管理課）	13,899	5,284	100	該当する（一時的な避難場所としての利用形態となるので支
3 三田谷公園	武庫が丘3-3836	三田市（指定管理者）	83,472	12,419	240	該当する（一時的な避難場所としての利用形態となるので支
4 学園東公園	学園3-3	三田市（指定管理者）	74,001	8,584	160	該当する（一時的な避難場所としての利用形態となるので支
5 下青野公園	下青野376	三田市（指定管理者）	38,299	2,258	40	該当しない
6 末野公園	末1573	三田市（管理課）	9,892	4,124	80	該当しない
7 小柿三舟公園	小柿字内田1346	三田市（管理課）	5,624	1,512	30	該当しない
8 羽束スポーツ公園	下槻瀬926-2	三田市（管理課）	6,262	4,418	80	該当しない
9 はじかみ池公園	あかしあ台5-1	三田市（管理課）	104,427	1,819	30	該当する（一時的な用形態で支障なし）
10 深田公園（3工区）	弥生が丘6-4	三田市（管理課）	188,840	2,000	40	該当する（一時的な用形態で支障なし）
11 車池公園	富士が丘2-18	三田市（管理課）	25,656	2,183	40	該当しない
12 小屋ケ谷公園	狭間が丘5-4733-15	三田市（管理課）	28,055	2,430	40	該当しない
13 中央公園（多目的広場）	けやき台2-3	三田市（指定管理者）	163,204	5,073	100	該当する（一時的な用形態で支障なし）
14 すずかけ台公園	すずかけ台4-1	三田市（管理課）	28,701	3,489	60	該当しない
15 平谷川緑地（最下流）	あかしあ台2-5	三田市（管理課）	145,051	1,571	30	該当しない
16 さつき公園	富士が丘4-525	三田市（管理課）	4,769	3,456	60	該当しない
17 ゆりのき台公園	ゆりのき台5-36	三田市（管理課）	22,600	2,221	40	該当しない
18 東山なかよし公園	東山397-1	三田市（管理課）	2,139	1,622	30	該当しない
19 友が丘公園	友が丘1-20-1	三田市（管理課）	17,254	2,325	40	該当しない
20 友が丘けやき公園	友が丘2-31-1	三田市（管理課）	6,146	3,000	60	該当しない
21 すずかけ台緑地（貴志G）	すずかけ台1-27	三田市（管理課）	81,965	2,100	40	該当しない
22 ウッディタウン市民センター（芝生広場）	けやき台1丁目3	三田市ウッディタウン市民センター	2,549	1,930	30	該当しない
23 有馬富士森林公園	大原1590	三田市（農村再生課）	453,477	6,200	120	該当しない
24 京口公園	相生町27-1372-1	三田市（管理課）	1,921	500	30	該当しない
合計					1,700	

【資料3-9-2】　浄化槽清掃等許可業者

事　業　者　名	所　在　地	電話番号
菊水工業株式会社	神戸市中央区中山手通7丁目3番4号	078-341-1788
兵神浄化有限会社	神戸市中央区脇浜町２丁目10番14号	078-242-5345
株式会社ホカリ	西宮市室川町8-27	0798-71-5011
株式会社北摂環境センター	三田市東山1142番地1	079-568-1992
横山興業株式会社	三木市細川町瑞穂1652番地	0794-88-2061
株式会社アークス	三田市東山1142番地1	079-568-1944

【資料3-9-3】災害緊急時の素堀した仮設トイレの作り方（２基）

１　地面の堀り方

上　面　図　200cm

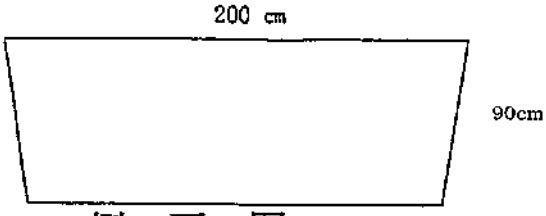

側　面　図　180cm

２　仮設トイレの作り方

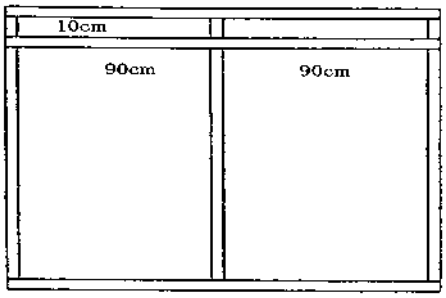

立　面　図　180cm

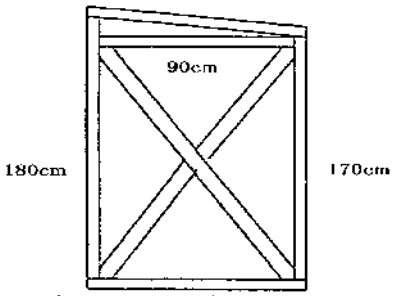

側　面　図　90cm

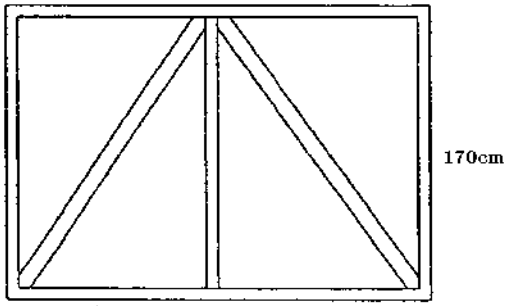

裏　面　図　180cm

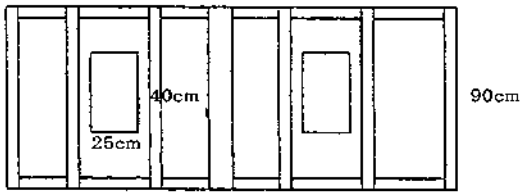

上　面　図　180cm

＊作り方の基準

1　地面の堀り方は、スコップ等で掘る、あまり規模を大きくすると危険である。
2　掘った土は、後日埋め立てに使用するので、脇に積上げて置く。
3　掘立て小屋式のため、四方は杭を打ち固定する。
4　柱は、木（タルキ）又は廃材等を使用する。クギ打ちとする。
5　柱は、スジカイを加える。
6　目隠しは、ベニヤ板、ビニールシート、毛布等を使用する。
7　屋根、床は、ベニヤの厚板（コンパネ又はパネコート）を使用する。
8　床の切抜きは、同規模程度にする。

＊必要な道具類

ノコギリ、金槌、クギ、
スコップ、バケツ、
木（タルキ）は、２０本(180㎝)
１０本(90㎝）、
ベニヤ板は１０枚、
コンパネ又はパネコート

【資料3-10-1】三田市上下水道工事業務共同組合加入業者一覧

	名称	代表者氏名	所在地	電話番号
事務局	三田市上下水道工事業協同組合	代表者 本　　正幸	南が丘１丁目１番８号	079-563-4668
	(有)乾設備工業	乾　　福治	相生町18番34号	079-563-3550
	(株)田中産業	田中　共	中央町16番２号	079-562-4667
	宮下設備工業(株)	宮下　義治	西山２丁目８番９号	079-564-3650
	(株)ウチダ	内田　知洋	駅前町19番14号	079-563-4131
	(株)山本工作所	本　　智之	中町７番36号	079-564-4896
	三田建設(株)	金本　栄司	加茂208番地	079-567-1043
	(株)みたか	宮嵜　　薫	加茂656番地１	079-567-0393
	(有)新井設備	新井　一弘	藍本2353番地	079-568-0165
	小向井建設(株)	小向井　博文	東山200番地２	079-568-1030
	(株)グリーン	篠村　祥司	西宮市山口町名来2丁目6番27号	078-903-0566

【資料3-10-2】上下水道施設応急復旧用資機材調達先一覧

業　者　名	所　在　地	電話番号
(株)ウエダ管材	下井沢53－１	079-567-3336
(株)丘建材設備機器	東本庄字六瀬2483	079-568-1303
大成機工(株)三田工場	テクノパーク14－５	079-568-2700
(株)関西水栓 三田営業所	神戸市北区長尾町宅原732	078-986-2747
東神工業(株) 阪神営業所	西宮市山口町阪神流通ｾﾝﾀｰ１丁目37	078-903-0671

【資料4-1-1】災害弔慰金の支給等に関する条例

（昭和49年７月４日　三田市条例第21号）

（目的）

第1条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第3条　市は、市民が令第1条に規定する災害(以下「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4　前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条　災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第2条に規定する場合

(3)　災害に際し、市長等の避難の指示等に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第8条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（災害障害見舞金の支給）

第9条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その病状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

（災害援護資金の貸付け）

第12条　市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

(3)　第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項かつこ書で定める場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2　災害援護資金は、保証人を立てる場合にあつては、無利子とし、保証人を立てない場合にあつては、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3　第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

付　則(昭和50年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

付　則(昭和51年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則(昭和53年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則(昭和56年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則(昭和58年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかつた市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付　則(昭和62年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則(平成3年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則(平成23年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

付　則(令和元年条例第6号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付　則(令和元年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料4-1-2】災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

（昭和49年９月27日　三田市規則第９号）

（趣旨）

第1条　この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年三田市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給の手続）

第2条　市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日

(2)　死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況

(3)　死亡者の遺族に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条　市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対しては、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

（支給の手続）

第4条　市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別及び生年月日

(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況

(3)　障害の種類及び程度に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条　市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

（借入れの申込み）

第6条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を市長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　保証人を立てる場合にあつては、保証人となるべき者に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　その他市長が必要と認めた書類

3　借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書を借入申込者に交付するものとする。

2　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(保証人を立てる場合にあつては、保証人の連署した借用書)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合にあつては、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条　市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(借用書等の返還)

第11条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書を当該借受人に交付するものとする。

3　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書を当該借受人に交付するものとする。

3　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認書を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類

(3)　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わつてその旨を届出るものとする。

（様式）

第18条　この規則の施行に関し必要な様式は、福祉事務所長が文書担当課長と協議して定める。

第19条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和58年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかつた市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付　則（令和元年規則第2号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年3月31日以前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

付　則（令和元年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

【資料4-1-3-1】三田市災害見舞金等支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内に発生した災害による被災者及びその遺族に対し、応急対策として市から災害見舞金及び死亡弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、洪水、豪雪、地震その他異常な自然災害又は火災により被害が生ずることをいう。

(2)　被災者　災害により被害を受けた家屋に現に居住する世帯の世帯主又はこれに準ずる者、市内に居住する者で災害により１０日以上の入院を要する重傷を負った者及び災害により死亡した者をいう。

（被害程度の認定）

第３条　被害の程度は、被害状況を調査、確認のうえ認定するものとする。ただし、火災被害の認定については、消防本部から報告の被災程度を重視するものとする。

（見舞金等の支給）

第４条　市は、被災者又はその遺族に対し、被害の程度に応じて、別表に定めるところにより見舞金等を支給する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（見舞の時期）

第５条　見舞金等は、速やかに被災者又は遺族に支給しなければならない。

（遺族の範囲等）

第６条　死亡弔慰金を支給する遺族は、死亡した者の死亡時において、死亡した者と生計を同じくしていた次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）

(2)　共に三田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和元年１０月１１日施行）第６条に規定するパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓証カードの交付により受領証明を受けた者

(3)　子

(4)　父母

(5)　孫

(6)　祖父母

(7)　兄弟姉妹

２　給付を受けるべき遺族の順位は、前項に規定する順序とする。

３　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

４　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

５　前３項の場合において、災害見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（摘要除外）

第７条　市は、第４条の規定に該当する場合であっても、被災者の故意によるものと市長が認めたときは、見舞金等は支給しないことがある。

２　この要綱は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受けた災害については適用しない。

３　市は、条例の規定による災害弔慰金の支給が行われたときは、この要綱による死亡弔慰金は支給しないものとする。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、見舞金等の支給について必要な事項は、市長が定める。

付　則

この要綱は、昭和５４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、昭和６３年４月１日から施行する。施行の日以後に生じた災害から適用する。

付　則

この要綱は、平成２０年１１月１０日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年５月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の三田市災害見舞金等支給要綱第６条の規定は、施行日以後に生じた災害に係る災害見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る災害見舞金については、なお従前の例による。

別表（第４条関係）

被害程度	見舞金等の額
全　壊 全　焼 全流失	１世帯につき　３０，０００円
半　壊 半　焼 半流失	１世帯につき　２０，０００円
床上浸水	１世帯につき　　５，０００円
死　　者	１人につき　　２０，０００円
重 傷 者	１人につき　　１０，０００円

備考

１　世帯とは、生計を同じくする実際上の生活単位をいう。

２　全壊、全焼及び全流失とは、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の

７０％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。

３　半壊、半焼及び半流失とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合２０％以上５０％未満のものとする。

４　破壊消防による全壊及び半壊は、この表の全壊及び半壊として取り扱う。

【資料4-1-3-2】

日本赤十字社三田市地区災害見舞金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内に発生した災害による被災者に対し、応急対策として日本赤十字社三田市地区から災害見舞金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、洪水、豪雪、地震その他異常な自然災害又は火災により被害が生ずることをいう。

(2)　被災者　災害により被害を受けた家屋に現に居住する世帯の世帯主又はこれに準ずる者、市内に居住する者で災害により10日以上の入院を要する重傷を負った者をいう。

（被害程度の認定）

第３条　被害の程度は、被害状況を調査･確認のうえ認定するものとする。ただし、火災程度の認定については、消防本部から報告の被災程度を重視するものとする。

（見舞金の支給）

第４条　地区長は、被災者に対し、被害の程度に応じて、予算の範囲内において別表に定めるところにより見舞金を支給する。

（見舞の時期）

第５条　見舞金は、速やかに被災者又に支給しなければならない。

（適用除外）

第６条　地区長は、第４条の規定に該当する場合であっても、被災者の故意によるものと地区長が認めたときは、見舞金は支給しないことがある。

２　この要綱は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受けた災害については適用しない。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給について必要な事項は、地区長が定める。

付　則

この要綱は、平成２０年１１月１日から施行する

付　則

この要綱は、平成２２年１月１０日から施行する

別表（第４条関係）

被害程度	見舞金の額
全　壊 全　焼 全流失	１世帯につき　２０，０００円
半　壊 半　焼 半流失	１世帯につき　１０，０００円
床上浸水	１世帯につき　　５，０００円
重 傷 者	１人につき　　１０，０００円

備考

１　世帯とは、生計を同じくする実際上の生活単位をいう。

２　全壊、全焼及び全流失とは、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。

３　半壊、半焼及び半流失とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合２０％以上５０％未満のものとする。

４　破壊消防による全壊及び半壊は、この表の全壊及び半壊として取り扱う。

【資料4-1-4】災害弔慰金の支給等の概要

1　弔慰金・見舞金等

<table>
<tr><th>区分</th><th>対象となる災害</th><th>支給対象者及び支給額</th><th>実施主体</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>災害弔慰金・災害障害見舞金</td><td>(1) 市内で5以上の住居の滅失
(2) 県内において住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上ある災害
(3) 災害救助法の適用が1市町村以上あれば、県内全市町村対象
(4) 災害救助法が適用された市町村を含む都道府県が2以上ある災害</td><td>【災害弔慰金】
生計維持者　５００万円
その他の者　２５０万円
（死亡者1人当たり）
【災害障害見舞金】
（法に掲げる障害となった場合）
生計維持者　２５０万円
その他の者　１２５万円</td><td>市</td><td>※法律にもとづき市で条例措置</td></tr>
<tr><td>兵庫県災害援護金</td><td>【自然災害】
(1) 1の市町の区域内の被害数が5以上あるとき
(2) 知事が特に必要があると認めたとき

【その他の災害】
(1) 災害救助法による救助が実施されたとき
(2) 知事が特に必要があると認めたとき</td><td colspan="3">【災害援護金】
・県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重症の被災者
・当該救助が実施された市町の区域内に住所を有する被災世帯主
・知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重症の被災者

<table>
<tr><th>災害種別</th><th>被害の種別</th><th>災害援護金の額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">自然災害</td><td>住家の全壊、全焼又は流失</td><td>1世帯につき　20万円</td></tr>
<tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>1世帯につき　10万円</td></tr>
<tr><td>住家の一部損壊（損害割合10％以上）又は床上浸水</td><td>1世帯につき　5万円</td></tr>
<tr><td>重傷の被災者</td><td>1人につき　3万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の災害</td><td>住家の全壊又は全焼</td><td>1世帯につき　5万円</td></tr>
<tr><td>住家の半壊又は半焼</td><td>1世帯につき　3万円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>兵庫県死亡見舞金</td>
<td>県の区域内
【自然災害】
(1) 自然災害により死者が生じたとき
(2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき

【その他の災害】
(1) 災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者が生じたとき
(2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき

県の区域外（国内に限る）
(1) 自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき
(2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき</td>
<td>【死亡見舞金】
・当該災害による死亡者の遺族（但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者の遺族を除く。）
・知事が特に必要があると認める災害による死亡者の遺族

<table>
<tr><th>災害種別</th><th>災害の発生した場所</th><th>死亡見舞金の額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">自然災害</td><td rowspan="2">県の区域内</td><td>死亡した県民等1人につき
20万円</td></tr>
<tr><td>死亡した県民等以外の者1人につき
6万円</td></tr>
<tr><td>県の区域外</td><td>死亡した者1人につき
20万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他の災害</td><td rowspan="2">県の区域内</td><td>死亡した県民等1人につき
10万円</td></tr>
<tr><td>死亡した県民等以外の者1人につき
6万円</td></tr>
<tr><td>県の区域外</td><td>死亡した者1人につき
10万円</td></tr>
</table>
備考　この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。
(1)　県の区域内に住所を有する者
(2)　県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
(3)　県の区域内の学校に在学する者
(4)　その他これらに類する者</td>
</tr>
</table>

２　貸付金等

<table>
<tr><th>区分</th><th>対象となる災害</th><th>支給対象者及び支給額</th><th>実施主体</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>災害援護資金</td><td>県の区域内で災害救助法が適用された市町が１以上ある自然災害</td><td>【災害援護資金】
被災した市民である世帯主で、
・ 世帯主の療養におおむね１月以上要する
・ 住居又は家財の損害が価額のおおむね１／３以上
等である場合が対象
①条件
（世帯の総所得が下記を越えるものには貸付を行わない）
<table><tr><th>世帯人員</th><th>所得制限額</th></tr><tr><td>１人</td><td>２２０万円</td></tr><tr><td>２人</td><td>４３０万円</td></tr><tr><td>３人</td><td>６２０万円</td></tr><tr><td>４人</td><td>７３０万円</td></tr><tr><td>５人以上</td><td>一人増すごとに３０万円を加算</td></tr></table>１人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は1,270万円。
②貸付限度額
<table><tr><th rowspan="2">被害の種類・程度</th><th colspan="2">世帯主の負傷</th></tr><tr><th>あ　り</th><th>な　し</th></tr><tr><td>家財損害、住居損害なし</td><td>１５０万円</td><td>―</td></tr><tr><td>家財損害あり、住居損害なし</td><td>２５０万円</td><td>１５０万円</td></tr><tr><td>住居の半壊</td><td>２７０万円
（３５０万円）</td><td>１７０万円
（２５０万円）</td></tr><tr><td>住居の全壊</td><td>３５０万円</td><td>２５０万円
（３５０万円）</td></tr><tr><td>住居全体の滅失、流失</td><td>―</td><td>３５０万円</td></tr></table>（　）額は、残存部分の取り壊し等の事情のある場合
③利率等
貸付利率　年３％以内で条例で定める率
（措置期間中は無利子）
償還期間　１０年</td><td>市</td><td>据置期間
（３年間）
は無利子</td></tr>
</table>

区分	対象となる災害	支給対象者及び支給額	実施主体	備　　考
生活福祉資金		【生活福祉資金】 ○災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 （市の「災害援護資金」貸付対象者は原則除外） ①条件　低所得者世帯 障害者世帯 高齢者世帯 ②貸付限度額 １５０万円以内 ③利率等 貸付利率　年１．５％ （連帯保証人を立てる場合は無利子） 据置期間　１年以内 償還期間　７年以内 ○生業のために必要な経費 貸付限度額 低所得世帯　280 万円 障害者世帯　460 万円 ○技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 貸付限度額 技能を習得する期間が、 ６月程度 130 万円 １年程度 220 万円 ２年程度 400 万円 ３年以内 580 万円	都道府県社会福祉協議会	※窓口は、市の社会福祉協議会

【資料4-1-5】

被災者等の支援に関する

各種制度の概要

―　制度一覧　―

- 住宅建設資金等の償還の全部または一部を、猶予または免除する
- 市県民税の減免
- 固定資産税（都市計画税）の減免
- 納税の猶予
- 納税の猶予の場合の延滞金の免除
- 地域集会所整備事業補助金
- 下水道使用料（公共・生排）の減免
- 受益者負担金の減免
- 受益者分担金の減免
- ごみ処理手数料の減免
- し尿処理手数料の減免
- 保育料の減免
- 浸水発生時の消毒（防疫）実施
- 災害弔慰金の支給
- 災害障害見舞金の支給
- 災害援護資金の貸付
- 災害見舞金支給１
- 災害見舞品支給
- 災害見舞金支給２
- 災害見舞金支給３
- 国民健康保険税の減免
- 国民健康保険自己負担金の減免・支払猶予
- 後期高齢者医療の自己負担金の減免
- 福祉医療費助成制度の特例適用、自己負担額減免
- 介護保険料の減免
- 介護保険居宅介護サービス費（介護予防サービス費）等の額の特例
- 農業近代化資金利子補給補助金（美しい村づくり資金の天災資金を借り入れた場合）
- 農地災害復旧事業
- 農業用施設災害復旧事業
- 山地災害林地崩壊防止事業
- 県単独補助治山事業
- 市単独土地改良事業(小災害)
- 市営住宅への特定入居
- 市営住宅の目的外使用
- 確認申請手数料等の免除
- 教科書の無償給与又は無償配布

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び連絡先
住宅建設資金等の償還の全部または一部を、猶予または免除する	（1）災害その他特別の事情により、借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるとき （2）災害その他借受人の責めに帰することができない理由により、借受人が貸付けを受けて建設（または改修）した住宅が滅失したとき	・三田市住宅建設資金貸付条例（平成8年度末廃止）、三田市住宅改修資金貸付条例（平成17年度末廃止）、三田市住宅用地取得資金貸付条例（基準等（1）のみ該当、平成8年度末廃止）※廃止時に「償還その他の行為については従前の例による」との付則有り	**※現在は、廃止されている制度であり、既に資金を借受された償還者のみ対象**	人権推進課 559-5148
市県民税の減免	前年中の合計所得金額が1000万円以下で、自己(控除対象配偶者及び扶養親族を含む。)の所有にかかる住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等で補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の3割以上と認められる者について災害発生日以後に納期限が到来する納期限分について下記の割合で減免。 〇前年中の合計所得金額が500万円以下 ・損害割合が3割以上5割未満…1/2相当額 ・損害割合が5割以上…全額 〇前年中の合計所得金額が500万円超750万円以下 ・損害割合が3割以上5割未満…1/4相当額 ・損害割合が5割以上…1/2相当額 〇前年中の合計所得金額が750万円超1000万円以下 ・損害割合が3割以上5割未満…1/8相当額 ・損害割合が5割以上…1/4相当額	三田市税条例51条第1項第5号 三田市市税条例施行規則 第6条第8号	個々に発生した災害による被災者に対する減免であり、市の区域内に広範囲に発生した被災者の減免については、その都度条例等を定めて対応。	税務課 市民税係 559-5053
固定資産税（都市計画税）の減免	震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害若しくはその価値を著しく減じたと認められる固定資産	三田市市税条例 第71条1項3号 三田市市税条例施行規則 第9条1項4号 三田市都市計画税条例 第7条	被害の程度が2割以下のとき、適用されない	税務課 資産税係 559-5054 559-5055
納税の猶予	地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が、その財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき、地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基き、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。	地方税法 第15条第1項第1号		収納対策課 559-5043 559-5014

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び連絡先
納税の猶予の場合の延滞金の免除	上記災害等による徴収の猶予をした場合には、その猶予した地方税に係る延滞金額のうち、当該災害等による徴収の猶予した期間に対応する部分の金額に相当する期間(延滞金が年14.6%の割合により計算される期間に限る。)に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を免除する。	地方税法 第15条の9第1項		収納対策課 559-5043 559-5014
地域集会所整備事業補助金	当該補助金は、交付要綱第10条において、補助金を利用して改修や修繕を行うと、以後10年間は同要綱の適用を受けることができない旨規定されているが、災害等において、使用に耐えなくなった場合は、同条の適用除外となる。	三田市地域集会所整備事業補助金交付要綱 第10条ただし書 及び第1号	補助率や上限額には特例措置はない。 予算の関係ですぐには対応できない。	地域づくり推進課 559-5046
下水道使用料(公共)の減免	市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例で定める使用料又は手数料を減免することができる。	三田市下水道条例 第22条		経営管理課 経営係 559-5120
下水道使用料(生排)の減免	非常災害等による被災者が生活困窮の状態にあるとき 使用料の全額免除又はその都度市長が定める額の減額	三田市生活排水処理施設条例　第19条 三田市生活排水処理施設施行規則 第12条第1項第3号		経営管理課 経営係 559-5120
受益者負担金の減免	その状況により負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	三田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第8条第2項第6号		経営管理課 経営係 559-5120
受益者分担金の減免	市長は、天災その他特別の理由がある場合において、必要があると認めるときは、三田市生活排水処理事業受益者分担金徴収条例第3条の分担金の全部若しくは一部を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。	三田市生活排水処理事業受益者分担金徴収条例 第6条		経営管理課 経営係 559-5120
ごみ処理手数料の減免	天災を受けた者が、その天災により発生したごみを処分する場合において、ごみ処理手数料を減額又は免除することができる。(ただし、一般廃棄物に限る)	三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第12条 三田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第7条第1号		クリーンセンター 563-5551
し尿処理手数料の減免	天災を受けた者	三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条 三田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則 第7条第1号		クリーンセンター 563-5551

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び連絡先
保育料の減免	納付義務者が災害等により自己が所有しかつ生活の用に供している資産について著しく損害をこうむった時に保育料を減免することができる。減免率は、減免対象となる保育料算定の基礎となった1年間の収入額の内に損害が占める割合による。 損害額/前年収入額　保育料の減免率 80%以上　100% 50%以上80%未満　80% 30%以上50%未満　50% 30%未満　却下	・三田市保育料減免取扱基準 第2条第1項 第1号	・減免の適用期間は、減免申請を最初に行った日の属する月から当該減免事由の消滅する月までとし、6か月を限度とする。 ・災害とは、震災、風水害、落雷などの天災のほか、自己の意思によらない火災その他事故により、自己が所有しかつ使用する家屋家財について損害を受けた場合をいう。	保育振興課 559-5073
浸水発生時の消毒(防疫)実施方法	床上・床下浸水した施設等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第29条第2項	県から消毒の指示を受けて実施	健康増進課 559-6155
災害弔慰金の支給	自然災害により被害を受けた遺族等	災害弔慰金の支給等に関する条例	自然災害により被害を受けた遺族	地域福祉課 559-5069
災害障害見舞金の支給	自然災害により被害を受けた方			
災害援護資金の貸付	自然災害により被害を受けた世帯			
災害見舞金支給1	自然災害又は火災により被害を受けた方及び世帯	三田市災害見舞金等支給要綱	災害救助法の摘要を受けた災害については摘要しない。 災害弔慰金の支給が行われたときは、死亡弔慰金は支給しない。	
災害見舞品支給	自然災害又は火災により被害を受けた方及び世帯	日本赤十字社兵庫県支部災害見舞金品の支給事務手引	災害救助法の摘要を受ける災害は除く。	
災害見舞金支給2	災害により死亡した方の遺族に対し、支給			
災害見舞金支給3	自然災害又は火災により被害(死亡を除く)を受けた方及び世帯	日本赤十字社 三田市地区災害見舞金支給要綱	災害救助法の適用を受ける災害は除く	

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び連絡先
国民健康保険税の減免	⑴世帯主又はその世帯に属する被保険者が自ら所有し、かつ、使用する家屋・家財について、災害を受けた損害の程度が3割以上5割未満(保険等で補てんされる金額を除く。)の世帯 ⑵世帯主又はその世帯に属する被保険者が自ら所有し、かつ、使用する家屋・家財について、災害を受けた損害の程度が5割以上(保険等で補てんされる金額を除く。)の世帯	三田市国民健康保険税条例 第13条第1項 第1号 三田市国民健康保険税条例施行規則 第3条	災害等 ： 震災、風水害、落雷等の天災のほか、自己の意思によらない火災をいう。	国保医療課 資格収納係 559-5050
国民健康保険自己負担金の減免・支払猶予	1 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。 2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。 上記理由により、月平均所得金額の生活保護基準に対する割合が1．3以下になる場合であって、一部負担金支払のため、その利用し得る資産又は能力を有する場合は、すべてこれを利用してなお支払の困難な場合	国民健康保険法 第44条 三田市国民健康保険一部負担金減免猶予取扱規則	3ヶ月間を基本とし、更新は1回のみ（最長6ヶ月間）収入の程度により、全額免除から支払猶予まで4段階に分かれています。	国保医療課 給付係 559-5049
後期高齢者医療の自己負担金の減免	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、医療を受ける者の属する世帯の生計を維持する者が死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したときその他これらに類する自由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められる場合	高齢者医療の確保に関する法律 第69条 同法施行規則 第33条	減免の期間は、申請のあった日から6ヶ月を超えない日までとし、同一事由に基づく再度の減免は不可	国保医療課 給付係 559-5049
福祉医療費助成制度の特例適用、 自己負担額減免	受給者が被災等により、以下の状態にある場合 ア 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、受給者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、重度の障害者となり、収入が前年の概ね１０分の６以下に減少し、又は、資産に重大な損害（被害金額（保険金、損害賠償金等により補填された金額を除く。）がその財産の価格の概ね１０分の４以下をいう。）を受けたとき。 イ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が前年の１０分の６以下に減少したとき。 ウ 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき	三田市福祉医療費助成条例 第3条第2項及び第4条第4項 三田市福祉医療費助成条例施行規則 第8条	減免の期間は、当該事由の発生した日の属する月の初日から6月を限度	国保医療課 給付係 559-5049
介護保険料の減免	第1号被保険者（65歳以上）又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたときに保険料を減額又は免除することができる。	三田市介護保険条例 第14条第1項 三田市介護保険条例施行規則 第8条第1項 第1号	火災：自己の意思によらない火災をいう。	介護保険課 資格管理係 559-5077

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び連絡先
介護保険居宅介護サービス費(介護予防サービス費)等の額の特例	介護保険法第50条及び第60条に規定する以下の特別な事情により、介護保険サービスにかかる自己負担額の負担が困難であると市が認めた要介護等認定者に対して介護給付を増額し、自己負担額の軽減を行う。 ⑴要介護等認定者又は属する世帯の生計中心者が、震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 ⑵要介護等認定者の属する世帯の生計中心者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 ⑶要介護等認定者の属する世帯の生計中心者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 ⑷要介護等認定者の属する世帯の生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	介護保険法 第50条、第60条 介護保険法施行規則 第83条、第97条	事由発生日から1年以内まで申請可能 軽減期間は、申請のあった月の1日から事由発生日の1年後の属する月の前月末まで 軽減は、要介護等認定者に対して95％～100％の介護給付を行う。	介護保険課 認定給付係 559-5078
農業近代化資金利子補給補助金(美しい村づくり資金の天災資金を借り入れた場合が該当)	市町村長の被害認定を受けた農林漁業者、組合 ①農機具の損壊、家畜のへい死等のために再購入に必要な資金 ②漁具の損壊等において、復旧に必要な資金 ③漁船の損壊等のため建造または取得に必要な資金 ④組合が所有し、または管理する生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに必要な資金 融資機関は、農協、県信農連、農林中金、銀行等	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和３０年法律第１３６号） 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）	天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、経営等必要な資金の融通を円滑にする目的貸付限度額、金利、利子補給、融資枠等は、災害の都度設定される。 市としての支援は、特別融資制度推進会議での認定により利息の一部を支援	農業振興課 559-5089
農地災害復旧事業	・最大24時間雨量が80mm以上または、最大時間雨量20mm以上 ・復旧事業費40万円以上	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	確定申告時に工事負担額を経費として申請できる。	農村整備課 農業土木係 559-5095
農業用施設災害復旧事業	・最大24時間雨量が80mm以上または、最大時間雨量20mm以上 ・復旧事業費40万円以上 ・受益者2名以上			
山地災害林地崩壊防止事業	・内閣府の激甚災害指定地・人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与える恐れのあるもの ・事業費200万以上 ・崩壊の原因が人為的なもの、経済効果の少ないもの等は、採択されない。	兵庫県林地崩壊防止事業補助金交付要綱	山林による所得がなく、税の負担がない場合、工事負担額の税の減免措置の対象とはならない。	農村整備課 農村振興係 559-5090

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び連絡先
県単独補助治山事業	山地災害復旧 1箇所の事業費が2,000千円以上、70,000千円未満のものであって次の(1)、(2)のいずれかに該当するもの。 (1)　5戸未満の人家の保護 (2)　市町等が管理する公共施設(公民館、道路等)の保護	兵庫県林地崩壊防止事業補助金交付要綱		農村整備課 農村振興係 559-5090
三田市農業災害復旧支援補助金交付要綱	国庫補助の対象となる農業災害復旧事業の採択基準を満足し、一農地又は受益戸数2戸以上の一農業用施設 事業費が20万円」以上 他の補助の適用を受けるものを除く	三田市農業災害復旧支援補助金交付要綱		農村整備課 農業土木係 559-5095
市営住宅への特定入居	災害(地震、暴風雨、洪水、高潮、火災等で、事業主体が広く災害と認めたものをいう、なお、火災において失火により火元となった住宅の住民は含めない)により住宅に困窮することとなった者で、市が発行する罹災証明書があり、かつ、三田市営住宅入居資格を満たす者 例外:被災市街地復興特別措置法第5条第1項第1号(都市計画区域で発生した大規模な災害で相当数の住宅が滅失したこと)の災害の発生した日から起算して3年間は、同法第21条に規定する当該区域内において実施される復興事業により当該区域からの移転が必要な者(いわゆる正当な事由により立退きを求められている者)にあっては、入居資格を全て満たすものとみなす。ただし、収入基準を超過している者にあっては、入居後3年を経過した後に収入超過・高額所得の認定を受けた場合に明渡し努力義務・明渡し義務がそれぞれ発生し、割増家賃又は近傍同種家賃を課すこととなる。	・公営住宅法第22条 ・三田市営住宅の設置及び管理に関する条例 第5条第1号及び第7条第3項	三田市営住宅入居資格 (1)現に三田市内に住所があるか、勤務先があること (2)現に同居する親族があり、その関係が親子又は夫婦であること(単身向け住宅は追加資格要件(年齢等)を満たすこと。)。 (3)市営住宅入居資格収入基準(政令月収額)に合致すること(～平成19年度20万円/月、平成20年度～15.8万円/月)。 (4)現に住宅に困窮していること ・滅失、損壊した住宅が持ち家である場合は、当初目的外使用による対応とし、再建する意志が無い場合で、かつ、持ち家の処分が確認できた場合には特定入居に移行することが可能。 ・借家であっても家賃に滞納がある場合は不可 (5)連帯保証人(独立した生計を営み、申込者と同程度以上の収入があること。)が1名必要 あくまで公募の例外であり、入居資格を全て満たしていることが必要です。また、当該事由発生時点で入居可能な空き家が無い場合は対応できません。	生活福祉課 559-5951

該当項目	基準等	根拠法令等	備考	担当課名及び連絡先
市営住宅の目的外使用	災害(地震、暴風雨、洪水、高潮、火災等で、事業主体が広く災害と認めたものをいう、なお、火災において失火により火元となった住宅の住民は含めない)により住宅に困窮することとなった者で、市が発行する罹災証明書があり、三田市営住宅入居資格を満たさない者	地方自治法第238条の4第4項	・使用期間は1カ月単位で原則3カ月以内、最長6カ月間 ・使用料は使用者の収入により無償～当該住宅の近傍同種家賃の間で決定する。 あくまで緊急避難的措置であり、できるだけ速やかに現住宅の再建もしくは代替住宅の確保を行って頂く必要がある。また、本来入居者の入居を阻害する場合には認められない。	生活福祉課 559-5951
確認申請手数料等の免除	建築物が災害を受けたことにより建築物の建築又は大規模の修繕若しくは模様替(以下この条において「建築等」という。)をしようとする場合とする。	三田市手数料条例第3条第2項 三田市建築基準法施行細則第5条		審査指導課 建築指導係 559-5115
教科書の無償給与又は無償配布	災害により被災した児童・生徒の教科書のうちで滅失・毀損したものについて、補給を行う。			学校教育課 559-5136
	⑴ 災害救助法が適用された地域の児童・生徒	・災害救助法第4条第1項第8号 ・災害救助に関する手続き等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58条）第5条（別表第1）		
	⑵ 災害救助法が適用されない地域の要保護・準要保護者の児童・生徒	・教科書供給業務取扱規定第２８条 ・被災児童・生徒に対する教科書の補給に関する処理要項		

【資料4-2-1】　中小企業融資一覧

	三田市中小企業融資	日本政策金融公庫 災害貸付 （一般貸付・特別貸付） ※各融資制度と併用	兵庫県制度融資 経営円滑化貸付 （経営安定資金）
対象	市内において６カ月以上同一事業を営む中小企業者	別に指定された災害により、直接又は間接的に被害を受けた中小企業	県が指定する災害により被害を受けた者
貸付金額	中小企業振興長期資金 運転資金・設備資金あわせて2,000万円まで 小規模事業資金 事業資金2,000万円まで	各融資制度の限度額に1災害あたり3,000万円を上乗せ	災害の規模・態様に応じて制度設計
償還期間	７年以内 (6カ月以内据置可)	一般貸付 10年以内（2年間据置可） 特別貸付 各融資制度の返済期間以内	
貸付利率	年1.67%	各融資制度に定められた利率	
問合せ	産業政策課 079-559-5085	日本政策金融公庫神戸支店 中小企業事業　078-362-5961 国民生活事業　0570-06-1468	県産業労働部　地域経済課 078-362-3321

その他の融資相談先

・商工組合中央金庫　神戸支店　　ＴＥＬ　０７８－３９１－７５４１

・阪神北県民局　地域振興課　　ＴＥＬ　０７９７－８３－３１５６

【資料 5-1】風水害履歴

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
明治36年 7月6～8日	不明	詳細不明 連続雨量　178㎜ 日最大雨量　152㎜	詳細については不明 「平成６年度三田市地域防災計画書」に左記内容の記述がある。	不明
明治36年 7月19～25日	不明	詳細不明 連続雨量　262㎜ 日最大雨量　85㎜	詳細については不明 「平成６年度三田市地域防災計画書」に左記内容の記述がある。	不明
明治40年 8月23～26日	台風	台風は、紀伊半島に上陸し、内地を横断した。 連続雨量　295㎜ 日最大雨量　216㎜	詳細については不明 「平成６年度三田市地域防災計画書」に左記内容の記述がある。 県下全域で死者11名、全壊・流失住家134戸 三田市の被害は不明	不明
昭和13年 7月1～5日	梅雨前線による豪雨	６月初旬以来断続して降っていた雨は、３日から５日にかけて益々強さを加え、六甲山系を中心として各地の山地で大崩等が発生した。 連続雨量　233㎜ 日最大雨量　97㎜	六甲大水害として有名 県下の死者731人、内神戸市は616人、全壊・流失住家5,492戸 三田市の被害は不明	不明
昭和20年 10月7～11日	阿久根台風	台風は九州南西部に上陸、その後進路を北東により、瀬戸内海から中国地方に縦断した。 連続雨量　387㎜ 日最大雨量　246㎜	県下全域で被災世帯1,038戸、死傷者35人、全壊･流失住家62戸以上 三田市では鉄道福知山線武田尾付近で土砂崩れが発生し、14日間不通となった。神戸電鉄終点付近が浸水した。	死者4人 行方不明7人
昭和35年 8月29 ～9月1日	16号台風	台風16号は８月29日14時四国に上陸し、高知市、岡山市付近をへて19時鳥取市付近を通過し日本去った。 連続雨量　249㎜ 日最大雨量　227㎜ 時間雨量　42.5㎜	県下全域で被災者88,431人、被災世帯20,417戸、死者32人、全壊住家68戸、流失48戸	家屋被害　家屋倒壊1戸 床下浸水100戸 橋梁の流失　７ヶ所 道路損壊　４ヶ所 堤防決壊　１ヶ所 山崩れ　３ヶ所 田畑冠水　20ha

年 月 日	原　因	気 象 状 況	災 害 の 概 況	三 田 市 の 被 害
昭和36年 6月24～28日	梅雨前線による集中豪雨	梅雨前線の停滞と台風６号の影響により24日から28日にかけて数次にわたり豪雨があり、阪神間を中心に記録的な降雨があった。 連続雨量　314㎜ 日最大雨量　116㎜ 時間雨量　48㎜	県下全域で被災者319,536人、被災世帯71,978戸、41人、全壊住家119戸、流失204戸、三田市に災害救助法適用 ○三田市ほか、８市２町に災害救助法適用	家屋被害　床下浸水150戸 田畑冠水　140ha ため池損壊　２ヶ所
昭和37年 6月7～10日	梅雨前線による豪雨	梅雨前線が活発化し、８日から11日にかけて記録的な降雨を もたらした。 連続雨量　203㎜ 日最大雨量　164㎜ 時間雨量　28㎜	県下全域で被災者29,146人、被災世帯67,281戸、死者1人、全壊住家3戸、流失2戸	家屋被害　床上浸水110戸 床下浸水372戸 橋梁の流失　１ヶ所 道路損壊　２ヶ所 堤防決壊　２ヶ所 田畑冠水　433ha
昭和39年 9月25日	台風20号	台風20号は、24日17時九州大半島に上陸その後北東に進路をとり、四国の宇和島、多度津を通過、25日午前5時岡山県南部に達し、5時過ぎ佐用町から北東に兵庫県を縦断し、若狭湾に通り抜けた。 日最大雨量　123㎜	県下全域で被災者97,886人、被災世帯26,09戸、　死者8人、全壊住家243戸、流失190戸	家屋浸水34戸 建築関係　8,174千円 農業土木関係　30,988千円 公共施設関係　2,835千円

年 月 日	原 因	気 象 状 況	災 害 の 概 況	三 田 市 の 被 害
昭和40年 9月8日～10日 13日～18日	台風23号・24号および秋雨前線による豪雨	(1)台風23号は、9月10日8時頃高知県に上陸し、剣山を超えて10時30分過ぎ播磨灘から姫路市付近に上陸、その後毎時70㎞の速度で兵庫県中部を北上し豊岡市付近を通って12時頃日本海に通り抜けた。 連続雨量　149㎜ 日最大雨量　67㎜ 時間雨量　60.5㎜ (2)本邦南岸沿いに停滞していた秋雨前線は太平洋上を北上 据置期間してきた台風24号の刺激をうけ、俄然活動が活発化し、13日夕刻から16日にかけて兵庫県南、中、西部を中心に300～800㎜の豪雨をもたらした。 また、太平洋上を北東進してきた台風24号は超大型台風に発達しながら夕刻志摩半島東部に上陸し、本土を縦断した。 連続雨量　424㎜ 日最大雨量　151㎜ 時間雨量　21.5㎜	県下全域で被災者1,102,729人、被災世帯267,463　戸、死者39人、全壊・流失住家1,584戸、三田市に災害救助法適用 ○三田市ほか、１２市４１町に災害救助法適用	人的被害　重傷1人、軽傷4人 家屋被害　全壊33戸 半壊102戸、 床上浸水287戸 床下浸水1,086戸 建設関係　146件　39,150千円 農業土木関係 317件　50,700千円 教育施設　21件　26,399千円 その他施設 221件　5,721千円
昭和45年 6月14日	梅雨前線による豪雨	梅雨前線の活動が活発になり 、西日本各地大雨	県下全域で被災世帯1,576戸、全壊住家2戸	三田市内の被害についての具体的資料は見あたらない。

年 月 日	原　因	気 象 状 況	災 害 の 概 況	三 田 市 の 被 害
昭和47年 6月7～8日	台風くずれの低気圧による大雨	7日から8日未明にかけて、台 風3号くずれの低気圧が梅雨前線を刺激し、大雨に見舞われ、兵庫県下各地で崖崩れ、山崩れが相次ぎ、特に三田市で時間雨量63㎜を記録する大雨となった。 連続雨量　114㎜ 日最大雨量　114㎜ 時間雨量　61㎜	県下全域で被害者35,705人、被災世帯7,146戸、死者6人、全壊・流失住家7戸、床上浸水22戸、床下浸水6,908戸	家屋被害　床上浸水　1戸 床下浸水418戸 建設関係　193件 101,410千円 農業土木関係 893件 373,700千円 教育施設　8件　701千円 市有施設 4件　700千円
昭和47年 7月9～15日	昭和47年7月豪雨	日本列島に腰を据えた湿舌を伴う梅雨前線は全国各地で豪雨をもたらした。兵庫県下でも7月9日から13日に断続的な豪雨に見舞われ各地で土砂崩れ、山崩れ、河川決壊などの被害が相次いだ。 連続雨量　219㎜ 日最大雨量　115㎜ 時間雨量　34㎜	県下全域で全壊住家9戸、半壊住家19戸、床上浸水228戸、床下浸水5,877戸	三田市内の被害についての具体的資料は見あたらないが、三田市にも被害があった模様。

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
昭和51年 9月8～13日	前線及び台風17号による豪雨	9月4日、ｶﾛﾘﾝ群島に発生した台風は、沖縄付近の海上を北上し、11日朝から12日朝迄の約1日間、九州南西海上に停滞した後13日午前1時40分頃長崎市付近に上陸し、九州北部を経て日本海に抜けた。またこの台風17号の影響により、当時日本付近に停滞していた前線が刺激され、兵庫県下全域に豪雨をもたらした。 連続雨量　248.5mm 日最大雨量　82mm 時間雨量　24mm	県下全域で被災者283,658人、被災世帯74,903戸、死者19人、全壊・流失住家124戸 三田市の降雨状況 8日　58.0mm　9日　82.0mm　10日　71.0mm 11日　5.5mm　12日　11.0mm　13日　21.0mm 武庫川水位（最高水位2.6m） 8～9日　2.10m　10日　2.60m午後９時 11日　2.45m　12日　1.30m 13日　1.20m 配備体制及び出動人員数（三田市） 延総人員　887人 市職員　215人（消防署職員を含む） 消防団（水防団）535人	床下浸水　51戸 道路及び橋梁被害　15箇所 9,381千円 河川の損壊 42箇所 52,150千円 ため池の損壊 10箇所 20,200千円 農業用水路の損壊　26箇所 15,950千円 農地の損壊 92箇所 39,050千円 田畑の冠水等438ha 95,055千円 その他農業用施設の被害 頭首工　6箇所 橋梁1箇所　12,650千円 被害金額合計　264,436千円
昭和53年 6月16日	昭和53年6月15日から16日にかけての梅雨前線による大雨	15日から16日にかけての梅雨前線により兵庫県南東部で大雨 連続雨量　115mm 日最大雨量　115mm 時間雨量　53.3mm	武庫川水位（最高水位2.85m） 配備体制及び出動人員（三田市） 市職員　135人（消防署職員を含む）	床上浸水　5戸 床下浸水　288戸 道路及び橋梁被害　46箇所48,862千円 河川の損壊 58箇所148,096千円 ため池の損壊 36箇所 43,000千円 農業用水路の損壊　78箇所 33,000千円 （頭首工）いせきの損壊 16箇所　23,000千円 その他農業用施設の被害 農道35箇所　18,000千円 けい畔303箇所　105,000千円 橋梁5箇所　5,000千円 農作物　293ha　50,355千円 急傾斜地崩壊　1箇所 被害金額合計　474,313千円

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
昭和55年 10月13～14日	昭和55年10月13日～14日の台風19号による大雨	13日から14日の台風19号による大雨により土木施設及び農林水産施設に被害があった。	住家・人に対する被害は無かった模様	三田市内の被害についての具体的資料は見あたらない。
昭和57年 7月9日	昭和57年7月9日雷雨による大雨降ひょうの災害	9日雷雨による大雨、降ひょうの災害により住家・公共施設及び農林水産施設に被害があった。 総雨量　52㎜ (17時10分～18時)	特に三田市に被害が集中した。	床下浸水　48戸（三田、三輪、志手原） 道路被害　6箇所　18,114千円 河川の損壊 6箇所　15,680千円 農地の損壊 41箇所 15,000千円 農業用水路の損壊　5箇所　5,000千円 ため池の損壊 5箇所　25,000千円 農作物の被害　433ha 129,710千円 被害金額合計　208,504千円
昭和57年 8月1～2日	昭和57年8月1～2日にかけての台風10号による兵庫県の暴風雨	1日から2日にかけての台風10号による兵庫県の暴風雨により人的、住家、公共土木施設及び林水産施設等に被害があった。 連続雨量　115㎜ 日最大雨量　101㎜ 時間雨量　16㎜ (1日23～24時)	県下全域で被災者2,120人、被災世帯578戸、 死者　2人、全壊・流失住家1戸 武庫川水位 (最高水位3.52m 8月2日午前4時30分下田中測定所) 配備体制及び出動人員（三田市） 延総人員　1,289人 市職員　89人（消防署職員を含む） 消防団　延1,200人 8月1日9時　600人 8月2日0時　600人 8月1日19時　特別配備体制 8月1日21時　水防本部の設置 8月2日 0時　水防１号指令発令 8月2日 9時　水防指令解除	住家一部損壊　1戸 床下浸水　106戸 道路被害　17箇所 17,000千円 河川の損壊 34箇所 61,000千円 農地の損壊118箇所 59,000千円 農業用水路の損壊 25箇所 13,000千円 ため池の損壊 18箇所 30,000千円 その他の農業用施設の損壊 12箇所　頭首工　3,000千円 道　路　9,000千円 農作物の被害 150ha　80,000千円 被害金額合計　292,000千円 避難 4世帯　上河原、桶谷ｱﾊﾟｰﾄ 避難場所　市民会館和室 土砂崩れ 2箇所 鈴鹿、相野台

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
昭和58年 9月28～29日	昭和58年9月24日から29日にかけての台風10号と前線による大雨と暴風	24日から29日にかけての台風 10号と前線による大雨と暴の ため河川の氾濫、崖崩れ等の災害が発生した。 連続雨量　220㎜ (26日23時～28日19時) 日最大雨量　186㎜ 時間雨量　28㎜ (28日12～13時)	県下全域で、死者13人、全壊・流失住家11戸 武庫川水位 最高水位5.12m　28日17時30分 下田中測定所 配備体制及び出動人員（三田市） 延総人員　1,035人 市職員　332人（消防署職員を含む） 消防団　703人 28日 7時　水防本部の設置 16時　災害対策本部設置（３号指令発令） 29日17時　災害対策本部解散	床上浸水　89戸 床下浸水　506戸 道路被害　39箇所 橋梁2箇所 77,093千円 河川の損壊　114箇所 297,877千円 農地の損壊　174箇所 102,300千円 ため池の損壊 21箇所 36,000千円 農業用水路の損壊 51箇所 34,700千円 その他の農業用施設の損壊 30箇所　頭首工　7,000千円 農　道　22,000千円 その他　1,700千円 農作物の被害 584.5ha 128,348千円 その他 水道施設　上水道送水管破損 武庫が丘、狭間が丘公園、城山公園 19,800千円 砂防　18件　29,286千円 被害金額合計　756,104千円 避難 50世帯 興徳寺、広野小学校、加茂公民館、 中央公民館、広沢公民館、三田小学校、 三輪小学校、市民会館
昭和60年 6月25日	昭和60年6月24日から7月1日の梅雨前線と台風6号による大雨	前線と台風6号による大雨で、床下浸水等の住家被害、土木・ 農林関係被害が生じた。 連続雨量　81㎜ 日最大雨量　81㎜ 時間雨量　27㎜	県下全域で被災者110人、被災世帯37戸 武庫川水位 最高水位2.69m 25日14時20分 下田中測定所 配備体制及び出動人員（三田市） 市職員　56人 25日16時30分　特別配備体制 16時50分　水防本部設置 22時　水防本部解除	床下浸水 2戸 三輪地区(中町) ため池　3箇所　7,600千円 田　1箇所　1,000千円 井堰　1箇所　5,000千円 水路　1箇所　5,000千円 市道　1箇所　500千円 農作物　18.5ha 1,225千円 被害金額合計　20,325千円

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
昭和61年 7月20～21日	昭和61年7月21日から23日の梅雨前線による水害	梅雨前線による大雨のため住 家等一部破損、床上浸水、床下浸水などの被害があった。 連続雨量　57㎜ 日最大雨量　57㎜ (7月21日5時～21時) 時間雨量　22㎜ (7月21日6時～7時)	県下全域で被災者1,401人、被災世帯380戸 武庫川水位　最高水位3.88m 配備体制及び出動人員（三田市） 延総人員　499人 市職員　173人 消防団　126人 水防団　200人 7月21日7時　特別配備体制 9時　水防本部設置 11時　災害対策本部設置（２号指令） 23日5時　災害対策本部解散	床上浸水　1戸 広野 床下浸水 37戸 広野19戸、小野3戸、藍15戸 道路　6件　3,172千円 河川　16件　74,066千円 農地　26箇所　17,000千円 ため池　4箇所　9,000千円 農業水路 20箇所　17,000千円 その他農業用施設 17箇所 18,000千円 農作物　70.0ha 8,805千円 被害金額合計　147,043千円 避難　6世帯(18名) 武庫川左岸決壊の恐れのため 市民会館へ
昭和63年 6月1～4日	昭和63年6月2日から3日の兵庫県南部低気圧と前線による大雨	２日～３日の兵庫県南部の低気圧と前線による大雨のため、死者、住家、公共土木施設、農林水産施設に被害が生じた。 連続雨量　174㎜ 日最大雨量　83㎜ (6月1日19時～4日3時20分) 時間雨量　20.5㎜ (6月3日11時～12時)	県下全域で被災者20人、被災世帯5戸、 全壊・流失住家2戸 武庫川水位 最高水位4.13m　6月3日午後4時 配備体制及び出動人員（三田市） 延総人員　137人 消防団　137人 6月3日16時30分　水防本部設置 17時　水防第２号・１号指令発令 18時　水防第２号・１号指令解除	道路　5件　55,970千円 河川　15件　99,750千円 農地　5箇所　2,886千円 ため池　8箇所　17,668千円 農業水路　7箇所　5,790千円 その他農業用施設　2箇所 1,318千円 農作物　22.04ha 被害金額合計　183,382千円

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成元年 9月2～3日	平成元年9月2日から3日の秋雨前線による大雨	2～3日の秋雨前線による大雨により兵庫県南部の住家、公共土木施設、農林水産施設に被害が生じた。 連続雨量　113㎜ 日最大雨量　94㎜ 時間雨量　19.5㎜	県下全域で被災者207人、被災世帯68戸 武庫川水位 最高水位3.39m 9月3日午後12時 配備体制及び出動人員（三田市） 延総人員　538人 市職員　28人（消防職員） 消防団　510人 9月3日7時　水防本部設置 17時　水防本部解散	床下浸水　1戸 道路　15,252千円 河川　13件　22,490千円 農地　12箇所　8,754千円 ため池　4箇所　6,366千円 農業水路　2箇所　822千円 その他農業用施設　5箇所 5,610千円 農作物　3,351千円 被害金額合計　62,645千円
平成2年 5月8日	平成2年5月8日の雷雨による降ひょうと短時間強雨	8日雷雨による降ひょう、短時間強雨により、住家、公共土木施設及び農作物に被害があった。 連続雨量　122㎜ (9月2日21時～3日13時) 時間雨量　18㎜ (9月3日5時～6時)	県下全域で被災者66人、被災世帯22戸	三田市内には大きな被害は無かった。
平成2年 9月17～20日	平成2年9月17～20日までの秋雨前線と台風19号による大雨と強風	17日日本海沿岸に停滞していた秋雨前線は台風19号の北上に伴い活発化し、19日20時頃和歌山県の白浜市に上陸し、兵庫県下に集中豪雨をもたらし、特に県北部で600㎜を越える集中豪雨となり、河川氾濫、崖崩れ等続発死者2名、家屋の倒壊、浸水、農林資産施設、公共土木施設その他甚大な被害が発生した。 連続雨量　237㎜ 日最大雨量 159㎜ 時間雨量　8.5㎜	県下全域で被災者68,994人、被災世帯22,269戸 床上浸水2,789戸、床下浸水19,387戸 武庫川水位 最高水位3.33m 9月20日午前2時　下田中測定所 配備体制及び出動人員（三田市） 延総人員　538人 市職員　28人（消防職員） 消防団　510人 9月19日13時30分　水防第１号指令発令 17時　水防第２号指令発令 20日 1時　水防第２・１号指令解除	道路　4件　7,670千円 河川　16件　115,200千円 農地　6箇所　8,079千円 ため池　7箇所　27,272千円 その他農業用施設　6箇所 7,831千円 農作物　310ha　157,400千円 被害金額合計　323,470千円

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成8年 8月28日	平成8年8月28日の秋雨前線による大雨	28日の秋雨前線の南下により、兵庫県南部に局地的な集中豪雨をもたらし、床上、床下浸水等の住家被害、河川氾濫、崖崩れ等土木・農業関係被害が発生した。 連続雨量　309㎜ 日最大雨量　251㎜ 時間雨量　40㎜	県下全域で被災者169人、被災世帯44戸武庫川水位 最高水位4.85m　8月28日午後1時 配備体制及び出動人員(三田市) 延総人員　608人 市職員　413人(消防職員含む) 消防団　195人 8月28日 9時　水防初期警戒配備体制 10時　災害対策本部設置 防災第１号指令発令 12時　防災第２号指令発令 29日17時　災害対策本部解散	床上浸水5戸　上青野3戸、藍本1戸、大川瀬1戸 床下浸水37戸　上青野11戸、母子8戸、藍本13戸、大川瀬4戸、本庄1戸 道路　13件　70,609千円 河川　32件　209,282千円 農地　38箇所　34,183千円 その他農業用施設180箇所 90,000千円 農作物　176.3ha　33,705千円 被害金額合計　437,779千円
平成9年 7月17日	平成9年7月17日の梅雨前線による水害	17日の梅雨前線による大雨のため、床下浸水の被害が発生した。 連続雨量　48㎜ 日最大雨量　48㎜ 時間雨量　43㎜	県内各地で床下浸水、土砂崩れ、道路冠水等の被害が発生した。 武庫側水位　最高水位3.27m 7月17日午後6時 配備体制及び出動人員(三田市) 市職員　79人 7月17日17時15分　初期警戒配備体制 19時15分　初期警戒配備体制解除 待機配備体制 20時　待機配備体制解除	床下浸水　6戸 (三田2戸、三輪4戸) 農地　5箇所　4,173千円 その他農業用施設 10箇所　36,360千円
平成9年 7月26日 ～27日	平成9年7月26日の台風9号による水害	台風9号の接近による大雨のため停電等の被害が発生した。 連続雨量　61㎜ 日最大雨量　61㎜ 時間雨量　10㎜	県内各地で重傷者4人、軽傷者15人、一部損壊5棟床上浸水17棟、床下浸水286棟、避難世帯1,281世帯避難者数1,703人、停電16,260戸 武庫川水位　最高水位0.94m 7月26日午後7時30分 配備体制及び出動人員（三田市） 延総人員　125人 市職員　111人 消防団　14人 7月26日15時　初期警戒配備体制 17時15分　水防第1号指令発令 22時30分　水防第1号指令解除 初期警戒配備体制 27日 0時30分　初期警戒配備体制解除	停電　20戸(東本庄) 農作物　22.2ha　1,637千円 その他農業用施設 2箇所　200千円

年 月 日	原 因	気 象 状 況	災 害 の 概 況	三 田 市 の 被 害
平成9年 8月 5日	平成9年8月5日の秋雨前線による水害	5日の秋雨前線の南下による大雨のため床上浸水等の被害が発生した。 連続雨量　22㎜ 日最大雨量　22㎜ 時間雨量　17.5㎜	県下各地で床上浸水、床下浸水、土砂崩れ、道路冠水等の被害が発生した。 武庫川水位 最高水位1.75m　8月5日午前11時 配備体制及び出動人員(三田市) 延総人員　79人 市職員　79人 8月 5日15時30分　初期警戒配備体制 17時15分　初期警戒配備体制解除 待機配備体制 20時　待機配備体制解除	床下浸水　6戸 (三田4戸、三輪1戸、上相野1戸) 近畿自動車道敦賀線通行止め (三田西IC～丹南篠山口IC) 県道三田後川上線通行止め (小柿～ 後川下)
平成9年 8月 7日	平成9年8月7日の秋雨前線による水害	7日の梅雨前線による大雨のため、床上浸水、床下浸水、道路冠水等の被害が発生した。 連続雨量　93㎜ 日最大雨量92.5㎜ 時間雨量　52㎜	県内各地で床上浸水、床下浸水、土砂崩れ、道路冠水等の被害が発生した。 武庫川水位 最高水位3.50m 8月 7日午前4時 配備体制及び出動人員(三田市) 延総人員　93人 市職員　79人 消防団　14人 8月 7日　3時　初期警戒配備体制 5時　初期警戒配備体制解除 待機配備体制 9時　待機配備体制解除	床上浸水　7戸 (三田7戸) 床下浸水 42戸 (三田23戸、三輪17戸、広野2戸) 停電　620戸 道路冠水　4箇所 市道三輪山田線、市道天神長尾線、 市道北摂中央3号線、JR三田駅構内 農地　16箇所　13,029千円 その他農業用施設 16箇所　29,188千円

年 月 日	原 因	気 象 状 況	災 害 の 概 況	三 田 市 の 被 害
平成10年 9月22日	平成10年9月22日の台風7号による水害	台風7号の接近による大雨のため、床下浸水等の被害が発生した。 連続雨量　169㎜ 日最大雨量　169㎜ 時間雨量　62.5㎜	県内各地で重傷者1人、軽傷者3人、床上・床下浸水747棟、避難世帯49世帯、避難者数95人、停電16, 800戸 武庫川水位 最高水位3.18m 9月22日午後4時 配備体制及び出動人員(三田市) 延総人員　139人 市職員　99人 消防団　40人 9月22日11時15分　初期警戒配備体制 17時　初期警戒配備体制解除	停電　30戸(岩倉) 神戸電鉄全線不通 床下浸水　4戸(三輪) 道路冠水　2箇所 県道三田後川上線通行止 (小柿～後川下) 市道横山天神線 農作物　408.2ha 98,000千円
平成10年 10月17日 ～18日	平成10年10月17日の台風10号による水害	台風10号の接近による大雨のため、床下浸水等の被害が発生した。 連続雨量　158㎜ 日最大雨量　124㎜ 時間雨量　33㎜	県内各地で重傷者1人、軽傷者4人、全壊1棟、一 部損壊3棟、道路冠水等97箇所、床下浸水232棟、床上浸水87棟、避難世帯106世帯、避難者数173人、停電43,710戸 武庫川水位 最高水位4.43m 10月18日午前2時 配備体制及び出動人員(三田市) 延総人員　147人 市職員　97人 消防団　50人 10月17日11時　待機配備体制 21時　待機配備体制解除 初期警戒配備体制 10月18日6時30分　初期警戒配備体制解除	床下浸水　17戸 (三輪16戸、小野1戸) JR宝塚線不通 (三田～新三田) 農作物　51.2ha 28,370千円 文化財　旧九鬼邸 25,410千円

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成11年 6月29日 ～30日	平成11年6月29日の大雨による水害	梅雨前線の活動による大雨のため、床下浸水等の被害が発生した。 連続雨量　165㎜ 日最大雨量　165㎜ 時間雨量　29㎜	県内各地で軽傷者1人、床上・床下浸水1531棟 武庫川水位 最高水位5.49m 6月30日午前1時 配備体制及び出動人員(三田市) 延総人員　888人 市職員　260人 消防団　628人 6月29日17時15分　待機配備体制 19時35分　初期警戒配備体制 6月30日 2時30分　待機配備体制 4時40分　待機配備体制解除	自主避難　21世帯　89人 (酒井13戸、小柿4戸、下槻瀬1戸、小野3戸) 床上浸水　2戸(三輪) 床下浸水　26戸 三輪8戸、高次　2戸、駅前町2戸、三田町1戸、 相生町1戸、南が丘4戸、大原1戸、尼寺1戸、下槻瀬1戸、波豆川1戸、小野1戸、乙原1戸、藍本1戸、大川瀬1戸 道路冠水　5箇所 国道176号線日出坂付近、県道三田後川上線、市道下里小柿線、市道北摂中央2号線、市道三輪川除武庫川線 道路被害　9箇所　30,700千円 県道三田後川上線、県道曽地　中三田線、市道砥石川高次線 、市道堂底堂北線、市道上本庄広野停車場線、市道地福線、市道有馬富士公園線2箇所、市道香下山田線 河川被害　15箇所 55,600千円 農地被害　21箇所 21,000千円 農業施設被害　25箇所 62,000千円

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成16年 8月30日 ～31日	平成16年8月30日の台風16号による水害	台風16号の接近による暴風雨により、倒木等の被害が発生した。 連続雨量　78.5㎜ 日最大雨量　75.5㎜ 時間雨量　33.0㎜	播磨地方を中心に県内各地で、死者3人、重傷者4人、軽傷者53人、全壊4棟、半壊40棟、一部損壊2,192棟、床上浸水387棟、床下浸水1,290棟 配備体制及び出動人員(三田市) 延総人員　200人 市職員　105人 消防団　95人 8月30日13時00分　待機配備体制 17時00分　初期警戒配備体制 8月31日 3時30分　待機配備体制 8時45分　待機配備体制解除	道路通行止　4件 市道工業団地4号線、市道上野大原中央病院線、市道テクノパーク須丸線、市道大川瀬川端線 住家被害　一部損壊24件 倒木多数
平成16年 9月7日	平成16年9月7日の台風18号による被害	台風18号の接近による暴風により、倒木等の被害が発生した。 連続雨量　1.5㎜ 日最大雨量　1.5㎜ 時間雨量　1.5㎜	県内各地で重傷者13人、軽傷者84人、大規模半壊1棟　半壊18棟　一部損壊977棟　床上浸水51棟　床下浸水315棟 配備体制及び出動人員(三田市) 延総人員　206人 市職員　105人 消防団　101人 9月29日11時50分　初期警戒配備体制 21時00分　待機配備体制 22時30分　待機配備体制解除	人的被害　重傷1名 自主避難　1世帯2人 住家被害　一部損壊26件 神戸電鉄全線不通 神姫バス運行中止 ＪＲ新三田駅以北不通 道路通行止　5箇所件 市道須丸線、市道三輪中央線、市道古城4号線、市道加茂福島線、県道後川上線

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成16年 9月29日	平成16年9月29日の台風21号による被害	台風21号の接近による大雨により床下浸水、土砂災害等の被害が発生した。 連続雨量　118㎜ 日最大雨量　113㎜ 時間雨量　39㎜	西播磨地方を中心に県内各地で重傷者2人、軽傷者4人、全壊10棟、大規模半壊24棟、半壊429棟、一部損壊84棟、床上浸水561棟、床下浸水3,393棟 配備体制及び出動人員(三田市) 延総人員　146人 市職員　36人 消防団　110人 9月29日10時20分　待機配備体制 9月30日00時00分　待機配備体制解除	床下浸水　3戸 (三田1戸、三輪2戸) 一部損壊　5件 道路冠水　2箇所 市道三輪川除武庫川線、市道寺垣内線 土砂災害2箇所 大川瀬うぐいすの里2箇所 農地　10箇所　18百万円 農業施設　6箇所　34百万円
平成16年 10月20日	平成16年10月20日の台風23号による水害	台風23号の接近による暴風雨により、床上浸水、山腹崩壊等の被害が発生した。 連続雨量　253㎜ 日最大雨量　188㎜ 時間雨量　39.5㎜ 武庫川水位（下田中） 629㎜(17:50)	但馬、淡路地方を中心に県内各地で、死者26人、重傷者39人、軽傷者91人、全壊650棟、大規模半壊1,461棟、半壊5,405棟、一部損壊1,264棟、床上浸水1,674棟、床下浸水9,531棟 配備体制及び出動人員(三田市) 延総人員　667人 市職員　247人 消防団　420人 10月20日 7時30分　待機配備体制 13時00分　初期警戒配備体制 16時00分　水防1号指令発令 災害対策本部設置 23時00分　水防1号指令解除 10月21日 2時00分　待機配備体制解除 9時00分　災害対策本部解散	軽傷　3人 床上浸水　1戸 床下浸水　25戸 住家一部損壊　96件 避難勧告　2人 1世帯 自主避難　119人46世帯 道路通行止　21件 道路冠水　13件 山腹崩壊　9箇所 神戸電鉄、神姫バス不通 ＪＲ福知山～広野間運転中止 農地　80箇所　108百万円 農業施設　87箇所　148百万円 農作物、園芸施設　62百万円 山腹崩壊等11箇所　40百万円 河川　50箇所　115百万円 道路　40箇所　101百万円

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成18年 7月15日～ 19日	平成18年7月15日～19日の梅雨前線南下による水害	梅雨前線の南下による豪雨により、山腹崩壊等の被害が発生した。 連続雨量　161㎜(7/15～19) 最大時間雨量 16㎜ (7/19 4:00～5:00)	県内各地で軽傷者1人、床上浸水1棟、床下浸水58棟、避難勧告1世帯3名、自主避難64世帯135人、一部損壊2棟 配備体制及び出動人員(三田市) 7月19日　3時50分　水防待機配備(40人) 7月28日　19時00分　水防待機配備解除	自主避難　3人1世帯 道路通行止　2箇所 道路冠水　5箇所 水路溢水　3箇所 道路法面崩壊　1箇所 山の斜面崩壊　1箇所 農地法面崩壊　1箇所 土砂崩れ　1箇所 倒木　2箇所
平成19年 7月13日～ 15日	平成19年7月13日～15日の台風4号による暴風	台風4号の接近による暴風雨が発生した。 最大総雨量 143.5㎜(7/13～15) 最大風速 10m/s (7/15)	配備体制及び出動人員(三田市) 7月14日　14時00分　水防待機配備 (31人) 7月14日　17時00分　水防待機配備 (59人) 7月14日　19時00分　水防警戒配備 (150人) 7月15日　04時30分　水防警戒配備解除 7月15日　04時30分　水防待機配備 7月15日　06時00分　水防待機配備解除	自主避難　3人2世帯 住家・人に対する被害は無かった
平成20年 7月28日	平成20年7月28日の大雨による水害	28日雷雨による降ひょう、短時間強雨により、床下浸水等の住家被害や、停電などの被害があった。 連続雨量　64.5㎜(7月28日) 時間雨量　57㎜ (7月28日14時～15時)	配備体制及び出動人員(三田市) 7月28日　13時55分　水防待機配備 7月28日　19時40分　水防待機配備解除	道路通行止　2箇所 道路冠水　2箇所 床下浸水　3戸 停電　延べ13000戸 農業用施設　1件 車両・ｶｰﾎﾟｰﾄ等　14件

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成21年 7月26日	平成21年7月26日の大雨による水害	26日雷雨、短時間強雨により、床下浸水等の住家被害や、道路冠水などの被害があった。 連続雨量　69.5㎜(7月26日) 時間雨量　51㎜ (7月26日10時～11時)	配備体制及び出動人員(三田市) 7月26日　13時55分　水防待機配備 7月26日　19時40分　水防待機配備解除	道路通行止　3箇所 道路冠水　4箇所 床下浸水　7戸
平成21年 10月7日～ 8日	平成21年10月7日～8日の台風18号による暴風	台風18号の接近による暴風により、市内各地で倒木等の被害が発生した。 連続雨量　86㎜ 時間雨量　6.5㎜ 最大瞬間風速　28.7m/s (10月8日)	配備体制及び出動人員(三田市) 10月7日　13時30分　水防待機配備 10月7日　22時15分　水防警戒配備 10月7日　05時00分　水防警戒配備解除 10月8日　05時00分　水防待機配備 10月8日　08時15分　水防待機配備解除	自主避難　3人3世帯 倒木等　85箇所
平成22年 5月23日～ 24日	平成22年5月23日～24日の大雨による水害	23日大雨により、床下浸水等の住家被害や、道路冠水などの被害があった。 連続雨量　92.5㎜(5月24日) 時間雨量　10㎜ (5月24日7時～8時)	配備体制及び出動人員(三田市) 5月23日　20時10分　水防待機配備 5月24日　17時50分　水防待機配備解除	自主避難　5人2世帯 道路通行止　2箇所 道路冠水　2箇所 床下浸水　2戸 神戸電鉄 箕谷～山の街間土砂崩れにより運休。
平成23年 5月29日～ 30日	平成23年5月29日～30日の台風2号による暴風雨	台風2号の接近による暴風雨により、山腹崩壊や道路冠水などの被害があった。 連続雨量　172㎜(5月30日) 時間雨量　16㎜ (5月29日8時～9時) 最大瞬間風速　23.6m/s	配備体制及び出動人員(三田市) 7月29日　09時45分　水防待機配備 7月29日　22時11分　水防待機配備解除	道路通行止　2箇所 道路冠水　3箇所 水路溢水　5箇所 山腹崩壊（香下）　3箇所 倒木　4箇所 道路への土砂流出　1箇所

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成23年 7月19日～ 20日	平成23年7月19日～20日の台風6号による暴風雨	台風6号の接近による暴風雨により、市内各地で倒木等の被害が発生した。 連続雨量 100.5㎜（7月20日） 時間雨量 13㎜ 最大瞬間風速 17.7m/s （7月19日）	配備体制及び出動人員（三田市） 7月19日　12時30分　水防待機配備 7月20日　09時00分　水防待機配備解除	倒木等　21箇所
平成23年 9月2日～ 4日	平成23年9月2日～2日の台風12号による暴風雨	台風12号の接近により、倒木や、道路冠水などの被害があった。 連続雨量　244.0㎜（9月4日） 時間雨量　24.5㎜ （9月3日22時～23時） 最大瞬間風速 20.3m/s （9月2日）	県内各地で死者1人、負傷者17人、全壊2棟、半壊1棟、床上浸水1,364棟、床下浸水5,496棟、一部損壊8棟、避難者2,990世帯7,792名 配備体制及び出動人員（三田市） 9月2日　15時40分　水防待機配備 9月4日　04時45分　水防待機配備解除	道路通行止　2箇所 道路冠水　2箇所 倒木　2戸
平成23年 9月20日～ 21日	平成23年9月20日～21日の台風15号による暴風雨	台風15号の接近による暴風雨により、倒木や道路冠水などの被害があった。 連続雨量　229㎜（9月20日） 時間雨量　19㎜ （9月20日5時～6時） 最大瞬間風速　19.1m/s （9月21日）	県内各地で死者1人、負傷者18人、半壊3棟、床上浸水190棟、床下浸水441棟、一部損壊12棟、避難者561世帯1,124名 配備体制及び出動人員（三田市） 9月20日　05時57分　水防待機配備 9月20日　09時45分　水防警戒配備 9月20日　20時45分　水防警戒配備解除 9月20日　20時45分　水防待機配備 9月21日　09時10分　水防警戒配備 9月21日　15時15分　水防警戒配備解除 9月21日　15時15分　水防待機配備 9月21日　17時30分　水防待機配備解除	道路通行止　3箇所 道路冠水　2箇所 水路溢水　1箇所 倒木　32箇所 水路への土砂流出　1箇所 ＪＲ新三田～福知山間で運転見合わせ等あり

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成24年 4月3日	平成24年4月3日の暴風雨	暴風雨により、倒木や道路冠水などの被害があった。 連続雨量　29㎜(4月3日) 時間雨量　19㎜ (4月3日14時～15時) 最大瞬間風速　26.8m/s (4月3日)	配備体制及び出動人員(三田市) 4月3日　9時55分　水防待機配備 4月3日　20時01分　水防待機配備解除	人的被害　2件 住家被害　1件 道路通行止　1箇所 道路冠水　2箇所 水路溢水　1箇所 倒木　15箇所 農業施設被害　4件 ＪＲ尼崎～宝塚間で運転見合わせ等あり
平成24年 6月19日	平成24年6月19日の台風4号による暴風雨	台風4号による暴風雨により、倒木の被害があった。 連続雨量　31.5㎜(6月19日) 時間雨量　5.5㎜ (6月19日15時～16時) 最大瞬間風速　18.6m/s (6月19日)	配備体制及び出動人員(三田市) 6月19日　6時52分　水防待機配備 6月19日　17時00分　水防警戒配備 6月19日　19時10分　水防待機配備 6月19日　20時32分　水防待機配備解除	倒木　3箇所
平成24年 7月6日～7日	平成24年7月6日～7日の大雨による被害	大雨による道路冠水の被害があった。 連続雨量　76㎜ 時間雨量　31.5㎜	配備体制及び出動人員(三田市) 7月6日　20時24分　水防待機配備 7月7日　6時59分　水防待機配備解除	道路通行止　1箇所
平成24年 9月30日	平成24年9月30日の台風17号による暴風雨	台風17号による暴風雨により、倒木の被害があった。 連続雨量　55.5㎜ 時間雨量　9.5㎜ 最大瞬間風速　23.1m/s	配備体制及び出動人員(三田市) 9月30日　7時45分　水防待機配備 9月30日　17時58分　水防待機配備解除	倒木　7箇所
平成25年 9月2日	平成25年9月2日の大雨による被害	大雨により、道路冠水などの被害があった。 連続雨量　70.5㎜(9月2日) 時間雨量　50㎜ (9月2日11時30分～12時30分)	配備体制及び出動人員(三田市) 9月2日　10時54分　水防待機配備 9月2日　13時00分　水防待機配備解除	道路冠水　2箇所

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成25年 9月3日	平成25年9月3日の大雨による被害	大雨により、道路冠水などの被害があった。 連続雨量　129.5㎜(9月2日) 時間雨量　32㎜ (9月3日14時50分～15時50分) 最大瞬間風速　18.6m/s (6月19日)	配備体制及び出動人員(三田市) 9月3日 17時52分　水防待機配備 9月3日　23時18分　水防待機配備解除	道路通行止　3箇所 道路冠水　3箇所
平成25年 9月4日	平成25年9月4日の大雨による被害	大雨による道路冠水の被害があった。 連続雨量　202.5㎜ 時間雨量　23.5㎜（14時～15時)	配備体制及び出動人員(三田市) 9月4日　12時01分　水防待機配備 9月4日　13時00　水防待機配備解除	道路通行止　1箇所 道路冠水　2箇所
平成25年 9月15日	平成25年9月15～16日の台風18号による暴風雨	台風18号の接近のよる暴風雨が発生した 連続雨量　269.5㎜ 時間雨量 30.5㎜（１６日０時～１時)	配備体制及び出動人員(三田市) 9月15日　21時28分　水防待機配備 9月16日 10時00分　水防待機配備解除	自主避難　113人33世帯 道路通行止　5箇所 道路冠水　2箇所 神戸電鉄　鈴蘭台～有馬温泉駅・有馬口～岡場駅　始発より運転見合わせ 農地被害　2箇所 法面崩壊　2箇所 倒木　１箇所
平成26年 8月8日～ 10日	平成26年8月8日～10日の台風11号による暴風雨	台風11号の接近による暴風雨により、市内各地で倒木等の被害が発生した。 連続雨量 359㎜ 日最大雨量　122.5㎜(8月9日) 最大時間雨量 67㎜ (8月10日10時半～11時半) 最大瞬間風速　28.9m/s (8月10日)	配備体制及び出動人員(三田市) 8月 9日　06時47分　水防待機配備 8月 9日　19時45分　水防警戒配備 8月10日　11時30分　水防1号指令 8月10日　14時00分　水防1号指令解除 8月10日　14時00分　水防警戒配備 8月10日　15時00分　水防警戒配備解除 8月10日　15時00分　水防待機配備 8月10日　18時51分　水防待機配備解除	一部損壊1棟、床上浸水1棟、床下浸水11棟、避難者3世帯13名 道路通行止　13箇所 公園・緑地等被害　17箇所 農地・農業用施設被害　196箇所 道路等被害　103箇所 水道被害　4箇所

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成26年 8月16日	平成26年8月16日の大雨による被害	大雨による道路冠水などの被害があった。 連続雨量　100.5㎜ 日最大雨量　76.0㎜ 最大時間雨量　72.0㎜ (12時～13時) 最大瞬間風速　10.2m/s	配備体制及び出動人員(三田市) 8月16日　11時34分　水防待機配備 8月16日　18時00分　水防待機配備解除	道路通行止　2箇所 道路冠水　2箇所 床上浸水2棟、床下浸水34棟
平成26年 10月5日～ 6日	平成26年10月5日～6日の台風18号による暴風雨	台風18号による暴風雨により、倒木の被害があった。 連続雨量　103.5㎜(10月6日) 日最大雨量　31.0㎜(10月6日) 最大時間雨量 30.3㎜(5時～6時) 最大瞬間風速　23.6m/s（10月6日）	配備体制及び出動人員(三田市) 10月05日　19時04分　水防待機配備 10月06日　8時06分　水防待機配備解除	倒木　数箇所
平成26年 10月13日 ～ 14日	平成26年10月13日～14日の台風19号による暴風雨	台風19号の接近による暴風雨により、市内各地で倒木等の被害が発生した。 連続雨量 120.5㎜(10月14日) 日最大雨量　94.5㎜(10月13日) 最大時間雨量 23.5㎜ (10月13日17時～18時) 最大瞬間風速　19.1m/s (10月14日)	配備体制及び出動人員(三田市) 10月13日　06時41分　水防待機配備 10月13日　10時35分　水防警戒配備 10月13日　14時00分　水防指令第1号体制 10月13日　21時20分　水防警戒配備 10月13日　23時00分　水防待機配備 10月14日　03時17分　水防待機配備解除 避難情報発令状況 13日16時 避難準備情報発令 土砂災害警戒区域を含む６５区・自治会、３９３４世帯、９５５５人)	道路通行止　1箇所 倒木　2箇所 ＪＲ宝塚線　運転見合わせ（大阪～篠山口） 避難者11世帯18名

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成27年7月16日～18日	平成27年7月16日～18日の台風11号による暴風雨	連続雨量281㎜(母子小学校) 日最大雨量255㎜(母子小学校)7月17日 時間最大雨量22㎜(母子小学校)7月17日18時40分から19時40分	配備体制及び出動人員(三田市) 7月16日　16時51分　水防待機配備 7月17日　13時00分　水防警戒配備 7月17日　17時30分　水防指令第1号体制 7月18日　6時00分　水防待機配備 7月18日　9時00分　水防待機配備解除 避難情報発令状況 7月17日 15時00分：避難準備情報の発令 17区・自治会（1,690世帯　4,137人） 16時30分：避難準備情報の発令 67区・自治会（9,752世帯　23,040人） 17時30分：避難勧告の発令 67区・自治会（9,752世帯　23,040人）	道路通行止　4箇所 床下浸水　1箇所 道路等被害　59箇所 農地等被害　39箇所
平成28年9月20日	平成28年9月20日の台風16号による暴風雨		配備体制及び出動人員(三田市) 9月20日　5時25分　水防待機配備 9月20日　11時50分　水防警戒配備 9月20日　16時20分　水防待機配備 避難所開設状況 9月20日　13時10分　市指定避難所・福祉避難所・地区連絡所　開設準備完了 9月20日　16時20分　市指定避難所・福祉避難所・地区連絡所　撤収	倒木　5箇所 土のう対応等　6箇所

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成29年9月17日～18日	台風18号による暴風雨	連続雨量 107.5mm(波豆川公民館) 日最大雨量　89.5mm(波豆川公民館　17日) 最大時間雨量 50.5mm (駒ヶ谷体育館、フラワータウン市民センター　17日 20時50分～21時50分) 最大瞬間風速 21.4m/s(17日 20時30分) 最大平均風速 12.8m/s(17日 15時10分)	配備体制 17日 10時58分　水防待機配備（連絡員体制） 14時40分　水防待機配備 15時40分　水防警戒配備 18日　0時22分　水防待機配備（連絡員体制） 2時50分　体制解除 避難所開設状況 17日 17時55分　自主避難所開設(10施設) ※避難者数：述べ3世帯9名(3施設) 18日　0時22分　全避難所閉鎖	・倒木　9箇所 ・道路通行止　2箇所
平成29年10月22日～23日	台風21号による暴風雨	連続雨量 233.5mm(広野市民センター) 日最大雨量　189.5mm(高平ふるさと交流センター　22日) 最大時間雨量 22.0mm (高平ふるさと交流センター　22日 19時～20時) 最大瞬間風速 39.6m/s(23日 0時58分) 最大平均風速 22.4m/s(23日 1時) 羽束川最高水位 3.28m(22日 23時50分)	配備体制 22日 12時18分　水防待機配備 20時00分　水防警戒配備 23日　6時50分　水防待機配備 8時25分　体制解除 避難所開設状況 22日 18時10分　自主避難所開設(10施設) 22時00分　市指定避難所開設(34施設) ※避難者数：述べ17世帯36名(9施設) 23日　7時30分　全避難所閉鎖 避難情報発令状況 22日 22時55分　避難勧告発令（市之瀬及び波豆川を除く高平地区の浸水想定区域内の144世帯、358人） 23日　6時50分　避難勧告解除	暴風雨により市内各地で倒木、家屋や農業施設の被害が多数発生した。 ・道路通行規制　10箇所 ・停電　5,300軒 ・通報受付件数 257件

年月日	原因	気象状況	災害の概況	三田市の被害
平成30年7月5日～8日	平成30年7月豪雨	最大累積雨量 571.0㎜(母子小学校) 日最大雨量　300.5㎜(波豆川公民館　5日) 最大時間雨量 57.0㎜ (母子小学校　7日 4時10分～5時10分) 最大10分雨量 14.5㎜ (母子小学校　6日 14時40分～14時50分) 河川最高水位 ・武庫川（三田）5.00m（7日 7時10分） ・武庫川（藍本）3.67m（7日 6時40分） ・武庫川（西野上）4.25m（7日 7時00分） ・青野川（下青野）2.82m（7日 6時30分） ・黒川（小野）3.01m（7日 6時00分） ・羽束川（高平）3.48m（5日 22時00分）	配備体制 5日 10時20分　水防待機配備 13時00分　水防警戒配備 6日 15時10分　水防指令１号配備 8日　3時33分　水防待機配備 5時10分　水防待機配備（連絡員体制） 16時15分　体制解除 避難情報発令状況 5日 15時30分　避難準備・高齢者等避難開始発令（浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の5,554世帯、12,585人） 21時40分　避難勧告発令（市之瀬区を除く高平地区13区の浸水想定区域の151世帯、378人） 6日　9時50分　避難指示（緊急）発令（鈴鹿、酒井、下里区の浸水想定区域の14世帯、37人） 15時10分　避難勧告発令（市内の土砂災害警戒区域の3,298世帯、7,655人） 8日　3時33分　避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を解除 避難所開設状況 5日 13時00分　市指定避難所(34施設)開設 20時30分　福祉避難所(1施設)開設 ※最大避難者数86世帯196人	・倒木　6箇所 ・土砂崩れ　14箇所 ・道路冠水　11箇所 ・河川被害　8箇所 ・道路被害　20箇所 ・公園被害　4箇所 ・建物被害（住宅）　5件 ・建物被害（非住家）　5件

年 月 日	原 因	気 象 状 況	災 害 の 概 況	三 田 市 の 被 害
平成30年7月28日～29日	台風12号による暴風雨	最大累積雨量 64.5㎜(高平ふるさと交流センター) 最大時間雨量 26.0㎜ (高平ふるさと交流センター　29日 3時～4時) 最大瞬間風速 25.9m/s(29日 3時53分)	配備体制 28日 15時56分　水防待機配備（連絡員体制） 18時00分　水防警戒配備 29日 10時00分　水防待機配備（連絡員体制） 11時00分　体制解除 避難情報発令状況 28日 18時00分　避難準備・高齢者等避難開始発令（市内全域の46,131世帯、113,078人） 29日　8時50分　避難準備・高齢者等避難開始解除 避難所開設状況 28日 18時00分　市指定避難所開設(34施設) ※最大避難者数21世帯34人(9施設) 29日　9時00分　全避難所閉鎖	・倒木　　1箇所
平成30年8月23日～24日	台風20号による暴風雨	最大累積雨量222.0㎜（波豆川公民館）	配備体制 23日 11時20分　水防待機配備（連絡員体制） 17時20分　水防警戒配備 24日　8時10分　水防待機配備 8時30分　水防待機配備解除 避難情報発令状況 23日 17時20分　避難準備・高齢者等避難開始発令（洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の5,554世帯、12,585人） 24日　3時25分　避難勧告発令（土砂災害警戒区域内の3,298世帯、7,655人） 5時50分　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告解除 避難所開設状況	・停電（上井沢、広野、藍本、上本庄、東本庄　約1,140軒） ・道路冠水　５箇所

			23日 17時20分　市指定避難所開設(35施設) ※最大避難者数54世帯85人 24日　8時30分　全避難所閉鎖	
平成30年9月4日	台風21号による暴風雨		配備体制 4日　6時23分　水防待機配備（連絡員体制） 11時00分　水防警戒配備 18時20分　水防待機配備（連絡員体制） 避難情報発令状況 4日 11時00分　避難準備・高齢者等避難開始発令 （洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の5,554世帯、12,585人） 18時20分　避難準備・高齢者等避難開始解除 避難所開設状況 4日　9時30分　市指定避難所開設(中学校を除く26施設) 11時00分　市指定避難所開設（全35施設） ※最大避難者数91世帯154人 18時20分　全避難所閉鎖	・倒木　7箇所 ・水路溢水　2箇所 ・ブロック塀倒壊　1箇所 ・軽傷者　1名
平成30年9月30日	台風24号による暴風雨	最大瞬間風速 26.3m/s(30日22時02分)	配備体制 30日　7時08分　水防待機配備（連絡員体制） 10時30分　水防待機配備 12時00分　水防警戒配備 23時00分　水防待機配備 23時30分　水防待機配備（連絡員体制） 避難情報発令状況 30日 12時00分　避難準備・高齢者等避難開始発令 （洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の5,554世帯、12,585人） 23時30分　避難準備・高齢者等避難開始解除	特になし

			避難所開設状況 30日 12時00分　市指定避難所開設(全35施設) ※最大避難者数63世帯100人 23時30分　全避難所閉鎖	
令和5年8月15日	台風7号による暴風雨	最大瞬間風速 23.8m/s	配備体制 14日　22時14分　水防待機配備 15日　09時00分　水防警戒配備 16時30分　水防待機配備 16日　03時37分　水防待機配備解除	・停電（市内21地区） ・倒木　3箇所 ・カーブミラー損壊
令和7年7月8日	令和7年7月8日大雨	最大1時間雨量　93.0mm(当時観測史上最大)	配備体制 8日　14時40分　水防待機配備 17時22分　水防待機配備解除	・床下浸水　4件 ・市道通行止め等　6か所 ・福島１号線(JRアンダーパス)車両1台水没

＜資料＞

兵庫県における災害（明治40年から昭和63年）　兵庫県
兵庫県における災害（平成元年から平成５年）　兵庫県
兵庫県ホームページ（平成23年度台風第12号・第15号関連情報）　兵庫県
気象月報（明治35年～平成６年）気象庁神戸海洋気象台
気象統計情報（平成19年から平成23年）　気象庁

【資料5-2-1】ハザードマップさんだ NO.1

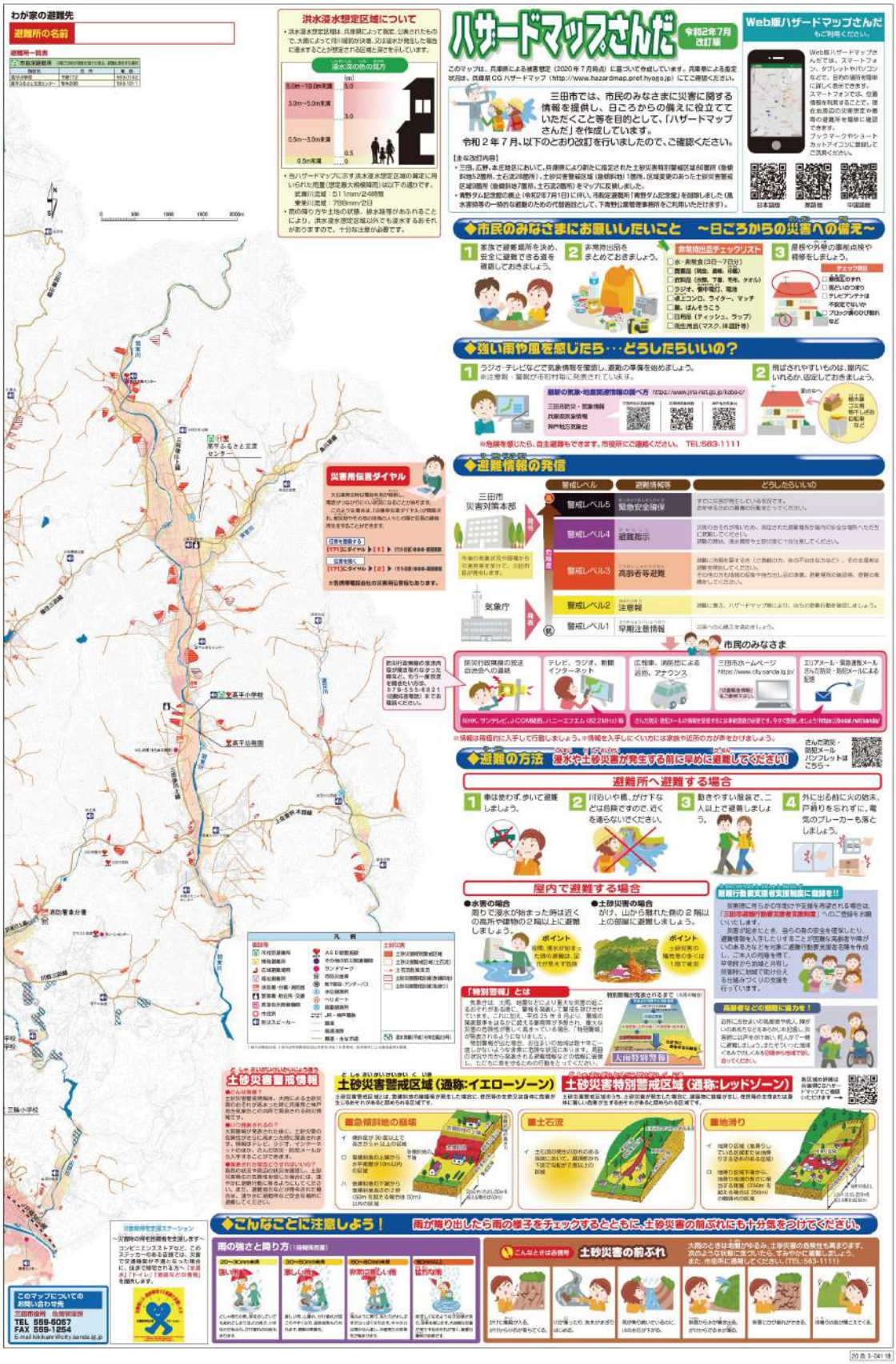

※高平幼稚園　　令和6年度末閉園

（ただし、AED設置施設のため、「旧高平幼稚園」と表記変更の予定）

【資料5-2-1】ハザードマップさんだ NO.2

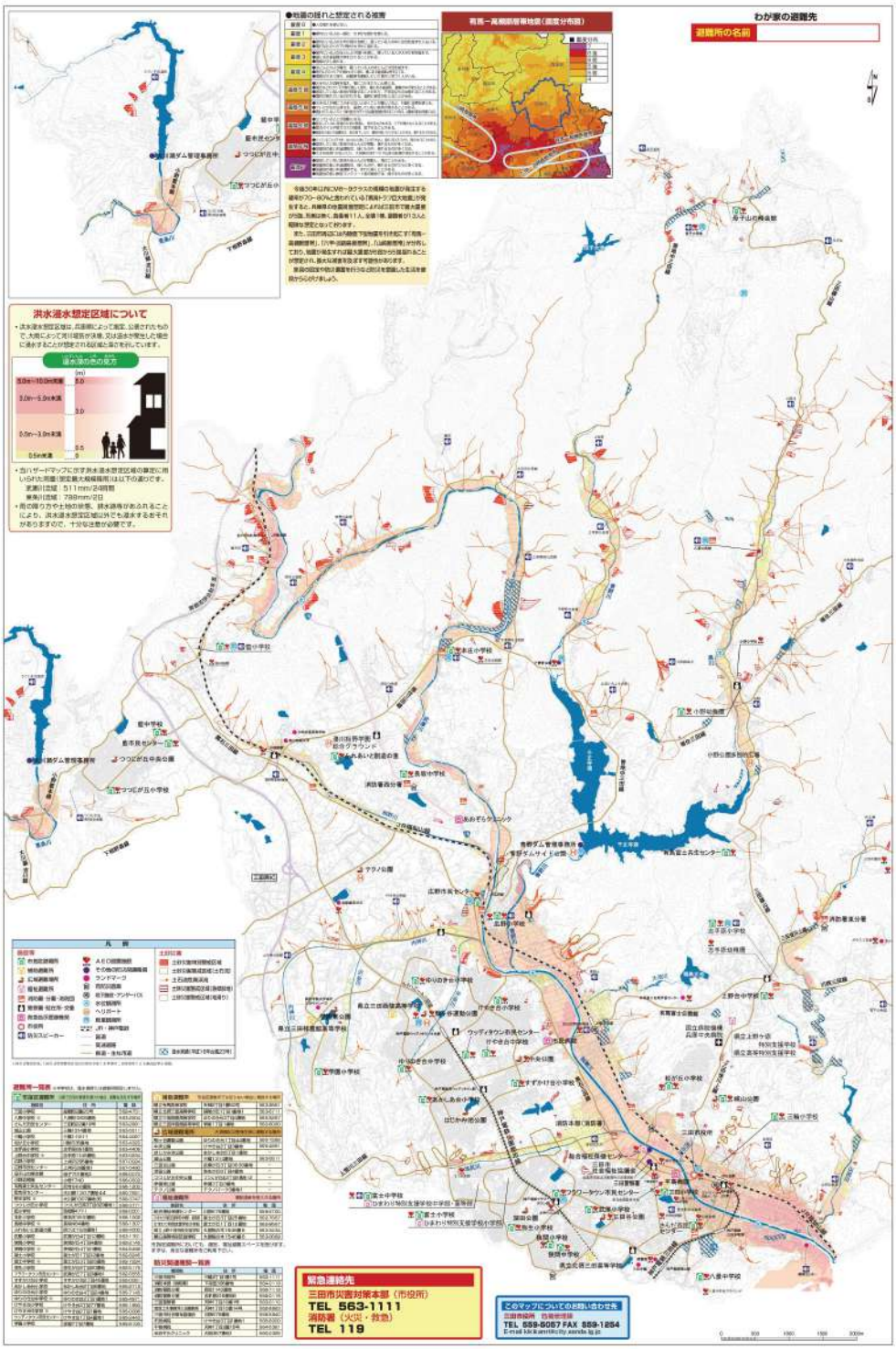

※藍幼稚園　令和5年度末閉園

（ただし、AED設置施設のため、「旧藍幼稚園」と表記変更の予定）

※本庄幼稚園　令和5年度末閉園

（ただし、AED設置施設のため、「旧本庄幼稚園」と表記変更の予定）

※小野幼稚園　　令和6年度末閉園

（ただし、市指定避難所として使用するため、「旧小野幼稚園」と表記変更の予定）

※高平幼稚園　　令和6年度末閉園

（ただし、AED設置施設のため、「旧高平幼稚園」と表記変更の予定）
※志手原幼稚園　ありまふじ幼稚園へ名称変更予定
※みつば幼稚園　地図上へ追記予定
※市指定避難所　母子山の峰会館削除予定
※市指定避難所　母子小学校追記予定

【資料5-2-2】浸水想定区域内における地下街等

【別紙１】　武庫川浸水想定区域地下街等名簿

市町名：三田市　　単位：㎡

施設の種類	施設番号	施設名称	所在地	連絡先	施設面積
消防法施行令別表第1 16の２	1	三田駅前地下駐輪場	駅前町２番地	079-564-6181	1,903.109
	1	新三田駅前駐輪場	福島455-9	079-561-2267	2,699.49

※　施設番号
１・・・　消防法施行令規則第12条第1項第8号ロに該当するもの。
（延べ面積が千平方メートル以上の地下街）
２・・・　消防法施行令規則第12条第1項第8号ハ(ハ)に該当するもの。
（地階の床面積の合計が五千平方メートル以上の防火対象物）

【資料　5-2-3】　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

1　要配慮者利用施設の範囲

水防法に基づく浸水想定区域内及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に所在する次の施設とする。

①社会福祉施設	高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等
②学校	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、特別支援学校
③医療施設	病院、診療所（有床に限る）、助産所

2　浸水想定区域内の要配慮者利用施設

区	分	施　設　名	所　在　地	電話	FAX
※	③	医療法人社団尚仁会 平島病院	天神1－2－15	564-5381	559-1990
	①	医療法人社団尚仁会 デイサービスセンター和（なごみ）	天神1－2－15	564-5400	564-5387
※	①	ユピテル三田	中町7－34	565-2220	565-2333
	①	スクラム	中内神427	567-0021	567-0021
	①	ねくすと	中内神427	567-2600	567-2600
	①	ふれあいサロン三田	三田町38-9	563-1130	
	①	デイサービスセンターひなたぼっこ	相生町3-1ﾕｰﾄﾋﾟｱ三田	553-0880	
	①	藹デイサービスセンター	寺村町4239-1	565-2235	
※	①	ひだまりの家	三輪2丁目1-10	553-6301	
※	①	グループホーム三輪	三輪2丁目13-16	553-8820	
※	①	特別養護老人ホーム　オーキッド	駅前町３番15号-101	556-7557	
	①	デイサービスセンター　メリーハウス	中央町5-10三田ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ3F	556-5650	
	①	三田市社会福祉協議会中央デイサービスセンター	川除675	559-5943	
	①	でいサービスセンター年輪	藍本80-1	560-7878	
	①	アイクロッソ	三田町40-7-302	559-7155	559-7156
	③	三田さかいクリニック	天神1-1-12	563-1188	
	①	三田保育所	天神2-3-3	564-2418	564-2438
	②	高平小学校	下里172	569-0142	569-0399
※	①	ホームウッディ	三田市福島1丁目23	561-2310	561-2310
	①	あいの保育園	三田市下相野1904	568-6292	568-6292
	①	さんだのもり保育園	三田市高次１丁目１－４	562-6633	

※は24時間要配慮者が滞在する重要施設

３　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

区　分		施　　設　　名	所　在　地	電話	FAX
	①	三田保育所	天神2丁目3番3号	564-2418	564-2438
※	①	三田療護園	東本庄1188番地	568-2588	568-2643
※	③	社会福祉法人枚方療育園　医療福祉センターさくら		568-4103	568-4104
	②	三輪幼稚園	三輪1-13-41	563-6529	563-6571
	②	小野小学校	小野1254番地1	566-0201	566-0327
	①	ハッピーテラス　さんだ教室	高次1-3-16パルテール三田101	555-6161	555-6162

※は24時間要配慮者が滞在する重要施設

【資料5-3】気象予警報等の種類及び基準

1　特別警報

気象などにより予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報で、神戸地方気象台が発表する。

2　危険警報

気象などにより重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報で、神戸地方気象台が発表する。

3　警報

気象などにより重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報で、神戸地方気象台が発表する。

4　注意報

気象などにより災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報で、神戸地方気象台が発表する。

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧は次のとおりである。

<table>
<tr><td rowspan="3">三田市</td><td>府県予報区</td><td colspan="2">兵庫県</td></tr>
<tr><td>一次細分区域</td><td colspan="2">南部</td></tr>
<tr><td>市町村等を
まとめた地域</td><td colspan="2">阪神</td></tr>
<tr><td rowspan="6">特別警報</td><td rowspan="2">レベル５大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>レベル５大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>流域雨量指数基準</td><td>レベル５大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>レベル５土砂災害</td><td>60分雨量及び土壌雨量指数基準</td><td>基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風</td><td colspan="2">中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雪</td><td colspan="2">府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予</td></tr>
</table>

		想される場合	
危険警報	レベル４大雨	表面雨量指数基準	対象格子においてのレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	対象河川の格子においてレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル４土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	レベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね２時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
警報	レベル３大雨	表面雨量指数基準	レベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	レベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準※1	レベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル３土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	レベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね３～６時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
注意報	レベル２大雨	表面雨量指数基準	レベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	レベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準※1	レベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル２土砂災害	60分雨量及び土壌 雨量指数基準	レベル２土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	強風	平均風速	12m/s

	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40％で実効湿度60％	
		空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	
	なだれ	①積雪の深さ70cm以上あり降雪の深さ20cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温9℃以上又は24時間雨量10mm以上※２	
	低温	最低気温-4℃以下※2	
	霜	晩霜期 最低気温2℃以下	
	着雪	24時間降雪の深さ：20cm以上　気温：2℃以下	
※1表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。			
※2気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。			

５　気象情報

気象の予報などについて一般及び関係機関に対して発表する情報で大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがあり、神戸地方気象台が発表する。

６　兵庫県における予警報の地域細分（津波予報を除く。）

地域細分は次に示すとおりである。

	一次細分	市町を まとめた区域	市　　町
兵庫県	北部	但馬北部	豊岡市、香美町、新温泉町
		但馬南部	養父市、朝来市
	南部	北播丹波	西脇市、丹波篠山市、多可町、丹波市
		播磨北西部	神河町、市川町、福崎町、佐用町、宍粟市
		阪神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市 宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
		播磨南東部	明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市 加西市、稲美町、加東市、播磨町
		播磨南西部	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、太子町 上郡町
		淡路島	洲本市、南あわじ市、淡路市

（注）一次細分地域及び二次細分地域は、それぞれ海岸線から概ね20海里以内の海洋を

含む。

7　火災警報

市長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、三田市火災予防条例施行規則第９条に基づき火災警報を発することができる。

ア　実効湿度が60％以下であって、最小湿度が40％を下り、かつ、最大風速が7m/sを超える見込みのあるとき。

イ　平均風速10m/s 以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのあるとき。ただし、降雨及び降雪の場合を除く。

8　水防警報

国土交通大臣又は知事は、洪水又は高潮及び津波等により災害の発生が予想される場合に、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法第10条の６に基づき水防警報を発することとする。

【資料6-1】市内放射性物質取扱事業所一覧

1　販売事業所

	事　業　所　名	所　在　地
1	日本メジフィジックス(株)兵庫工場	三田市テクノパーク9-1

2　使用事業所

	事　業　所　名	所　在　地
1	上野製薬(株)R&Dセンター	三田市テクノパーク4-1
2	日本メジフィジックス(株)兵庫工場	三田市テクノパーク9-1
3	三田市民・済生会病院	三田市けやき台3-1-1
4	キシダ化学（株）三田事業所	三田市テクノパーク14-10

様 式 第 1 号

年　　月　　日

自 衛 隊 派 遣 要 請 書

兵庫県知事　齋　藤　　元　彦　様

三田市長　田村　克也

時　　分、自衛隊法第８３条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請します。

記

区　　分	内　　容
災害の状況	
要請責任者職氏名	危機管理課長　　℡ (079)559-5057
派遣を希望する期間	年　月　日から　　年　月　日までの　　日間
派遣希望区及び活動内容	
その他参考事項	

様 式 第 2 号

災 害 報 告 及 び 対 応 処 理 票

受付日時	年　月　日	午前 午後	時　分	受信方法	・電話 ・口頭 ・その他(　　)
受付者		通報者区分	・市民・市職員・消防団・県・警察・(　　)		
通報者	住所	三田市	氏名		電話	―

通報内容	場 所	三田市	・通報者住所に同じ	住宅地図 ページ	ページ ―

(災害区分)	(発生地区)
1 避難	1 三田
2 人的	2 三輪(南部)
3 住家	3 三輪(北部)
4 道路	4 広野
5 河川	5 小野
6 水路	6 母子
7ため池	7 高平
8 山地	8 本庄
9 交通	9 藍
10 その他	10 つつじが丘
	11 ﾌﾗﾜｰﾀｳﾝ
	12 ｳｯﾃﾞｨﾀｳﾝ
	13 ｶﾙﾁｬｰﾀｳﾝ

(箇所名・施設名)

【何が？】
川・ため池・水路・山林・法面・田畑・道路・家・事業所（会社）
【どうなっている？】
溢れそう・溢れている・崩れそう・崩れている・道路冠水・通行不能・土砂崩れ・倒木・床下浸水・床上浸水・建物倒壊
【その他】
避難希望・避難場所の問い合わせ・救助要請・避難誘導要請・パトロール要請

※土嚢要請数　　個

回答内容	**優先度** **高** **中** **低**	(具体的な回答内容)

対応指示内容	指示対象	・待機職員・消防団(第　分団)・事業者(　　)・その他(　　)

※土嚢搬送数　　個(・市役所・広野市民 C・高平交流 C・乙原公民館・藍市民 C・ふれあいの里)

処理内容報告	対応者名	(所属)　　課	氏名	(所属)　　課	氏名

様式第３号

被害状況報告書

［速報及び中間報告］

（　月　日午前・午後　時現在）

市町名				被害区分		単位	
報告年月日	年　月　日			人的被害	死者	人	
報告者氏名	課				行方不明者	人	
災対本部	設置	月　日午前後　時			負傷者 重傷	人	
	廃止	月　日午前後　時			負傷者 軽傷	人	
避難の状況	勧告・自主避難の別	勧告・自主		住家被害	全壊	棟	
	世帯数					世帯	
	人員				半壊	棟	
	避難場所					世帯	
避難指示を発した地区名					一部損壊	棟	
						世帯	
避難指示を発令した時刻	月　日午前後　時				床上浸水	棟	
						世帯	
※　被害の内で特に大きなもの（文教施設、病院、福祉施設の損害）					床下浸水	棟	
						世帯	
				非住家	公共建物	棟	
					その他	棟	
				その他の被害	崖くずれ	箇所	
					道路	箇所	
					橋りょう	箇所	
					河川	箇所	
					鉄道不通	箇所	
					水道	戸	

午　前

被害状況報告・補助資料　　月　　日　　時現在

午　後

被害の種別内容		地区名 （河川・路線名）	被害の規模・概要	応急対策の実施状況	
人的被害					
住家被害					
その他の被害（主なもの）					

様 式 第 4 号

（ 表 ）

緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 書

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　様

申請者住所
電　　話
氏　　名　　印

行政機関等の名称		1　指定行政機関　　2　指定地方行政機関 3　地方公共団体（執行機関含む）　　4　指定公共機関 5　指定地方公共機関　　6　その他 名　称（　　）
車　両　番　号		
輸　送　人　員 又　は　品　名		
車両の使用者	住　所	
	氏　名	
	氏　名	
業 務 の 内 容		1　警報の発令及び伝達並びに避難の指示 2　消防、水防その他応急措置 3　避難、救助その他の保護 4　児童等の応急の教育 5　施設及び設備の応急の復旧 6　清掃、防疫その他の保健衛生 7　犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序の維持 8　緊急輸送の確保 9　その他
出　発　地		

注 1　行政機関等の名称は、該当する項目の番号を○印で囲み、その名称を記載してください。

2　本届出書は２通作成し、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付のうえ、車両の使用の本拠地を管轄する警察署に提出してください。ただし、兵庫県、神戸市及び自衛隊は、直接、警察本部交通規制課に提出してください。

（　裏　）

第　　号

緊　急　通　行　車　両　事　前　届　出　済　証

様

緊急通行車両事前届出書のとおり届出を受けたことを証する。

年　　月　　日

兵庫県公安委員会　　印

注　意　事　項

1　災害発生時には、県警本部交通規制課又は警察署若しくは検問所に本届出証を提出して、所要の手続きを受けてください。

2　届出内容に変更が生じ、又は本届出証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した場合には、事前届出を行った県警本部交通規制課又は警察署に届け出て、再交付を受けてください。

3　事前届出を受けた車両が、次に掲げる事項に該当することとなったときは、速やかに事前届出を行った県警本部交通規制課又は警察署に本届出済証を返還してください。

(1)　緊急通行車両に該当しなくなったとき、又は廃車となったとき。

(2)　その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

様 式 第 5 号

航　空　機　支　援　要　請　書

年　　月　　日

陸 上 自 衛 隊 第 3 師 団 長　様

三田市長　田　村　　克　也

航空機支援要請について、下記のとおり要請します。

記

1　支援要請理由

2　支援要請期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日　までの　　日間

3　支援希望航空機の種類・機数

機

4　支援希望地域

5　活動内容

6　臨時場外離発着場

7　要請責任者氏名

三田市危機管理課長

様 式 第 6 号

災害防疫業務完了報告書

市町

1　災害発生の年月日　　年　　月　　日

2　災害の原因

3　被害の概要　　床上浸水　　戸　　床下浸水　　戸

4　措置の概要

(1)　災害対策本部の活動（防疫実施の方針及び主要作業日程を含む。）

設置せず

(2)　災害防疫活動

ア　予防宣伝　　有　・　無

イ　飲料水の確保及び井戸水の消毒　　有　・　無

ウ　消毒方法　　有　・　無

エ　し尿処理及び消毒方法　　有　・　無

オ　清潔方法　　有　・　無

カ　その他特記すべき事項　　有　・　無

キ　防疫活動方法　　有　・　無

5　伝染病の発生状況

発生せず

6　予防接種

実施せず

7　伝染病隔離病舎消毒所等の被害状況

なし

8　災害防疫所要領

災　害　防　疫　所　要　領

市町名
課名
報告者氏名

(1)　防疫作業費

事　　業	区　　分	所要額	備　　考
1　予防委員諸費			
2　清潔、消毒方法諸費	(1)清潔方法		実施戸数 （経費内訳）
	(2)清潔方法		実施戸数 （経費内訳） 薬剤 消耗品費 燃料費
3　予防救治費			
4　伝染病隔離病舎諸費			
5　委託入院費			
6　臨時隔離病舎諸費			
7　消毒所諸費			
8　予防救治従事者の手当等諸費	特殊勤務手当		（患者等発生の場合）
9　交通遮断、隔離等諸費			
10　伝染病貧民患者及び死体			
11　ソ属昆虫駆除費			（別途指定）
12　家用水供給諸費			対象実人員 給水日数
13　法第１９条の２　手当			
14　予防事務費			（経費内訳） 思想普及費 通信費
15　備品整備費			設備費 台
合　　計			理由

様 式 第 7 号

〒
三田市
○○　○○　様

三　　第　　号

り 災 証 明 書

住　　所				
世帯の構成	氏名	続柄	生年月日	被害
災害名				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

兵庫県三田市三輪２丁目１番１号

兵庫県三田市長　　田村　克也

様　式　第　8　号

施設所管課→本部事務局（情報収集・伝達担当）

避難所別避難者数一覧

集計日時　　月　　日　　時　　分現在

地区	避　難　所　名	開設日時	世帯数	人数	男性			女性			主な避難区・自治会
					大人	小人	乳幼児	大人	小人	乳幼児	
三田	三田小学校										
	八景中学校										
	さんだ市民C										
三輪	城山公園										
	三輪小学校										
	松が丘小学校										
	志手原小学校										
	上野台中学校										
広野	広野小学校										
	広野市民C										
	青野ダム記念館										
小野	母子山の峰会館										
	小野幼稚園										
	有馬富士共生C										
高平	高平小学校										
	高平ふるさと交流C										
藍	藍市民C										
	藍中学校										
	つつじが丘小学校										
	藍小学校										
本庄	本庄小学校										
	長坂中学校										
	ふれあいと創造の里										
フラワー	武庫小学校										
	狭間小学校										
	狭間中学校										
	富士小学校										
	富士中学校										
	弥生小学校										
	ＦＴ市民C										
ウッディ・カルチャー	すずかけ台小学校										
	あかしあ台小学校										
	ゆりのき台小学校										
	ゆりのき台中学校										
	けやき台小学校										
	けやき台中学校										
	ＷＴ市民C										
	学園小学校										
合　計											

各避難所から送付されてきた、避難所運営報告書の合計欄の人数を記載する。

様式第９号

第　　報

避　難　の　状　況

年　月　日　時　分現在		受信時刻	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

市町村名	地区名	避難した日時	避難世帯数	避難人員数	避難勧告又は指示		警戒区域の設定		避難の理由	避難先・今後の見通し等
					有無	勧告又は指示した日時	有無	指定した日時		
					指示 自主避難		有・無			
					指示 自主避難		有・無			
					指示 自主避難		有・無			
					指示 自主避難		有・無			
					指示 自主避難		有・無			
					指示 自主避難		有・無			
					指示 自主避難		有・無			
					指示 自主避難		有・無			
					指示 自主避難		有・無			
					指示 自主避難		有・無			

様式第10号

第　　報

人　的　被　害　発　生　状　況

年　月　日　時　分現在		受信時刻	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

被災者					被害状況				備考
氏名	住所	年齢	性別	職業	死亡、重・軽傷の別	日時	場所	原因（具体的に）	〔応急処置、収容先病院、要治療機関、情報源〕

様式第11号

家　屋　被　害　状　況

(　　年　月　日　時　分現在)

地区名	大字名	通報件数	調査件数	世帯数	世帯人数	住家			非住家			その他	
						全壊	半壊	その他	全壊	半壊	その他	件数	内訳
合計													

様式第12号

物　資　調　達　配　給　状　況

（ 速報 ・ 中間 ・ 最終 ）

（　　年　月　日　時　分現在）

品名																
受払別		受	払	残	受	払	残	受	払	残	受	払	残	受	払	残
日時	避難所等															

(注)　物資等 ―――――― 食料、寝具、生活必需品の受払いを記載すること。

救助部 ―――――― 日赤その他の救援物資等の受払いを記載すること。

様式第13号

第　　報

避難・救護所開設の状況

年　月　日　時　分現在		受信時刻	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

種別	名称	設置場所	開設日時	収容可能人員	現収容人員	実施機関	活動人員	その他参考事項
避難所								
救護所								

様式１

被　害　状　況　調

被害の状況＼法適用市町村名				三　田　市			
人的被害	死者						
	行方不明						
	負傷	重傷					
		軽傷					
		小計					
	計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出					
		半壊又は半焼					
		一部損壊					
		床上浸水					
		床下浸水					
	世帯数及び人員	全壊・全焼又は流出	世帯				
			人員				
		半壊又は半焼	世帯				
			人員				
		一部損壊	世帯				
			人員				
		床上浸水	世帯				
			人員				
		床下浸水	世帯				
			人員				
災害発生年月日							

（注）１　負傷のうち「重傷」とは、１月以上の治療を要する見込みのものとし、「傷」とは、１月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷者欄の小計をもって報告すること。

２　「棟」とは、一つ独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて１棟とするが、２つ以上の等が渡廊下等で接続している場合には２棟とすること。

３　「一部損壊」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとすること。

４　「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。

５　住家の被害のうち「棟数」及び「一部損壊」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

様式２

災害救助費概算額調

市町村名：　三　田　市

種目別区分	員数	単価	金額	備考
1　救助費				
(1) 収容施設供与費				
避難所設置費	延人			
既存建物	延人			
野外仮設	延人			
天幕借上	延人			
応急仮設住宅設置費	延人			
建設型仮設住宅	延人			
借上型仮設住宅	延人			
(2) 炊出しその他による食品給与費	延人			
(3) 飲料水供給費	延人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	世帯			
全壊(焼)流出	世帯			
半壊(焼)床上浸水	世帯			
(5) 医療及び助産費	延人			
医療費	延人			
助産費	延人			
(6) 災害にかかった者の救出費	人			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			
(8) 生業資金の貸与費	世帯			
(9) 学用品の給与費	人			
小学校児童（教科書）	人			
（文房具等）	人			
中学校生徒（教科書）	人			
（文房具等）	人			
高等学校等生徒（教科書）	人			
（文房具等）	人			
(10)埋葬費	体			
大人	体			
小人	体			
(11)死体の捜索費	体			
(12)死体の処理費	体			
(13)障害物の除去費	世帯			
(14)輸送費				
(15)賃金職員等雇上費				
2　実費弁償費				
3　扶助費				
4　損失補償費				
5　法第１９条の補償				
救助事務費		円	円	
合計		円	円	

様式３

救助の種目別物資受払状況

市町村名：　三　田　市

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備　考
避　難　所　用								
炊出しその他による食品供与用								
給水用機械器具燃料浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

（注）１　「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

２　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

３　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。

なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。

４　救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

５　救助の種類別の品目が多い場合、救助の種類別ごとに一葉作成すること。

様式４

避　難　所　設　置　及　び　収　容　状　況

市町村名：　三　田　市

避難所の名称	種　別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		支出額	備　考
					品名	数量		
		年　月　日 ～　　年　月　日	人	人				
計								

（注）１　「種別」欄は、既存建物、野外施設、天幕の別に記入すること。

２　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

３　他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

４　福祉避難所の場合には、避難所の名称欄の名称を○で囲むこと。
福祉避難所として設置した実費については、「備考」欄に記入すること。

様式５

仮　設　住　宅　台　帳

市町村名：　三　田　市

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備　考
		人					月　日	月　日	月　日	円	
計	世帯										

（注）１　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

２　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

３　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

４　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

５　「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。

６　「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式６

炊　出　し　給　与　状　況

市町村名：　三　田　市

炊出し場の名称	月　日			月　日			月　日			月　日			合　計	実支出額 円	備　考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
計															

（注）　「備考」欄は、給食内容を記入すること。

様式７

飲　料　水　の　供　給　簿

市町村名　三　田　市

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	故障の概要			
	人				円	月　日	円		円	円	

（注）１　給水用機械器具は、借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。

２　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

様式８

物　資　の　給　与　状　況

市町村名　三　田　市

住家被害程度区分		世帯主氏　名	基礎となった世帯構成人員	給与年月	物資給与の品名					実支出額	備　考
					布団	毛布					
			人	月　日						円	
計	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

災害救援物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者氏名　　印

（注）１　住家の被害程度に、全壊（焼）流出又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。

２　受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。

３　「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

様式９

救　護　班　活　動　状　況

救護班

班長：医師　氏名　　印

月　日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修 繕 費	備　　考
		人		人	円	
計						

（注）　「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式１０

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

市町村名　三　田　市

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月　日				点	点	円	
計　機関	人								

（注）　「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様式１１

助　産　台　帳

市町村名　三　田　市

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金　　額	備　　考
			月　日～ 月　日	円	
計					

様式１２

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

市町村名　三　田　市

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者（管理者）氏名	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
月　日	人				円	月　日	円		円	円	
計											

（注）　１　他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
２　借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
３　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

様式１３

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

市町村名　三　田　市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘　　要
		月　　日	円	
計　　世帯				

様式１４

学 用 品 の 給 与 状 況

市町村名 三　田　市

学校名		学年	児童（生徒）氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳 教科書 国語	教科書 算数	教科書	その他学用品 鉛筆	その他学用品 ノート	その他学用品	実支出額	備考
					月日							円	
計	小学校		人									円	
	中学校		人									円	
	高等学校		人									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年　　月　　日

給与責任者（学校長）

氏名　　印

（注）１　「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

２　「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式１５

埋　葬　台　帳

市町村名 三　田　市

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年令	死亡者との関係	氏名	棺（附属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

（注）１　埋葬を行った者が市（区）町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。

２　市（区）町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。

３　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式１６

死　体　処　理　台　帳

市町村名　三　田　市

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存料	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式１７

死 体 検 索 状 況 記 録 簿

市町村名　三　田　市

年月日	検索地区	検索死体	検索用機械器具			金額	備　考
			名称	数量	所有者（管理者）氏名		
						円	
計		人					

様式１８

障 害 物 除 去 の 状 況

市町村名　三　田　市

住家被害程度区分		氏　名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備　考
			月　日～月　日	円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

様式１９

輸　送　記　録　簿

市町村名　三　田　市

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	合数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円	円	
計													

（注）１　「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。

２　都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。

３　借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。

４　借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。

５　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式２０

賃金職員雇上台帳

（救助種別）

住所	氏名	日額	月分						基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金額	

（注）１　本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

２　各日別就労状況は、１日就労したものは「１」と表示する。また、時間外に５時間就労したものは「１．５」と表示すること。

様式２１

災害救助費繰替支弁金請求書

金　　円

ただし、　　年　　月　　日発生した　　による災害救助繰替支弁金

種目別区分	実支出額			算定基準による算定額			
	員数	単価	金額	員数	単価	金額	備考
1　救助費							
(1) 収容施設供与費				延人			
避難所設置費	延人			延人			
既存建物	延人			延人			
野外仮設	延人			延人			
天幕借上	延人			延人			
応急仮設住宅設置費	延人			延人			
建設型仮設住宅	延人			延人			
借上型仮設住宅	延人			延人			
(2) 炊出しその他による食品給与費	延人			延人			
(3) 飲料水供給費	延人			世帯			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	世帯			世帯			
全壊(焼)流出	世帯			世帯			
半壊(焼)床上浸水	世帯			延人			
(5) 医療及び助産費	延人			延人			
医療費	延人			延人			
助産費	延人			人			
(6) 災害にかかった者の救出費	人			世帯			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			世帯			
(8) 生業資金の貸与費	世帯			人			
(9) 学用品の給与費	人			人			
小学校児童（教科書）	人			人			
（文房具等）	人			人			
中学校生徒（教科書）	人			人			
（文房具等）	人			人			
高等学校等生徒（教科書）	人			人			
（文房具等）	人			体			
(10) 埋葬費	体			体			
大人	体			体			
小人	体			体			
(11) 死体の捜索費	体			体			
(12) 死体の処理費	体			世帯			
(13) 障害物の除去費	世帯						
(14) 輸送費							
(15) 賃金職員等雇上費							
2　実費弁償費							
3　救助事務費							
合計	円			円			

上記のとおり請求する。

年　　月　　日

兵庫県知事　　様

三田市長　田村　克也　　印

注１　繰替支弁金請求書は、算定合計額を掲げること。

２　内訳の欄は、該当する種目だけ掲げること。

３　この請求書には、実施した救助の種類に応じて作成した災害救助に関する手続き等を定める規則別表第３に掲げる書類及び支払い証拠書類の写しを添付すること。

４　算定基準による算定額欄の金額は、災害救助に関する手続き等を定める規則別表第１に定めるところにより算定した額とし、その額は、常に実支出額欄の金額以下の額となるものであること。

５　救助の程度、方法及び期間について特別基準が認められた場合は、当該特別基準の内容が算定基準による算定額となるものであること。

様式２２　救助実施記録日計票

救助実施記録日計票

救助の種類				
	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障	応仮	医	埋葬
	被服	助産		

三　田　市

責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

地区責任者氏名＿＿＿＿＿＿

No.＿＿＿＿＿＿＿＿　　月　日　時　分

員数（世帯）	
品目（数量金額）	
受入先	
支出先	
場所	
方法	
記事	

記入要領

① 各救助の種類ごとに一葉作成すること。

② 記録票欄外のナンバー欄には記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、報告内容を訂正する場合、例えばＮｏ.10の次にＮｏ.5の分を訂正する場合にはＮｏ.11（Ｎｏ.5訂正）のように記載のうえ前回分もＮｏ.5の記録票には朱で×印を附し（Ｎｏ.11に訂正済）とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。なお、救助の実施種類が多い場合には救助の種類ごとに一連番号を附しナンバー順に綴ってよい。

③ 記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を○で囲み欄内該当欄に必要最少限度の事項を記入する。

④ 機械機具等を無償で借上げた場合についても記録票を作成する。

⑤ 災害救助基金より放出した場合についても同様とする。

⑥ 被服寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と市町村調達分の双方があるときはそれぞれ別個に記録票を作成する。

様式２３　死体の捜索状況記録簿

市町村名　三　田　市

死体の捜索状況記録簿

年月日	捜索人員	捜索用機械器具								実支出額（円）	備考
		名称	借上費又は購入費			修繕費			燃料費（円）		
			数量	所有者（管理者）氏名	金額（円）	修理月日	修繕費（円）	修繕の概要			
計											

（注）　1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
2 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、借上費「金額」欄に記入すること。
3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

関係機関連絡先一覧

1　指定地方行政機関

機　　関　　名	所　　在　　地	電　　話
近畿管区警察局 （広域調整第二課） 兵庫県情報通信部	大阪市中央区大手前2-1-22 神戸市中央区下山手通5-4-1	06-6944-1234 (06-6945-4489) 078-341-7441
近畿財務局 神戸財務事務所（総務課）	神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎７階	078-391-6941 078-391-2506（FAX）
近畿厚生局 （総務課）	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館3階	06-6942-2241 06-6946-1500（FAX）
近畿農政局 兵庫農政事務所(総務課)	神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎4階	078-331-9941
近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署（総務課） 篠山森林事務所	大阪市北区天満橋1-8-75 宍粟郡山崎町今宿100-1 丹波篠山市大沢253-6	06-6881-3402 0790-62-0595 079-594-0004
近畿経済産業局 （総務企画部総務課） 神戸通商事務所	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎１号館 神戸市中央区浜辺通5-1-14	06-6966-6001 06-6966-6071（FAX） 078-221-7901
近畿運輸局 神戸運輸管理部（総務企画部）	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第２地方合同庁舎5･6Ｆ	078-321-3473 078-321-3474（FAX）
大阪航空局（航空保安対策課）	大阪府大阪市中央区大手前 4丁目1番76号	06-6949-6211 06-6945-8460（FAX）
大阪管区気象台 神戸地方気象台（業務課）	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3	078-222-8901
近畿総合通信局 （陸上第二課）	大阪市中央区大手前１-5-44 大阪合同庁舎1号館4階	06-6942-8557 06-6942-1849（FAX）
兵庫労働局（安全課）	神戸市中央区東川崎町1-1-3 クリスタルタワー14・15・16Ｆ	078-367-9152
近畿地方整備局 （企画部防災課） 六甲砂防事務所（調査課）	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 神戸市東灘区住吉東町3-13-15	06-6942-1575 06-6944-4741 06-6943-1629(夜間休日) 078-851-0535

（　　）内は連絡窓口等

2　自衛隊

機　　関　　名	所　　在　　地	電　　話
陸上自衛隊第３師団 （第３部防衛班）	伊丹市広畑1-1	0727-81-0021 （内線333・424） （夜間・内線301）
陸上自衛隊第３６普通科連隊 第３科	伊丹市緑ヶ丘7-1-1	0727-82-0001 （内線4031・4032） （夜間・内線4004）

３　兵庫県

機　　関　　名	所　　在　　地	電　　話
県庁	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711(代表)
危機管理部災害対策課	〃	078-362-9450 078-362-9911(FAX)
土木部河川整備課	〃	078-362-3531
土木部砂防課	〃	078-362-3543
兵庫県警察本部	神戸市中央区下山手通5-4-1	078-341-7441 078-351-7900(FAX)
阪神北県民局 総務企画室総務防災課	宝塚市旭町2-4-15	06-6481-8046 06-6481-8148 (FAX)
宝塚土木事務所 (三田業務所)	三田市天神1-10-14	079-562-8882 079-562-8243 (FAX)
宝塚健康福祉事務所	宝塚市東洋町2-5	0797-72-0054 0797-61-5188 (FAX)
三田警察署	三田市天神1-10-1	079-563-0110 079-562-0110 (FAX)
阪神南県民センター 県民交流室総務防災課	尼崎市東難波町5-21-8	06-6481-7641 06-6481-8148 (FAX)

４　指定公共機関

機　　関　　名	所　　在　　地	電　　話
西日本旅客鉄道株式会社 三田駅	三田市駅前町1-32	079-508-1488 079-563-1448 (FAX)
NTT西日本株式会社 兵庫支店 設備部 災害対策室	神戸市中央区海岸通11番 NTT神戸中央ビル16階	078-393-9440 078-326-7363 (FAX)
日本銀行 神戸支店	神戸市中央区京町81	078-334-1111 078-325-2095 (FAX)
KDDI株式会社 神戸支店	神戸市中央区京町83 KDC神戸ビル７Ｆ	078-327-5399 078-393-0409(FAX)
日本赤十字社 兵庫県支部	神戸市中央区 脇浜海岸通1-4-5	078-241-9889 078-241-6990 (FAX)
日本放送協会 神戸放送局	神戸市中央区東川崎町1-2-2 ＨＤＣ神戸ビル５階	078-371-8527 078-362-7453 (FAX)
西日本高速道路(株)関西支社 神戸高速道路事務所	西宮市山口町下山口１４５	078-904-2861 078-904-2864 (FAX)
西日本高速道路（株）関西支社 福知山高速道路事務所	福知山市長田野町3-5-1	0773-27-7101 0773-27-4606 (FAX)
独立行政法人水資源機構 関西支社	川西市一庫字唐松４－１	072-794-6671
日本通運株式会社　三田支店	神戸市北区道場町2013-1	078-951-2191 078-951-4089 (FAX)
関西電力送配電株式会社 三田配電営業所	三田市福島字宮野前501-26	0800-777-3081 079-550-0014(FAX)
大阪ガスネットワーク 株式会社　兵庫事業部	神戸市中央区港島中町4-5-3	078-303-8600 【ｶﾞｽ漏れ専用ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ】 0120-7-19424 0120-6-19424 (FAX)
日本郵便事業株式会社　三田支店	三田市天神１－５－２０	079-563-4800
日本郵便局株式会社 三田郵便局	三田市天神１－５－２０	079-563-4023 079-563-3275(FAX)

５　指定地方公共機関

機　　関　　名	所　　在　　地	電　　話
神戸電鉄株式会社 岡場管区 三田駅	神戸市北区有野町 藤原台中町1-1-1 三田市駅前町1-30	078-982-6193 078-982-6193(FAX) 079-563-2258
神姫バス(株) 三田営業所	三田市ゆりのき台6-2	079-565-5711 079-565-5553(FAX)
丹有地区運輸事業協同組合 社団法人兵庫県トラック協会丹有支部	三田市福島61-1	079-567-1188 079-567-2146(FAX)
兵庫県道路公社	芦屋市奥池南町34-1	0797-38-001 0797-38-0003(FAX)
芦有ドライブウェイ株式会社	芦屋市奥池南町34番1号	079-738-0001 079-738-0003(FAX)
株式会社ラジオ関西	神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビル７Ｆ	078-362-7380 078-362-7403(FAX)
株式会社サンテレビジョン	神戸市中央区港島中町6-9-1	078-303-3168 078-303-3158(FAX)
株式会社Kiss-FM KOBE	神戸市中央区波止場町5番4号	078-322-1003 078-322-1008(FAX)
社団法人三田市医師会	三田市中央町19-16 （三田市役所南分館２階）	079-564-2767 079-560-2650(FAX)

６　近隣市町

市　　町　　名	担　当　部　局	電　　話
西宮市	総務局危機管理室 災害対策課	0798-35-3643 0798-36-1990(FAX)
尼崎市	危機管理安全局 災害対策課	06-6489-6165 06-6489-6166(FAX)
芦屋市	都市建設部都市基盤室 防災安全課	0797-38-2093 0797-38-2157(FAX)
伊丹市	総務部危機管理室	072-784-8166 072-784-8172(FAX)
宝塚市	都市安全部総合防災課	0797-77-2078 0797-77-2102(FAX)
川西市	総務部危機管理課	072-740-1145 072-740-1320(FAX)
猪名川町	企画総務部生活安全課	072-766-8703 072-767-7260(FAX)
神戸市	危機管理室	078-322-6237 078-322-6031
丹波篠山市	総務部総務課防災係	079-552-1116 079-552-5665(FAX)
三木市	総合政策部危機管理課	0794-89-2312 0794-82-2278(FAX)

7　防災関係団体

機　　関　　名	所　　在　　地	電　　話
三田市上下水道工事業協同組合	三田市南が丘1丁目1-8	079-563-4668 079-563-4318（FAX）
一般社団法人　兵庫県LPガス協会 摂丹支部北神・三田地区会	神戸市北区長尾町宅原 1752-1	078-986-6735 078-986-6735（FAX）
独立行政法人都市再生機構 西日本支社　北摂開発事務所	西宮市東山台1-5106	0797-61-3060 0797-61-3061（FAX）
三田市歯科医師会 （おくしゃ歯科医院）	三田市すずかけ台1-6-1	079-565-0886 079-565-2110（FAX）
三田市薬剤師会（田畑　佳子）	三田市あかしあ台5-32-1 ウッディ調剤薬局	079-560-2788 079-562-7770（FAX）
三田造園緑化管理組合 (株)前澤造園土木	三田市東本庄1768	079-568-2108 079-568-1968(FAX)
兵庫県建設業協会三田支部 (株)マツダ建設	三田市天神2丁目11番地6号	079-563-4747 079-566-7415(FAX)